

厚木市地域防災計画

(風水害等対策編)

目 次

《風水害等対策編》

第1部 総則.....	1
第1章 計画の目的、体系等.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の体系.....	1
第1項 計画の性格.....	1
第2項 計画の体系.....	1
第3項 計画の用語.....	2
第3節 計画の方針.....	3
第1項 風水害への備え.....	3
第2項 火災への備え.....	3
第3項 特殊災害（事故災害）への備え.....	3
第4項 高齢者、障がい者等への配慮.....	4
第5項 市の業務継続計画（BCP）の策定.....	4
第2章 市の特質.....	5
第1節 自然的条件.....	5
第1項 位置.....	5
第2項 地形・地質.....	5
第2節 社会的条件.....	7
第1項 厚木の歴史.....	7
第2項 人口.....	7
第3項 市街化動向.....	8
第3節 災害想定.....	9
第1項 風水害.....	9
第2項 雪害.....	9
第3項 航空災害.....	9
第4項 鉄道災害.....	9
第5項 道路災害.....	9
第6項 危険物等災害.....	9
第7項 大規模な火事災害.....	9
第8項 林野火災.....	9
第9項 火山災害.....	9
第10項 その他の災害（放射性物質、地下街等災害）.....	10
第3章 計画の推進主体とその役割.....	11

第1節 計画の進め方.....	11
第1項 進捗の調整.....	11
第2項 応急活動対策の調整.....	11
第3項 関連計画との連携による計画の推進.....	11
第4項 計画の修正.....	11
第2節 防災関係機関の実施責任.....	12
第1項 市.....	12
第2項 県.....	12
第3項 指定地方行政機関.....	12
第4項 指定公共機関及び指定地方公共機関.....	12
第5項 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者.....	12
第3節 市民及び事業所の基本的責務.....	13
第1項 市民の基本的責務.....	13
第2項 事業所の基本的責務.....	14
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	15
第1項 市.....	15
第2項 県.....	15
第3項 指定地方行政機関.....	16
第4項 自衛隊.....	17
第5項 指定公共機関.....	17
第6項 指定地方公共機関.....	18
第7項 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者.....	18
第5節 防災組織.....	20
第1項 市防災会議.....	20
第2項 厚木市災害対策本部.....	20
第2部 風水害対策.....	21
第1章 災害予防計画.....	21
第1節 計画的な土地利用及び市街地整備の推進.....	21
第1項 土地利用.....	21
第2項 市街地整備.....	21
第3項 防災拠点整備.....	21
第4項 盛土の安全性把握.....	22
第2節 治山造林.....	22
第3節 治水対策.....	23
第1項 河川改修の推進.....	23
第2項 安全の確保.....	23
第4節 下水道整備.....	25

第1項	排水施設の整備	25
第2項	雨水貯留施設等の整備	25
第3項	浸水防止対策の整備	25
第5節	洪水調節	25
第6節	水害予防施設の維持補修	26
第1項	水害予防施設の維持管理	26
第2項	水害予防施設の改修・補強	26
第7節	水防活動等の強化	26
第1項	洪水浸水想定区域内の施設等	26
第2項	水防協力団体への支援	26
第3項	洪水浸水想定区域の公表等	26
第8節	土砂災害防止対策の推進	28
第1項	避難計画の整備	28
第2項	危険区域の指定等	28
第3項	災害防止教育・指導	29
第4項	要配慮者利用施設等の土砂災害防止対策	29
第9節	造成地の災害防止	30
第10節	地盤沈下の防止	30
第11節	建築物の安全確保	30
第1項	落下物の防止対策促進	30
第2項	公共使用施設の安全性の確保及び推進	30
第3項	法に基づく建築物の安全性の確認	30
第12節	ライフラインの安全対策	31
第1項	上水道	31
第2項	下水道	31
第3項	電気	31
第4項	ガス	31
第5項	電話	32
第2章	災害時応急活動事前計画	33
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	33
第1項	情報収集システムの整備	33
第2項	通信連絡体制の拡充及び通信設備の整備	34
第3項	災害広報	35
第2節	災害対策本部組織体制等の拡充	37
第1項	組織体制の拡充	37
第2項	災害対策本部機能代替性の確保	37
第3項	連絡体制の拡充	37

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充.....	38
第1項 消防力の強化.....	38
第2項 消防指令システム等の整備.....	38
第3項 救援活動用設備等の整備.....	38
第4項 市民への防災教育の実施.....	38
第5項 災害拠点病院の強化.....	39
第6項 災害時における給油所の確保.....	39
第7項 有資格者情報の整備.....	39
第8項 関係機関、企業等との連携強化.....	39
第4節 警備及び救助対策.....	40
第1項 災害時の対応と任務.....	40
第2項 資機材の整備及び拡充.....	40
第3項 警備体制の充実.....	40
第5節 避難及び応急仮設住宅事前対策.....	41
第1項 広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等.....	41
第2項 避難路の整備.....	44
第3項 避難計画の策定・市民への周知.....	44
第4項 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保.....	45
第5項 避難情報の発令基準.....	45
第6項 避難所運営委員会の事前設置.....	51
第7項 避難訓練の実施.....	51
第8項 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策.....	52
第9項 帰宅困難者対策.....	52
第10項 飼養動物等（ペット等）の保護対策.....	53
第11項 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画.....	54
第12項 災害時輸送に関する計画.....	54
第13項 避難者情報システムの整備.....	54
第6節 要配慮者等に対する事前対策.....	55
第1項 情報連絡体制等の強化.....	55
第2項 避難行動要支援者名簿の運用.....	55
第3項 避難行動要支援者個別避難計画の運用.....	56
第4項 避難対策.....	56
第5項 生活支援.....	57
第6項 要配慮者利用施設等の対策.....	59
第7項 内部障がい者及び内臓疾患者のための防災対策.....	59
第8項 外国人のための防災対策.....	59
第7節 飲料水、食料、生活必需物資等の供給対策.....	60

第1項	備蓄計画	60
第2項	備蓄倉庫の整備及び物資供給拠点の整備	61
第8節	医療・救護・防疫対策	63
第1項	医薬品等の整備	63
第2項	医療活動拠点の整備及び救護体制の確立	63
第3項	情報伝達手段の整備	64
第4項	応援協定	64
第5項	広域火葬体制の強化	64
第6項	防疫（感染症）対策	65
第9節	文教対策	66
第1項	学校教育施設等の安全性の確保	66
第2項	避難所としての学校施設の整備	66
第3項	学校防災計画等の見直し	66
第4項	防災教育の充実	66
第5項	防災訓練	67
第6項	文化財の保護	67
第7項	市内5大学との連携	67
第8項	保育所等の対策	67
第10節	緊急交通路、緊急輸送道路等の確保対策	68
第1項	路線の多重性及び代替性の確保	68
第2項	輸送路情報伝達方法の拡充	69
第3項	ヘリポートの整備	69
第4項	復旧資機材の備蓄及び整備	70
第5項	応援協力体制の充実	70
第11節	ライフラインの応急復旧対策	71
第1項	上水道	71
第2項	電気	71
第3項	ガス	71
第4項	電話	71
第5項	下水道	71
第6項	広報体制の確立	72
第12節	災害廃棄物処理対策	73
第1項	平常時の対策	73
第2項	一般廃棄物処理施設の耐震化等	73
第3項	災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等	73
第4項	発災時の相互協力体制の整備	73
第5項	市災害廃棄物処理計画の見直し	73

第13節	広域応援体制等の拡充.....	74
第1項	応援受入体制の確立.....	74
第2項	情報の共有化.....	74
第3項	応援自治体との連携方法の確立.....	74
第14節	自主防災隊の充実.....	76
第1項	育成計画.....	76
第2項	機能の強化.....	76
第3項	活動計画.....	76
第15節	ボランティア活動への支援.....	77
第16節	防災知識の普及.....	78
第1項	市職員、関係機関等に対する研修.....	78
第2項	市民に対する普及.....	78
第3項	地域防災リーダー等の養成及び防災情報の提供.....	79
第17節	防災訓練の実施.....	80
第1項	総合防災訓練.....	80
第2項	個別訓練.....	80
第18節	地区防災計画の策定.....	81
第3章	応急活動計画.....	83
第1節	災害発生直前の対策.....	83
第1項	警戒及び注意の喚起.....	83
第2項	避難のための立退き.....	89
第3項	避難所の開設.....	89
第4項	災害未然防止活動.....	89
第2節	災害対策本部等の設置.....	91
第1項	初動体制（準備配備及び事前配備）.....	91
第2項	災害対策本部.....	91
第3項	配備体制.....	92
第4項	市職員の動員.....	92
第5項	市防災会議の開催（他の防災関係機関との関連）.....	93
第3節	災害時情報収集・伝達.....	94
第1項	情報収集・伝達の流れ.....	94
第2項	情報収集・報告の手順.....	95
第3項	各機関との情報活動の緊密化.....	98
第4項	広報活動.....	99
第4節	水防対策.....	103
第1項	各機関の活動.....	103
第2項	水位の通報等.....	104

第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動.....	105
第1項 救助・救急及び消火活動.....	105
第2項 医療救護活動.....	107
第6節 避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等.....	110
第1項 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保.....	110
第2項 避難誘導.....	112
第3項 避難所の開設.....	114
第4項 避難所の運営.....	114
第5項 避難所外避難者及び在宅避難者への対応.....	117
第6項 応急仮設住宅等.....	118
第7節 要配慮者等に対する対策.....	122
第1項 避難活動に対する支援.....	122
第2項 避難所生活等に対する支援.....	123
第3項 相談サービス等.....	123
第4項 専門ボランティアへの活動支援.....	124
第5項 社会福祉施設等への緊急受入れ.....	124
第8節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動.....	126
第1項 防疫対策.....	126
第2項 遺体の検視・処理.....	126
第9節 飲料水、食料、生活必需物資等の調達・供給活動.....	129
第1項 応急給水対策.....	129
第2項 食料供給対策.....	130
第3項 生活必需物資等の調達・供給対策.....	131
第4項 物資集積拠点.....	131
第5項 公共・緊急車両対策.....	131
第10節 文教対策.....	134
第1項 実施機関.....	134
第2項 児童・生徒の保護対策.....	134
第3項 被害状況の把握とその体制等.....	135
第4項 施設の応急復旧等.....	135
第5項 応急教育.....	136
第6項 避難対策.....	138
第7項 保育所等の対策.....	138
第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	139
第1項 交通の確保対策.....	139
第2項 緊急輸送.....	141
第3項 自主防災隊の役割.....	142

第4項	輸送対象の想定	143
第5項	緊急通行車両（確認対象車両）	143
第6項	ヘリコプター臨時離着陸場の確保	144
第7項	障害物の除去	144
第12節	警備・救助対策	146
第1項	基本方針	146
第2項	警備体制の確立	146
第3項	災害応急対策の実施	146
第4項	被災者等への情報伝達活動	147
第13節	ライフラインの応急復旧活動	148
第1項	上水道（県企業庁厚木水道営業所）	148
第2項	下水道	148
第3項	電力（東京電力パワーグリッド（株）平塚支社）	148
第4項	ガス（厚木ガス（株）他）	149
第5項	通信（東日本電信電話（株）神奈川支店、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ及びKDDI（株）	149
第6項	鉄道（小田急電鉄（株）	150
第7項	バス（神奈川中央交通東（株）	150
第8項	道路	151
第14節	災害廃棄物等の処理対策	152
第1項	災害廃棄物処理対策に対する体制の整備	152
第2項	災害廃棄物処理	153
第3項	し尿、生活ごみの処理	156
第15節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	158
第1項	被災者等への情報提供	158
第2項	災害相談の実施	158
第3項	被災者台帳の作成	158
第4項	安否情報の提供	159
第5項	応急金融対策	159
第6項	物価の安定、物資の安定供給	161
第16節	広域的応援体制	162
第1項	受援体制の確立	162
第2項	広域的な応援体制	163
第3項	自衛隊災害派遣要請等	165
第4項	緊急消防援助隊の要請等	167
第5項	防災姉妹都市等の要請	167
第17節	災害救助法関係	170

第1項	災害救助法の適用基準	170
第2項	災害救助法の適用手続	171
第3項	救助の種類等	171
第18節	災害救援ボランティア活動への支援（一般ボランティア）	173
第1項	ボランティアの受入れ	173
第2項	災害ボランティアセンターの設置・運営	173
第3項	活動拠点	173
第4項	ボランティアの派遣要請等	173
第5項	ボランティアへの活動要請の範囲	173
第6項	ボランティア活動の支援	174
第7項	ボランティアの活動期間	174
第8項	市内5大学との連携	174
第19節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	175
第1項	消防活動	175
第2項	救助活動	178
第3項	公共土木施設の応急対策	179
第4章	復旧・復興計画	181
第1節	災害復旧計画	181
第1項	公共施設の復旧	181
第2項	環境への配慮	182
第3項	市民参加と復旧	182
第4項	事前対策の実施	182
第2節	復興体制の整備	183
第1項	復興計画策定に係る庁内組織の設置	183
第2項	人的資源の確保	184
第3節	復興対策の実施	185
第1項	復興の流れ	185
第2項	復興に関する調査	185
第3項	復興計画の策定	187
第4項	復興財源の確保	189
第5項	市街地復興	189
第6項	都市基盤施設等の復興対策	190
第7項	罹災証明書の発行	191
第8項	生活再建支援	192
第9項	地域経済復興支援	198
第4節	災害記録の保存	202
第3部	雪害対策	203

第1章 災害予防計画.....	203
第1節 災害応急対策への備え.....	203
第1項 ライフライン施設等の機能の確保.....	203
第2項 情報の収集・連絡体制の拡充.....	203
第3項 救助・救急活動.....	203
第4項 除雪体制の整備.....	203
第5項 雪氷対策路線.....	204
第2章 応急活動計画.....	205
第1節 災害発生直前・直後の対策.....	205
第1項 雪害に関する警報等の伝達.....	205
第2項 初動体制（準備配備及び事前配備）.....	205
第3項 災害対策本部.....	206
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	207
第1項 災害情報の収集・連絡.....	207
第2項 各機関との情報活動の緊密化.....	209
第3節 活動体制の確立.....	210
第1項 広域的な応援体制.....	210
第2項 自衛隊の災害派遣.....	210
第4節 除雪の実施.....	210
第5節 救助・救急活動.....	210
第1項 市民及び自主防災組織の役割.....	210
第2項 救助・救急活動.....	210
第3項 被災市町村への応援.....	211
第4項 資機材の調達等.....	211
第6節 避難活動.....	211
第1項 避難誘導の実施.....	211
第2項 帰宅困難者への対応.....	211
第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	213
第1項 交通の確保.....	213
第2項 緊急輸送.....	213
第3項 雪氷対策に対する道路通行規制基準.....	213
第4項 凍雪害対策に対する道路交通規制の実施及び解除.....	213
第8節 災害広報の実施.....	214
第1項 伝達上の留意点.....	214
第2項 協力体制.....	214
第4部 航空災害対策.....	215
第1章 災害予防計画.....	215

第1節 災害応急対策への備え	215
第1項 情報の収集・連絡体制の拡充	215
第2項 救助・救急、医療救護活動	215
第2章 応急活動計画	217
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	217
第1項 災害情報の収集・連絡	217
第2節 活動体制の確立	218
第1項 初動体制	218
第2項 災害対策本部	218
第3項 広域的な応援体制	220
第4項 自衛隊の災害派遣	220
第3節 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	220
第1項 捜索、救助・救急活動	220
第2項 消火活動	220
第3項 医療救護活動	221
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	221
第5節 災害広報の実施	221
第1項 伝達上の留意点	221
第2項 協力体制	222
第5部 鉄道災害対策	223
第1章 災害予防計画	223
第1節 災害応急対策への備え	223
第1項 情報の収集・連絡体制の拡充	223
第2項 救助・救急、消火及び医療救護活動	223
第3項 鉄道事業者の措置	223
第2章 応急活動計画	225
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	225
第1項 災害情報の収集・連絡	225
第2節 活動体制の確立	225
第1項 初動体制	225
第2項 災害対策本部	226
第3項 広域的な応援体制	226
第4項 自衛隊の災害派遣	226
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動	227
第1項 救助・救急活動	227
第2項 消火活動	227
第3項 医療救護活動	228

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	228
第5節 災害広報の実施.....	228
第1項 伝達上の留意点.....	228
第2項 協力体制.....	228
第6部 道路災害対策.....	229
第1章 災害予防計画.....	229
第1節 道路の安全確保.....	229
第2節 災害応急対策への備え.....	229
第1項 情報の収集・連絡体制の拡充.....	229
第2項 救助・救急、医療救護活動.....	229
第2章 応急活動計画.....	231
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	231
第1項 災害情報の収集・連絡.....	231
第2節 活動体制の確立.....	231
第1項 初動体制.....	231
第2項 災害対策本部.....	232
第3項 広域的な応援体制.....	232
第4項 自衛隊の災害派遣.....	232
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動.....	233
第1項 救助・救急活動.....	233
第2項 消火活動.....	233
第3項 医療救護活動.....	233
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	234
第5節 危険物等の流出に対する応急対策.....	234
第6節 道路施設・交通安全施設の復旧活動.....	234
第7節 災害広報の実施.....	235
第1項 伝達上の留意点.....	235
第2項 協力体制.....	235
第7部 危険物等災害対策.....	237
第1章 災害予防計画.....	237
第1節 本市における危険物施設の現状.....	237
第1項 施設等の安全確保.....	237
第2項 自主保安体制の整備.....	238
第3項 保安意識の向上、訓練.....	238
第4項 消費者の安全対策.....	238
第2節 災害応急対策への備え.....	238
第1項 情報の収集・連絡体制の拡充.....	238

第2項	救助・救急、消火、医療救護活動	238
第3項	危険物等の大量流出時における防除資機材の整備	239
第2章	応急活動計画	241
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	241
第1項	災害情報の収集・連絡	241
第2節	活動体制の確立	242
第1項	初動体制	242
第2項	災害対策本部	243
第3項	広域的な応援体制	243
第4項	自衛隊の災害派遣	243
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	245
第1項	救助・救急活動	245
第2項	消火活動	245
第3項	医療救護活動	245
第4節	避難活動	246
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	246
第6節	危険物等の流出に対する応急対策	246
第7節	災害広報の実施	246
第1項	伝達上の留意点	246
第2項	協力体制	246
第8節	各種保安対策	247
第1項	火薬類の保安	247
第2項	高圧ガスの保安	247
第3項	石油類等の保安	248
第9節	不発弾対策	248
第8部	大規模な火事災害対策	244
第1章	災害予防計画	244
第1節	安全確保	244
第2節	災害応急対策への備え	245
第1項	情報の収集・連絡体制の拡充	245
第2項	救助・救急、消火、医療救護活動	245
第3項	避難誘導	245
第4項	建築同意制度の活用	245
第3節	防災知識の普及及び防災訓練	246
第2章	災害時の応急活動計画	249
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	249
第1項	災害情報の収集・連絡	249

第2節 活動体制の確立.....	249
第1項 初動体制.....	249
第2項 災害対策本部.....	249
第3項 広域的な応援体制.....	250
第4項 自衛隊の災害派遣.....	250
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動.....	250
第1項 救助・救急活動.....	250
第2項 消火活動.....	251
第3項 医療救護活動.....	251
第4節 避難活動.....	252
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	252
第6節 災害広報の実施.....	252
第1項 伝達上の留意点.....	252
第2項 協力体制.....	252
第9部 林野火災対策.....	253
第1章 災害予防計画.....	253
第1節 災害応急対策への備え.....	253
第1項 情報の収集・連絡体制の拡充.....	253
第2項 救助・救急、医療救護活動.....	253
第3項 避難誘導.....	253
第4項 広域応援体制の拡充.....	253
第2節 防災活動の促進.....	254
第2章 応急活動計画.....	255
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	255
第1項 災害情報の収集・連絡.....	255
第2節 活動体制の確立.....	255
第1項 初動体制.....	255
第2項 災害対策本部.....	255
第3項 広域的な応援体制.....	256
第4項 自衛隊の災害派遣.....	256
第5項 林業関係者.....	256
第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動.....	257
第1項 救助・救急活動.....	257
第2項 消火活動.....	257
第3項 医療救護活動.....	258
第4節 避難活動.....	258
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	258

第6節 災害広報の実施.....	258
第1項 伝達上の留意点.....	258
第2項 協力体制.....	258
第7節 二次災害の防止.....	259
第10部 火山災害対策.....	261
第1章 災害予防計画.....	262
第1節 災害応急対策への備え.....	262
第1項 影響想定範囲.....	262
第2項 噴火警報等の伝達体制.....	264
第3項 情報の収集・連絡.....	269
第4項 救助・救急、消火及び医療救護活動.....	269
第5項 避難対策.....	269
第6項 降灰等対策.....	270
第7項 防災知識の普及.....	270
第2章 応急活動計画.....	271
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	271
第1項 災害情報の収集・連絡.....	271
第2節 活動体制の確立.....	271
第1項 初動体制.....	271
第2項 災害対策本部.....	271
第3項 広域的な応援体制.....	272
第4項 自衛隊の災害派遣.....	272
第3節 避難活動.....	273
第1項 噴火開始直後の避難計画.....	273
第2項 噴火開始後の避難計画.....	273
第4節 降灰対策及び火山灰処理等.....	274
第1項 降灰対策.....	274
第2項 火山灰処理.....	274
第3項 降灰除去.....	274
第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動.....	275
第1項 市民及び自主防災組織の役割.....	275
第2項 救助・救急、消火活動.....	275
第6節 災害広報の実施.....	276
第1項 伝達上の留意点.....	276
第2項 協力体制.....	276
第7節 その他応急対策.....	277
第11部 その他の災害対策.....	279

第1章 放射性物質対策計画	279
第1節 災害予防計画	279
第1項 安全確保	279
第2項 災害応急対策への備え	280
第2節 応急活動計画	283
第1項 発災直後の情報の収集・連絡	283
第2項 活動体制の確立	284
第3項 救助・救急、消火及び医療救護活動等	285
第4項 災害広報の実施	286
第5項 放射線測定体制の強化	286
第6項 汚染飲食物の摂取制限等	287
第7項 相談体制の確立	287
第8項 その他応急対策	287
第9項 災害の復旧	287
第2章 地下街等災害対策計画	289
第1節 災害予防計画	289
第1項 安全確保	289
第2項 災害応急対策への備え	289
第2節 応急活動計画	291
第1項 発災直後の情報の収集・連絡	291
第2項 活動体制の確立	292
第3項 救助・救急、消火及び医療救護活動	293
第4項 災害広報の実施	294
第5項 その他応急対策	294

第1部 総則

第1章 計画の目的、体系等

第1節 計画の目的

この計画は、市防災会議が災害対策基本法第42条の規定に基づき風水害等災害対策に関する計画として策定するものです。国、地方公共団体及びその他公共的機関は、役割分担を明確にし、市域における総合的、計画的な防災行政を推進することにより、地域の防災力の強化を図り、もって市民の生命、身体及び、財産を保護することを目的とします。

第2節 計画の体系

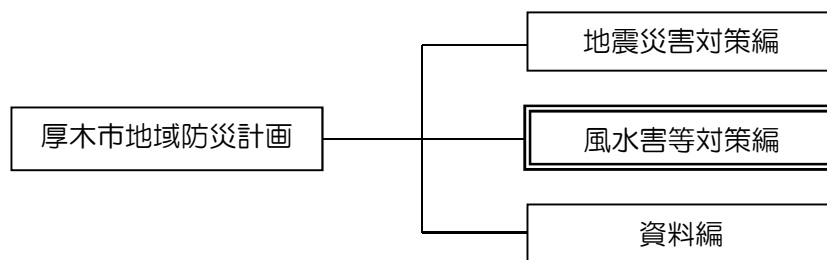
第1項 計画の性格

この計画は、国の防災基本計画及び県の策定する地域防災計画と連携した地域計画です。

第2項 計画の体系

この計画の体系は、県の地域防災計画の体系との整合を図り、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」、「資料編」の3編で構成します。

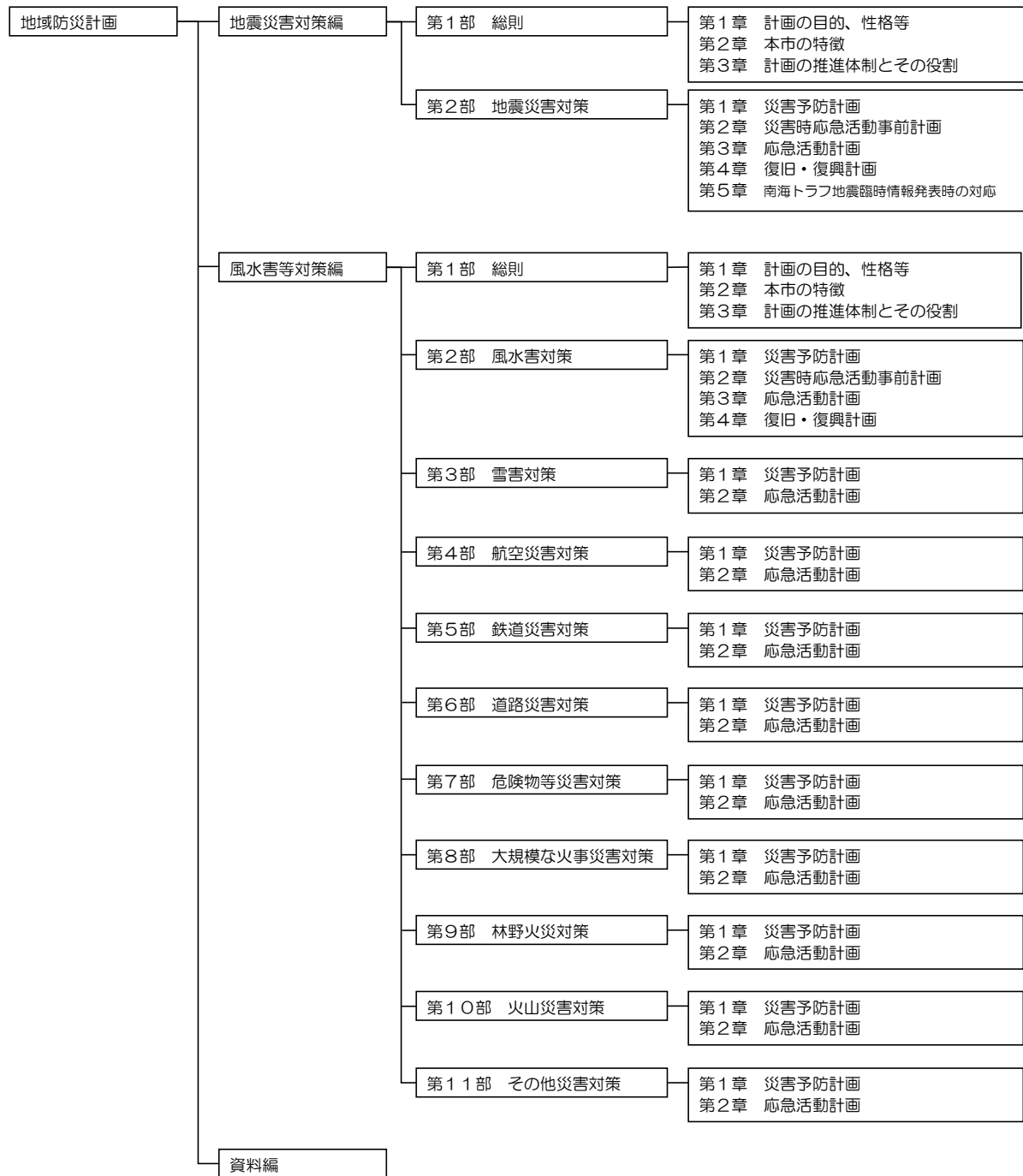
本編は、このうち「風水害等対策編」に当たるものです。



「風水害等対策編」は、次の各計画で構成されます。

- 1 災害予防計画・・・災害による被害を未然に防止、軽減するために施設や組織の整備について計画するものです。
- 2 災害時応急活動事前計画
・・・応急活動を速やかに実施するために必要な取り決めについて計画するものです。
- 3 応急活動計画・・・災害発生時に行うべき事柄、対応の方法について計画するものです。
- 4 復旧・復興計画・・・公共施設の復旧や被災者の生活復旧・復興、商工業などの経済的な復旧について計画するものです。

<計画全体の構成>



第3項 計画の用語

この計画において、用語の意義は、次のとおりとします。

- 1 県 神奈川県
- 2 市 厚木市
- 3 市防災会議 厚木市防災会議
- 4 市防災計画 厚木市地域防災計画

第3節 計画の方針

本市は、自然条件からみて台風、洪水、地震等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と市民の安全を守ることは市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければなりません。

しかしながら、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても一人でも多くの市民の命を守ることを最重視します。また、経済的被害が可能な限り少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があります。

これらを踏まえ、市の現況に即し、総合的、長期的な視野に立った防災対策の推進を図ります。

第1項 風水害への備え

市は、これまでの台風や集中豪雨による被害を教訓に、災害の未然防止の徹底に努めなければなりません。今後の、開発計画、森林伐採計画の検討を始め、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、市民の民生安定と生命、財産を保護するという認識に立ち総合的な施策を推進します。災害時にあっては、「水害からの逃げ遅れゼロ」の実現に向けて防災行政無線等の多様な情報発信手段を活用し、避難等についての確な情報を指示し、被害を最小限にとどめるように努めます。

第2項 火災への備え

市民生活の様式の多様化に伴い、火災発生要因も多種多様になってきています。

また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想されます。火災を未然に防止するため、市民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、民間企業の自衛消防組織の確立を図っています。消防力の充実、強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化に努めます。

第3項 特殊災害（事故災害）への備え

国の防災基本計画では、災害について、自然災害と特殊災害（事故災害）（以下「特殊災害」という。）に大きく分け、さらに、特殊災害として、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、火山災害及びその他災害の対策をまとめています。特殊災害への備えは、専門知識を必要とし、様々な専門的な機関との連携が必要となります。

市は、これらの特殊災害における専門的な機関を把握し、さらに、特殊災害における本市の問題点を理解するとともに、有事の際は即対応できるよう体制づくりに努めます。

第4項 高齢者、障がい者等への配慮

全ての災害に対して、高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者、内部障がい者（透析等）、児童、乳幼児、外国人等（以下「要配慮者」という。）への万全の安全対策を講ずる必要があります。このことから、市は、国、県、関係機関及び関係団体との連携を密にし、有事の際は迅速に対応できるよう体制づくりに努めます。

第5項 市の業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害発生時に応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で提供する必要があります。そのため、必要に応じて市は業務継続計画（BCP）の見直しを行い、迅速な復旧体制を構築します。

第2章 市の特質

第1節 自然的条件

第1項 位置

市は、神奈川県中央に位置し、東経139度21分、北緯35度26分、海拔20.3m（中心市街地）にあり、西の大山を境に秦野市、西北にかけて愛甲郡清川村及び愛川町に、北から東にかけては相模川を挟み相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、南は平塚市、伊勢原市の6市2町1村に接しています。

面積は93.84km²で、東西13.76km、南北14.71kmの扇形に近い地形で、西北より東南に緩やかに傾斜し、南部に広く開けています。



厚木市の位置

第2項 地形・地質

1 水系

市における主要河川は、山梨県山中湖に源を発し、市の東境を南北に貫流する相模川、これと併流する中津川、さらに、愛甲郡清川村から流下する小鮎川の3河川で、市街地北部において合流し相模湾に注いでいます。

このほか、大山山系に源を発する玉川、西北山地より流れる恩曾川、また、荻野川があります。

2 山地

市の西北部は、丹沢、大山山系の小山脈が数条南北に走っており、殊に西部は、霊峰阿夫利山がそびえ立ち、丹沢山塊へと連なっています。

3 丘陵・台地

市内には、西北山地につながる丘陵台地が各所に見られます。特に相模川、中津川の両河川に挟まれた依知台地、中津川、小鮎川の間にある荻野台地、さらに、小鮎川、恩曾川の小鮎台地（尼寺原台地）、恩曾川、玉川の中心部の長谷、船子丘陵、また、玉川以南の愛甲台地等それぞれ各河川の浸食により生じた丘陵台地が南東に緩やかな傾斜をもって広がっています。

4 平地

平地は、5河川の流域に発達したもので多くが南東に開けています。主に、相模川右岸の依知台地の東端に延びる依知平地、3河川合流点上部の金田、さらに、中津川を挟んで下川入、長坂、三田、妻田、小鮎川流域の林から厚木まで広がる平地、玉川兩岸の愛甲、長谷、船子と市街地南部から平塚市まで続く相川平地があり、共に各河川流域の沖積低地です。

5 地質

市の地質は、2つに大別されます。北部（荻野川から上部）は、一般に台地の表面がローム層に覆われており、その下に砂れき層が分布しています。この砂れき層の下には第三紀層が不整合に存し、その下部には硬岩、れき岩、泥岩の小仏層（中生層）があります。

南部は、台地表面がローム層でその下部に砂れき層があり、次に暗灰色の泥層となります。

この泥層と不整合に淡灰色、又は黄褐色の凝灰質砂岩が分布し、その下は緑泥化した輝緑岩となっています。

6 気候

市における年間平均気温は、過去10年間（平成24年～令和3年）の平均値が16.9℃で比較的温暖です。降雨量は、過去10年間では年間平均1,803.9mmです。

【資料編】

1-2-(1)-1 厚木市における気温と降水量

第2節 社会的条件

第1項 厚木の歴史

市は、昭和30年2月1日町村合併促進法に基づき市制を施行しました。以来、田園都市の形態からの脱皮を図るとともに、県央の中心的役割を果たすべくその近代化への道を歩んでいます。

厚木の歴史は古く、過去における繁栄の主たるものは河川交通による交易の場として栄えていました。

その後、幾多の変遷をたどりながら一進一退を続けてきましたが、昭和30年代に入ると市制施行を契機として、近代都市建設への第一歩を踏みだし、その後、国の高度経済成長政策とこれに伴う首都圏域発展の影響、市の工場誘致施策等により、内陸の商工業都市としての地位を築くに至りました。

昭和43年東名高速道路の開通とこれに伴う厚木インターチェンジの設置は、市域開発の大きな原動力となり、開発により一層の進展が図られ、「陸の港」という全く新しい形態の都市構成が見られるようになりました。さらに、技術革新から情報化時代への転換期に当たる諸情勢とあいまって、市においても、高度情報化社会の中で各種情報産業を中心とした研究施設を始め各種大学の立地が見られました。

また、昭和50年代後半からは、森の里を中心とした研究開発型企業の立地や業務・サービスなどの産業も集積され、多機能を有する都市として成長しました。

現在、市は、業務核都市として都市機能集積を有し広域的な連携・交流の要となる「広域連携拠点」の役割が求められており、これまでの成果と拠点性をいかし、豊かな自然環境と調和した持続ある発展と魅力あるまちづくりを推進しています。

第2項 人口

市の人口の推移は、次のとおりです。

年月日	人口			世帯数	備考
	総数	男	女		
昭和30年10月1日	39,409人	19,548人	19,861人	7,203世帯	国勢調査
昭和40年10月1日	61,383人	31,172人	30,211人	13,521世帯	国勢調査
昭和50年10月1日	108,955人	56,680人	52,275人	28,809世帯	国勢調査
昭和60年10月1日	175,600人	91,658人	83,942人	57,021世帯	国勢調査
平成2年10月1日	197,283人	104,288人	92,995人	69,187世帯	国勢調査
平成7年10月1日	208,627人	109,494人	99,133人	76,287世帯	国勢調査
平成12年10月1日	217,366人	113,389人	103,977人	83,474世帯	国勢調査
平成17年10月1日	222,403人	116,150人	106,253人	89,740世帯	国勢調査
平成22年10月1日	224,420人	116,927人	107,493人	92,476世帯	国勢調査
平成27年10月1日	225,714人	116,658人	109,056人	95,824世帯	国勢調査
令和2年10月1日	223,747人	115,319人	108,428人	100,073世帯	国勢調査

市の人口は、昭和30年代前半まで、5万人に満たないレベルでした。昭和30年代後半から急激な人口の増加が始まり、昭和50年代には、10万人を超え、平成7年には20万人を超えました。近年は、出生率の低下や流入する人口の減少によって増加率は鈍化し、令和2年10月1日時点の人口（国勢調査）は223,747人となり、初めて減少に転じました。なお、昼間人口は、常住人口を上回り、その比率は、令和2年では115.8%となっています。

第3項 市街化動向

現在の市の土地利用は、次のとおりです。

(単位 ha)

(都市計画課)

令和3年4月現在	計	田	畑	宅地	山林	河川・水面 ・水路	荒地・海浜 ・河川敷
計	9,384.0	529.0	767.5	4,682.3	2,586.7	171.9	646.6
市街化区域	3,201.0	5.6	95.9	2,888.8	136.5	5.5	40.7
市街化調整区域	6,183.0	523.4	671.6	1,793.5	2,450.2	166.4	605.9

市街化区域の面積は、3,201ha となっており、昭和45年の市街化区域と市街化調整区域との区分（当初線引き）時と比較して、1.3倍になっています。

【資料編】

1-2-(2)-1 人口と世帯

第3節 災害想定

災害想定は以下の条件を考えます。

第1項 風水害

伊勢湾台風相当の水害、市に影響を及ぼした昭和54年台風第20号、平成3年台風第18号を想定した水害、平成12年東海豪雨、平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号等過去に発生した大規模風水害相当の災害が発生した場合を想定します。

第2項 雪害

市に影響を及ぼした平成26年2月雪害相当の災害が発生した場合を想定します。

第3項 航空災害

厚木基地航空機（米軍機・自衛隊機）又は民間航空機が市内及び周辺山中に墜落し大規模災害が発生した場合を想定します。

第4項 鉄道災害

市内の鉄道における列車脱線事故等の大規模災害が発生した場合を想定します。

第5項 道路災害

市内の道路における大規模自動車事故や道路陥没、道路構造物の大規模損壊等による災害を想定します。

第6項 危険物等災害

市内の危険物貯蔵・取扱施設等における火災・爆発等の発生、及び不発弾除去を想定します。

第7項 大規模な火事災害

市街地で大規模延焼火災が発生した場合を想定します。

第8項 林野火災

市内の林野で大規模火災が発生した場合を想定します。

第9項 火山災害

富士山や箱根火山等の本市西方諸火山の噴火とし、富士山については、過去に発生した最大規模の噴火（「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定した噴火）を対象とし、本市が影響想定範囲に含まれる降灰、小さな噴石、降灰後土石流及び火山ガス等が発生した場合を想定します。

第10項 その他の災害（放射性物質、地下街等災害）

1 放射性物質

放射性物質取扱事業所等における事故及び放射性物質を搭載し市内道路を通行する車両事故により災害が発生した場合や、市外の原子力施設において発生する事故により市内に放射性物質が飛来又は流入する災害、放射性物質による汚染が広範囲に広がる災害を想定します。

2 地下街等災害

市内の1,000m²以上の床面積を有する地下街等において、火災・ガス爆発及び浸水事故等の災害が発生した場合を想定します。

第3章 計画の推進主体とその役割

第1節 計画の進め方

第1項 進捗の調整

平常時には、市防災会議において各種対策の進捗状況を把握するとともに、県の関係機関等と協議・調整を行い計画のより一層の充実を図ります。

第2項 応急活動対策の調整

災害発生時には、厚木市災害対策本部において応急活動対策の調整を行い、被害状況に即した対策を実施します。

第3項 関連計画との連携による計画の推進

市は、国土強靱化地域計画や厚木市防災都市づくり計画等の関連計画と本計画との連携により、防災まちづくりの充実を図ります。

第4項 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正します。

計画の修正に当たっては、県、関係機関等と協議、調整の上、修正を行い、修正した計画について県へ速やか報告します。

第2節 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するに当たって、市、県、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

第1項 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施します。

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号の経験と教訓は、過去、現在、そして未来をつなぐ証拠として、また、災害に負けない国土づくり、地域づくりへの知恵として、永遠に引き継がなければならないことから、市においては、災害対策基本法等の法令及び政府の中央防災会議、神奈川県地域防災計画等を踏まえ、災害対策全般について必要な見直しを実施し、市民の生命、身体及び財産を守るという行政としての根幹的な責務を果たすことに努めます。

第2項 県

県は、市町村を包含する広域的自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

第3項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をします。

第4項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力します。

第5項 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

第3節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が処理する防災業務について、自発的に協力します。

第1項 市民の基本的責務

- (1) 市民は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災と、「自助」・「共助」の視点に立ち、次の自主的な防災対策に努めます。
 - ア 居住地等における災害種別ごとの被災リスクの把握
 - イ 気象等の防災情報の収集
 - ウ 7日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、感染症予防対策物品、モバイルバッテリー等の備蓄
 - エ 家具等の転倒防止対策
 - オ 家族の連絡体制の強化
 - カ 災害種別ごとの避難先、避難行動の確認
- (2) 市民は、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 市民は、防災訓練や各種防災知識の普及・啓発活動等、市・消防機関等の行政が行う防災活動に積極的に参加し、連携・協力を努めます。
- (4) 市民は、災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するよう努めます。
- (5) 市民は、突発的な異常気象の場合には、市からの避難情報を待つことなく、自らの判断で「立退き避難」だけでなく、「屋内安全確保」を迷わず行い、命を守る最低限の行動をとるよう努めます。
- (6) 過去に起こった大規模地震等の災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めます。
- (7) 平常時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時取るべき行動を自ら判断するよう努めます。また、災害の危険が高まった時には、「これまでも大丈夫だった」「自分だけは大丈夫」という意識から避難が遅れることがないように、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取ります。

第2項 事業所の基本的責務

- (1) 事業者（管理者）は、日頃からその管理する施設及び設備の安全性の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 事業者（管理者）は、災害対策の責任者を定め、災害時に従業員のとるべき行動を明確にし、市民及び自主防災組織と連携して、地域における防災訓練等に参加するための体制を整備するよう努めます。
- (3) 事業者（管理者）は、災害時には市民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。
- (4) 事業者（管理者）は、市その他の行政機関が実施する防災業務について協力します。
- (5) 事業者（管理者）は、災害時における事業活動に対する被害の最小化と重要業務の継続を図るため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努めます。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための防災に関する各機関の所掌事務又は業務は、次のとおりです。

第1項 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 災害対策の組織の整備並びに防災のための調査研究、教育及び訓練
- (3) 防災施設の整備、改良及び復旧の実施
- (4) 防災に必要な物資、資材の備蓄及び整備
- (5) 水防、消防その他の応急措置
- (6) 避難対策
- (7) 市域の情報収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する救助及び救護措置
- (9) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策
- (10) その他災害の発生防衛及び拡大防止のための措置
- (11) 被災施設の復旧
- (12) 市内の公共的団体、自主防災組織等の育成指導

第2項 県

1 県央地域県政総合センター

- (1) 所管区域内の市町村、県機関及び関係機関等との総合調整に関すること。
- (2) 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ、報告その他の災害情報の収集に関すること。
- (3) 所管区域内の県機関及び関係機関等に対する警戒本部の指令等の伝達に関すること。
- (4) 所管区域内の森林の被害調査及び林道等の被害調査並びに復旧
- (5) 所管区域内の農林水利施設等の被害調査及び復旧
- (6) その他必要な災害応急対策に関すること。

2 総合防災センター

- (1) 救援物資及び協定物資の受入れ、配分及び搬送調整に関すること。
- (2) 輸送車両及びヘリコプターの誘導並びに物資の搬送調整に関すること。
- (3) 救援、復旧対策等の災害応急活動要員等の集結、待機及び出動調整に関すること。
- (4) その他必要な災害応急活動に関すること。

3 厚木土木事務所

- (1) 防災のための公共土木施設の整備
- (2) 管内区域の道路及び橋りょうの応急対策並びに緊急輸送道路の確保
- (3) 管内区域の道路、橋りょう、河川等の被害調査並びに復旧

4 厚木保健福祉事務所

- (1) 医療救護体制の整備に関する医療機関との連絡調整
- (2) 医療機関の情報の収集・伝達
- (3) 県、市町村間の医療救護に関する事項の調整
- (4) 市町村との協力による、医療救護活動
- (5) 保健衛生相談・指導及び防疫活動

5 企業庁厚木水道営業所

- (1) 災害時における災害用指定配水池での飲料水の確保
- (2) 水道施設の被害拡大防止措置
- (3) 水道施設の被害調査及び復旧

6 厚木警察署

- (1) 災害関連情報の収集・伝達
- (2) 被災者の救出・救助
- (3) 周辺住民の避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保及び交通規制
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の見分・検視
- (6) 犯罪の予防、取締り等被災地の社会秩序の維持

第3項 指定地方行政機関

1 関東農政局神奈川県拠点

- (1) 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
- (2) 応急用食料等の支援に関すること
- (3) 食品の需給・価格動向等に関すること

2 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所厚木出張所

- (1) 災害時における管内区域の国道及び橋りょう（新相模大橋、中津川橋、新小鮎橋、恩名橋、船子橋、金田高架橋、厚木跨道橋）の通行確保
- (2) 管内区域の国道及び橋りょうの被害調査と災害復旧

3 東京管区气象台（横浜地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4 関東財務局横浜財務事務所

- (1) 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付け等
- (2) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- (3) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

- (4) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付け

5 総務省関東総合通信局

- (1) 電波の監理及び有線電気通信の監理
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設及び整備についての指導
- (3) 災害時における非常通信の確保及び非常通信の運用監督
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導
- (6) 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援

第4項 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
- (4) 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与

第5項 指定公共機関

- 1 日本郵便株式会社厚木郵便局
 - (1) 非常災害時における郵便事業の運行確保
 - (2) 災害救助用物資小包郵便物の料金免除等
- 2 東日本電信電話株式会社神奈川支店
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検
 - (2) 電気通信の特別取扱い
 - (3) 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- 3 東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社
 - (1) 電力供給施設の整備及び点検
 - (2) 災害時における電力供給の確保
 - (3) 被害施設の調査及び復旧
- 4 日本赤十字社神奈川県支部
 - (1) 医療救護
 - (2) 救援物資の備蓄及び配分
 - (3) 災害時の血液製剤の供給
 - (4) 義援金の受付及び配分
 - (5) その他災害救護に必要な業務

第6項 指定地方公共機関

- 1 厚木ガス株式会社
 - (1) ガス供給施設の耐震整備
 - (2) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- 2 小田急電鉄株式会社
 - (1) 鉄道、軌道施設の整備
 - (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - (3) 災害時の応急輸送対策
 - (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- 3 神奈川中央交通東株式会社厚木営業所
 - (1) 被災地の人員輸送確保
 - (2) 災害時の応急輸送対策
- 4 一般社団法人神奈川県トラック協会
 - (1) 災害対策用物資の輸送確保
 - (2) 災害時の応急輸送対策
- 5 一般社団法人厚木医師会、一般社団法人厚木歯科医師会及び厚木薬剤師会
災害時における医療救護の確保対策

第7項 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 厚木市農業協同組合
 - (1) 県及び市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - (2) 農作物災害応急対策の指導
 - (3) 農業生産資材、農家生活資材の確保及びあっせん
 - (4) 被災組合員に対する融資のあっせん
- 2 厚木市森林組合
 - (1) 県及び市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - (2) 被災組合員に対する融資のあっせん

- 3 厚木商工会議所等商工業関係団体
 - (1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - (2) 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
- 4 病院等医療施設
 - (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (2) 災害時における病人等の受入れ及び保護
 - (3) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
 - (4) 災害時における入院患者等の保護及び誘導
- 5 要配慮者利用施設
 - (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
- 6 金融機関
被災事業者等に対する資金融資
- 7 学校法人
 - (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (2) 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施
- 8 危険物施設
 - (1) 安全管理の徹底
 - (2) 防護施設の整備

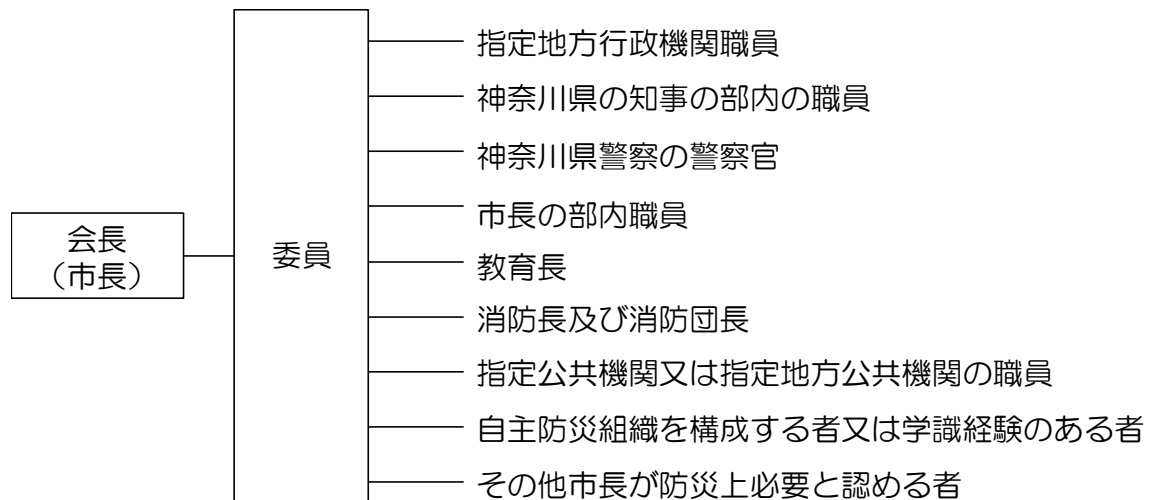
第5節 防災組織

市は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置します。

第1項 市防災会議

市防災会議は、災害対策基本法第16条及び厚木市防災会議条例に基づき設置します。

1 組織



2 所掌事務

- (1) 市防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) (2)に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) その他、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2項 厚木市災害対策本部

厚木市災害対策本部は、「厚木市災害対策本部条例」及び「厚木市災害対策本部規則」に基づき設置します。

【資料編】

1-3-(5)-1 厚木市防災会議条例

1-3-(5)-2 厚木市防災会議委員名簿

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第2部 風水害対策

第1章 災害予防計画

第1節 計画的な土地利用及び市街地整備の推進

人々が安心して生活し、社会・経済活動を行っていく前提として、都市の安全性の確保が基本となります。しかし、都市化に伴い河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等が進み、都市災害の危険性が增大している地域も見受けられます。市は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用した防災・減災の取組を推進するなど、総合的な防災・減災対策を講じ災害に強いまちの形成を図る必要があります。

また、盛土による災害を防止するため、都市計画法を始めとする土地利用規制に関する法令に加え、県及び市では、土砂の適正な処理を推進するための条例を定め審査及び指導を行っていますが、許可を必要とする規制要件や、規制区域が様々であることから、全国一律に隙間のない規制を行う必要があります。

市は、これらの視点から次の取組を行います。

第1項 土地利用

市は、「厚木市都市計画マスタープラン」等に基づき、災害に強いまちを目指して計画的な土地利用を推進します。また、河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等により、都市災害の危険性が增大している地域では、河川の整備を促進するとともに、流域の適正な土地利用の誘導を図り、総合的な治水対策を推進するため、次の項目の実施に努めます。

- (1) 大規模拠点型防災倉庫や防災機能を備えた公園を整備することにより大規模災害に備えます。
- (2) 行政・社会機能を維持するために、特に新たに設定する行政関連施設、避難場所、福祉施設、病院等は被災リスクが少ない場所又は必要な災害対策を講じ建設します。

第2項 市街地整備

市は、既成市街地における市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業及び地区計画の適用等により、良好な市街地の形成を促進します。

また、河川整備等と連携して緑地の保全を図り、保水機能の向上を図ります。

第3項 防災拠点整備

市は、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図ります。さらに、災害による不測の事態に備え、多目的に利用できるヘリポートを設置します。また、防火地域及び準防火地域の指定には、延焼遮断帯、避難路、避難地、緊急輸送道路、防災拠点などと連携し、その拡大

を図ります。防災拠点となる都市公園については、飲料水、消火用水確保施設、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、情報通信設備等の整備を進めます。

第4項 盛土の安全性把握

市は、盛土造成地の存在を周知し、宅地防災に対する理解を深めていただくことを目的として「大規模盛土造成地マップ」を作成・公表しており、今後、適切な時期に更新します。

また、引き続き関係法令等に基づき、土砂の適正処理が図られるよう努めていきます。

第2節 治山造林

近年、私有林において林業経営の不振及び不在地主、所有者の林業離れなど、森林の手入れ不足により荒廃した森林が増えており、山地災害の防止や水源かん養など森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

このため、水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林など多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくる必要があります。

また、市民に、水源林の重要性や森林が災害防除につながることなどの理解を得ることも必要です。

これらの視点から、市は、県及び森林組合等の関係機関と連携し、次の事業を行います。

- 1 健全な森林整備を図るため、森林の状況に応じた造林、適切な保育間伐を推進するとともに複層林や混交林など災害に強い多彩な森林づくりを進めます。
- 2 水源地域の森林において、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の向上を図るため、水源の森林づくりを進めます。

第3節 治水対策

人口増加にともない土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少にともない都市型水害が増加しています。

また、全国的には、集中豪雨が増加していると言われており、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水により、地下街やビルの地下施設等の地下空間などに大きな被害が生じています。

こうした都市化の進展や、気候変動による集中豪雨などが頻発する状況の中、土地利用に当たっても、治水施設設備とともに、河川流域において適正な保水・遊水機能を持たせることが必要であり、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策への転換が必要です。

市は、これらの視点から次の取組を行います。

第1項 河川改修の推進

市は、河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導も含めた総合的な治水対策を推進します。

また、防災調整池の設置、透水性舗装の施工及び雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるように図ります。

第2項 安全の確保

- 1 市は、土地区画整理事業等に伴い必要となる雨水流出抑制対策の方法として事業地内において遊水機能を持たせた施設の設置や、斜面崩壊及び地滑り防止を考えた土地利用計画を指導していきます。
- 2 開発に伴う下流河川の治水対策について、市は、地域の自然、社会条件、下流河川及び周辺の状況等を勘案し下流河川等の管理者との調整を行った上で、安全で、合理的かつ効果的な規模及び方法とさせ、都市計画法に基づく開発の許可において、安全性に配慮した指導を進め、市街地再開発事業等において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制を事業者へ指導します。また、市は、土地区画整理事業においても、透水性舗装の促進による流出抑制や盛土の抑制など、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者を指導します。
- 3 市は、県から洪水浸水想定区域の指定があったとき、又は浸水により相当な被害が生ずるおそれがあるときは、市防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。また、洪水浸水想定区域内に地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等がある場合には、洪水等による浸水の危険性についての周知、啓発に努めます。
- 4 水防法に基づき、洪水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育

施設、医療施設等)の管理者等は避難確保計画の策定及び避難訓練を実施します。

【資料編】

2-1-(4)-3 土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域内社会福祉施設一覧

第4節 下水道整備

市は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした汚水排除施設の整備と浸水の防除を目的とした雨水排除施設の整備を実施しています。近年、多発している局所的集中豪雨に対して、公共下水道事業計画に基づく雨水整備を行うとともに、さらにソフト対策を推進していきます。市は、これらの観点から次の取組を行います。

第1項 排水施設の整備

市は、排水施設の拡充や河川改修事業との連携を図りながら、さらに安全度を向上させていきます。また、既に都市の集積等により浸水被害が生じている地域はもとより、今後、集積度が高まり雨水の流出量が増加する地域に対しても浸水被害の解消に向けて、排水施設の整備を推進していきます。

第2項 雨水貯留施設等の整備

多発する局所的集中豪雨の発生と都市化の進展等に起因する本厚木駅周辺地区における浸水被害軽減対策として整備した駅南側地区と北側地区における雨水貯留施設について、効果的な運用に努めます。

第3項 浸水防止対策の整備

市は、開発事業者に対し、緊急の浸水防止対策として遊水池の設置を指導するほか、汚水排除施設の整備とバランスのとれた雨水排除施設の設置を指導していきます。

第5節 洪水調節

上流地域の災害防止を図るため、県は、相模貯水池の堆砂対策事業により、相模貯水池のしゅんせつ、護岸の整備、土砂流入防止施設の設置、流入支川の保全等を行います。

また、城山ダムは、ダム共同施設等の施設の管理及び施設を改良するとともに、洪水調整を行います。宮ヶ瀬ダムについては、国が、洪水調節を行い下流の災害や水害の軽減を図ります。

なお、河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進します。

市は、これらの洪水調節機関と密な連絡体制を築き、更なる連絡体制の強化を図ります。

【資料編】

3-2-(1)-1 宮ヶ瀬ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

(国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所)

第6節 水害予防施設の維持補修

第1項 水害予防施設の維持管理

市は、パトロールなどで明らかになった工作物の小破損等について速やかに維持補修を行い、施設の機能を保ちます。また、既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的・重点的に風水害対策を実施するものとします。基準に適合しない占用工作物等は、管理者に必要な措置を勧告します。林道、治山の各施設については、機能の保持又は向上のための維持補修を行います。

第2項 水害予防施設の改修・補強

市は、農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修、補強工事を計画的に推進し、地域の安全性を確保します。また、堤防高が不足している箇所の築堤、堤防の質的改良を実施するほか、必要な箇所において、樋門、樋管の改修及び増強を行います。脆弱化した水路等の農業用施設については、改修工事を計画的に推進し、さらに、流域の宅地化等により、農業用水路の能力を越える雨水の流入が生じる地域においては、排水整備工事を実施します。河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設については、整備補強工事を実施します。

市は、急傾斜地帯の農地において、降雨による侵食等の被害防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施します

第7節 水防活動等の強化

第1項 洪水浸水想定区域内の施設等

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場や地下街施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑な避難の確保及び洪水時の浸水を防止するために必要な訓練や、その他の措置に関する計画の策定に努めます。さらに、訓練や避難確保を行う自衛水防組織の設置に努めます。

市は、上記施設の所有者又は管理者による自主的な取組の支援に努めるとともに、洪水予報等の情報を直接伝達します。

また、水防法に基づき、洪水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設等）の管理者等は避難確保計画の策定及び避難訓練を実施します。

第2項 水防協力団体への支援

水防団等の水防活動に協力する水防協力団体について、市は、必要な情報提供や指導、助言の促進に努めます。

第3項 洪水浸水想定区域の公表等

県は、洪水に係る洪水浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充します。

市は、ハザードマップ（洪水、内水）等により、市民に公表します。

第8節 土砂災害防止対策の推進

第1項 避難計画の整備

市は、警戒、避難体制の整備を図るとともに、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土石流危険渓流における警戒の強化を図るとともに、避難対策の計画を策定し、避難区域の指定、避難経路の設定及び避難場所の指定を進めます。また、土砂災害警戒区域等の危険な箇所に居住する市民に対し周知を徹底します。

第2項 危険区域の指定等

県は、降雨等による崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、別冊の資料編に示す土砂災害危険箇所のうち、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流について、発災の危険性の高いところから計画的に災害防止工事を進めるとともに、急傾斜地崩壊危険区域等の指定区域に、標柱、標識板等を設置し、市民に周知の徹底を行います。また、定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全について制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告及び防災工事の施工改善命令を行います。さらに、県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を把握し、土砂災害警戒区域を指定します。また、土砂災害により著しい被害が生じるおそれのある区域について市の意見を聴いて「土砂災害特別警戒区域」に指定し、住宅地分譲等の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等による対策を行います。土砂災害警戒区域等が指定された場合、市はハザードマップを作成し、土砂災害警戒情報等や避難に必要な情報の伝達方法などを周知します。また、当該区域ごとに、避難場所及び避難経路に関する事項等を定めます。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定基準

	土石流	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流に伴う土石等の移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(土砂災害防止法施行令 第2条)

第3項 災害防止教育・指導

市は、急傾斜地崩壊危険箇所の崖地の点検（法面の排水用パイプのつまりや亀裂の有無など）を土地管理者に奨励するとともに、必要に応じて危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導を徹底します。また、これら土砂災害危険箇所の周知徹底を行い、災害発生時における市民の避難誘導に十分配慮します。

また、市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、警戒区域の指定があったときは、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、これらの事項を記載した印刷物の配布等、市民への周知に努めます。

第4項 要配慮者利用施設等の土砂災害防止対策

市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等を土砂災害から守るために、施設の管理者に対して県と協力して、危険箇所、危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立などの防災体制の整備に努めるよう指導していきます。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合における土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等への情報伝達等について定めます。

さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」とする）に基づき、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設等）の管理者等は避難確保計画の策定及び避難訓練を実施します。

【資料編】

2-1-(4)-1 急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧

2-1-(4)-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

2-1-(4)-3 土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域内社会福祉施設等一覧

第9節 造成地の災害防止

宅地造成地に発生する災害防止のため、県は、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定促進を図ります。

第10節 地盤沈下の防止

市域には、沈下しやすい軟弱層が発達する谷が存在します。このため、市は、局所的な地盤沈下の状況を把握するため、水準測量等の調査に努めます。

第11節 建築物の安全確保

第1項 落下物の防止対策促進

建設時の施工又は維持管理に起因すると考えられる建築物の外装材等の落下による事故が発生していることから、風水害に対しても外装材を始め建築物の屋外に取り付けるものの安全性を確保することが必要です。

市は、都市の安全性の向上を図るため、落下物の防止対策について、繁華街や通学路等落下物による災害の可能性の高い箇所の地上3階建以上の建築物実態調査に取り組んでいくとともに、建築物所有（管理）者及び神奈川県屋外広告物条例に基づく申請事務を通じて市街地の突出看板等の設置者に対して、落下防止対策の普及及び安全点検の指導及び助言を行います。

第2項 公共使用施設の安全性の確保及び推進

市は、劇場等不特定多数の者が使用する施設、学校、医療機関等の応急対策上重要な施設の所有（管理）者等に対して、風圧力に対する強度の確保及び豪雨、洪水等における地下室の危険性など、風水害に対する安全性の確保に配慮するように、普及啓発、指導及び助言を行います。さらに施設利用者の安全確保や避難についてのマニュアル化と訓練の徹底を図ります。

市は、避難所となる公共施設を中心に照明、給水等の必要最低限の電力供給が継続できるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備や異なった発電所からの2方向受電方式の整備を図ります。また、災害時に継続してホームページが運用できるよう、遠隔地にバックアップサーバを構築するなど、災害時に稼働可能な環境整備に努めます。

第3項 法に基づく建築物の安全性の確認

市は、建築基準法第6条に基づく確認申請時に、風圧力の構造計算のチェックを行い、建築物の安全性を確認します。

第12節 ライフラインの安全対策

第1項 上水道

1 給水対策

県企業庁では、災害等により電力の供給が停止した場合に備え、浄水場に非常用予備発電設備の設置を進めるとともに、発災時に備え、災害用指定配水池を指定し、飲料水の確保を図ります。

また、災害に強い水道を目指し、主要水道設備の耐震化の推進や水道施設のネットワーク化を図るため、水道事業者間における相互融通管の敷設等の整備を進めます。

市は、飲料水の備蓄や耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、応急給水体制を整備します。

2 応援協力体制の整備

市は、長時間の電力供給停止や水道施設の被災により広範囲にわたる断水が生じた場合を想定し、応急給水活動や広報活動を周辺市町村と十分協議し、その内容、方法等、関係事業者間の連携及び応援協力体制の整備等を進めます。

3 広報活動

市は、応急給水活動状況の伝達や給水方法等について、伝達方法の整備及び周知活動に努めます。

第2項 下水道

市は、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、安全強化対策を更に推進します。

第3項 電気

東京電力パワーグリッド(株)では、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を図るとともに、安全強化対策の更なる推進に努めます。

また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、市との相互連携の拡大に努めます。

市は、災害時に電気を供給することができる電気自動車や燃料電池自動車の普及促進を図ります。

第4項 ガス

厚木ガス(株)では、緊急遮断装置の設置などの安全対策を進めていますが、安全強化対策の更なる推進に努めます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

第5項 電話

東日本電信電話(株)では、通信施設ビル等の耐震化、通信ケーブルのとう道収容対策、伝送路の複数ルート分散化及び災害対策機器類の配備を行っています。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

災害発生後には電話が込み合い、被災地との安否確認が困難になる場合が考えられるため、東日本電信電話(株)では、災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始します。

第2章 災害時応急活動事前計画

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

第1項 情報収集システムの整備

市及び公共機関等は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた気象情報等の収集・提供システムを構築します。なお、災害情報収集や避難対策などの災害対応にAIやデジタル技術を活用するなど、防災・減災におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に努めます。

また、市民に対する支援情報は、要配慮者にも配慮した提供方法とするように努めるとともに、収集した情報を有効活用できる体制を整備します。

現在、整備されているシステムの概要は、次のとおりです。

(1) 厚木市防災情報システム

ア 市内気象情報

市内8箇所の観測所から風向、風速、雨量、気温データを受信

<観測所>

名称	所在地
市本庁舎	中町3-17-17
北消防署	下荻野135-1
玉川分署	七沢751-1
相川分署	下津古久602-1
依知分署	関口869-1
玉川中学校	小野301-10
上依知小学校	上依知1657
小鮎小学校	飯山南4-9-1

イ 気象予測情報

降水量予測、台風進路予測

(2) 河川情報システム

ア テレメータ水位 各河川に設置された観測所から水位データを受信

イ テレメータ雨量 各河川に設置された観測所から雨量データを受信

ウ 水防警報情報 国土交通省が発表する水防警報の内容を受信

(3) 県防災行政通信網（気象情報）

横浜地方気象台発表の警報、注意報等を、県安全防災局を経由して受信

(4) 県災害情報管理システム

ア 防災基礎情報

イ 被害情報、被害復旧情報

ウ 災害情報資料

エ Lアラート（災害情報共有システム）

※「神奈川県災害情報管理システム運営要綱・運用手順」により運用します。

(5) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

第2項 通信連絡体制の拡充及び通信設備の整備

市は、より有効で、かつ、短時間の避難を可能にするため、緊急連絡体制の見直しを行います。

1 防災関係機関等との連絡体制の確保

市は、災害時における関係機関等との情報の収集及び伝達手段を確保し、拡充するため、情報ルートの多重化を図ります。また、防災行政無線、MCA無線、衛星通信電話、県防災行政通信網、県災害情報管理システム、インターネット等の活用を図るとともに、厚木市アマチュア無線非常通信協議会など防災関係団体との情報受伝達に関する協力体制を確保します。また、市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合について、市及び国土交通省関東地方整備局が必要とする各種情報の交換等を目的とした情報連絡員（リエゾン）に関する協定に基づき、適切に迅速かつ確な災害対処を行います。

また、市が被災により、被害状況の報告ができない場合は、県に対し連絡員の派遣を要請できるものとし、積極的な情報の収集及び伝達に努めます。

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

(1) 市は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、家屋等の被害認定調査、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者生活再建支援システムを構築し運用します。

(2) 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

(3) 市は、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。

(4) 市は、居住地以外の場所に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図ります。また、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。

3 市民からの情報収集体制の構築

市は、災害時における市民からの情報収集体制の構築を図ります。各地区の公民館を地区の災害情報収集等の拠点とし、各地区で発生した災害について公民館で得た情報を災害対策本部に発信するほか、市民にも情報を発信します。

4 広域停電等への対応

市は、広域停電が発生した場合や、庁舎が被災した場合などを想定した情報収集、・通信

連絡及び災害広報対応に努めます。

第3項 災害広報

市は、発災時から市民に対して常に最新情報を迅速、的確に提供するために、多様な情報通信（発信）手段や、新たな情報通信（発信）手段の確保を促進します。また、災害警報は、複数の情報伝達手段を組み合わせ、その伝達すべき内容について、受け手の立場に立って発信します。

1 緊急放送の協力に関する協定の締結

市は、緊急放送の協力に関する協定に基づき、厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)の協力により、市民に対してより正確な情報を迅速に提供します。このほか、情報発信の手段としてtvk（テレビ神奈川・地上波デジタル放送3チャンネル）データ放送、コミュニティFM及び防災ラジオの活用を図ります。厚木市の地域において地震被害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害時等緊急放送に対する協力について、協定を締結し、放送の要請に努めます。

2 防災行政無線、インターネット等による広報計画

市は、警報や注意報、災害時の被災者安全確保情報（避難及び避難所情報）、救援活動に必要な情報、生活関連情報等、よりきめ細かな災害情報の収集・伝達体制の検討を行い、災害情報システムの整備を進めます。また、避難所や公民館等の防災拠点への情報提供について、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット（ホームページやSNS等）や本厚木駅前に設置したデジタルサイネージの活用を図ります。

(1) 防災行政無線

防災行政無線を活用するとともに防災ラジオ、防災行政無線のテレホンサービス等により、災害時の広報活動を行います。

(2) インターネット

市のホームページアドレス
<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

(3) 電子メール等

あつぎメールマガジンにより、防災行政無線情報のメール配信を行います。また、携帯電話会社の緊急速報メールを活用して広報を行います。

3 火災予防に関する広報

消防機関は、強風等、火災発生の危険性が高いときは、市民及び事業者に注意を喚起する広報活動を行います。また、このような広報活動が有効に稼動するよう、避難場所の周知やその他必要な事項の周知を事前対策として行います。

4 集配郵便局における広報活動の実施

発災時における広報活動等について、市では、集配郵便局等の協力を得るための協定を締結しています。市は、集配郵便局等を通し、市民により正確な情報を迅速に提供します。

5 厚木市広報板の活用

停電により報道機関からの情報を収集できない場合や、特定の地区に特化した情報を発信する場合に備え、自治会館などに設置している厚木市広報板を災害時の情報発信手段として活用します。

【資料編】

- 2-2-(1)-2 市防災行政無線(固定系)設置場所【屋外受信局】
- 2-2-(1)-3 防災ラジオ配備箇所一覧
- 2-2-(1)-4 MCA無線設置場所
- 2-2-(1)-5 消防通信指令システムフロー図
- 2-2-(1)-6 厚木市防災行政無線局管理運用規程
- 2-2-(1)-7 神奈川県防災行政通信網の運用等に関する協定書(神奈川県)
- 3-2-(2)-1 地域気象観測所一覧
- 3-2-(2)-2 主な気象等観測地点の一覧
- 3-2-(2)-3 水防・資材倉庫設置場所一覧
- 3-2-(2)-4 水防資機材備蓄品一覧
- 3-2-(2)-5 神奈川県重要水防区域(厚木市内)

第2節 災害対策本部組織体制等の拡充

第1項 組織体制の拡充

市及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部の防災組織体制等の充実を図ります。また、あらゆる場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努めます。さらに、県の災害対策本部や各種防災関係機関との連携をより一層高めます。

第2項 災害対策本部機能代替性の確保

市は、災害対策本部室（市本庁舎4階大会議室）が被災した場合を想定して、ぼうさいの丘公園センター施設に防災行政無線（固定系）親局（非常局）等を設置し、災害対策本部機能をあらかじめ付加した施設整備を行います。

第3項 連絡体制の拡充

市は、国や県との連絡体制の拡充を図るとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災連絡体制を確立し、有効かつ短時間の避難を可能にするよう努めます。

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

第1項 消防力の強化

- 1 市消防本部は、救助・救急、消火活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、救助工作車、高規格救急自動車、消防ポンプ自動車等消防装備の拡充に努めています。
- 2 市消防本部は、大規模な火災等を想定し、周辺市町村とともに消防力の強化・連携を図ります。
- 3 市消防本部は、県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊との連携を図るなどの、広域応援体制を確立し、広域的な火災防衛活動及び住民救出活動の適切で、かつ、効果的な実施を図るため、事前計画を策定するとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導を徹底し、消防力の強化を図ります。
- 4 市は県消防広域化推進計画に基づく消防広域化など、消防力の強化のための取組を推進します。
- 5 市消防団は、定員 579 人に対し、実員は 511 人（令和4年4月1日現在）の状況であることから、大規模災害に備え消防団員の確保に努めます。
- 6 市消防本部は、地震等の大規模広域災害に対応し、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震性貯水槽を計画的に整備します。
- 7 市消防本部は、消火栓以外の自然水利を確保するため、池などの消防水利となる場所を事前に指定します。

第2項 消防指令システム等の整備

市消防本部は、災害の中核拠点となる施設に、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの整備に向けた取組を推進します。

第3項 救援活動用設備等の整備

市消防本部は、消防力の充実強化を図るため、高規格救急車など消防用施設・設備の整備を進めるとともに、災害時の救助及び重傷者の搬送に資するための、消防ヘリコプター及び神奈川県ドクターヘリを有効活用し、救助・救急における機動性を高めます。

第4項 市民への防災教育の実施

- 1 市は、発災時における火災防止思想の普及に努めるとともに、自主防災組織リーダー等研修や自主防災組織リーダー等レベルアップ研修を実施するなど、自主防災組織の指導者や防火管理者等に対して消火、防火教育を行います。
- 2 市は、街頭消火器の場所を示した資料等を作成して市民に公表します。

第5項 災害拠点病院の強化

市は、市周辺の患者受入れのために最大限の機能を発揮することが求められる災害拠点病院に対し、水害対策はもちろん、非常用発電、医療品等の備蓄、応援体制を含めて、更に強力な災害対策に努めます。

第6項 災害時における給油所の確保

市は、災害時に給油所の機能が停止することにより緊急車両が活動不能に陥らないよう対策を図ります。

第7項 有資格者情報の整備

市は、看護師のほかに医師や、建設機械などの特殊技術者に関する有資格者リスト情報を整備します。

第8項 関係機関、企業等との連携強化

市は、平常時から国、県、他の市区町村や関係機関、企業、団体等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めます。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図ります。

市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体や、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮します。

【資料編】

- 2-2-(3)-1 消防本部・消防署組織及び車両一覧
- 2-2-(3)-2 消防団組織及び機械器具一覧
- 2-2-(3)-3 消防水利状況
- 2-2-(3)-4 地区別消防水利設置状況
- 2-2-(3)-5 耐震性貯水槽設置一覧(100トン以上)
- 2-2-(3)-6 街頭消火器・大型消火器設置状況
- 3-2-(2)-3 水防・資材倉庫設置場所一覧
- 3-2-(2)-4 水防資機材備蓄品一覧

第4節 警備及び救助対策

第1項 災害時の対応と任務

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

第2項 資機材の整備及び拡充

県警察は、発災時における迅速かつ的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料、水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備・拡充を図ります。

第3項 警備体制の充実

県警察は、災害時における犯罪、事故等を防止し、社会秩序の維持を図るため、警備体制の拡充に努めます。

第5節 避難及び応急仮設住宅事前対策

※ この項目は、地震災害対策編及び風水害等対策編に共通する内容になります。

第1項 広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

市は、大規模災害に備えて、火災のふく射熱から身を守るための広域避難場所の他、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所（以下、災害対策基本法に基づき市が指定するものを「指定緊急避難場所」という。）及び災害の危険があり避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設（以下、災害対策基本法に基づき市が指定するものを「指定避難所」という。）の確保を推進します。

1 広域避難場所

市は、「神奈川県大震火災避難対策計画」に基づき、広域避難場所の整備等を進めています。本市における広域避難場所の整備状況等は次のとおりです。

(1) 役割と整備基準

火災が延焼拡大したとき、そのふく射熱や煙から生命及び身体を守るために避難する場所として、延焼危険度の高い地域を中心に整備します。

なお、広域避難場所は、周辺大火によるふく射熱に対して避難者の安全が確保できる面積（おおむね10ha以上）が必要となり、神奈川県大震火災避難対策計画に基づき整備等を行います。

(2) 整備状況

<広域避難場所>

名称	所在地
ぼうさいの丘公園（東京農業大学農学部厚木キャンパスを含む。）	温水 783-1
本厚木カンツリークラブ（厚木東高等学校・厚木商業高等学校を含む。）	飯山 1700
荻野運動公園	中荻野 1500

2 指定緊急避難場所

市は、災害対策基本法第49条の4第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的（短期間）に避難する施設又は場所として、指定緊急避難場所を災害の種類（洪水、崖崩れ・土石流、地震）ごとに指定します。

(1) 基本事項及び指定基準

ア 基本事項

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに居住者等に開放されること。

(イ) 災害が発生した場合において危険が及びおそれがない区域（安全区域）にあること。

(ウ) 安全区域外にある場合

a 洪水浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設であること。

b 土砂災害については、指定する避難施設までの避難路が確保でき、かつ、土砂災害警戒区域に指定されている箇所の崩落防止措置が講じられていること又は土砂災

害に対して安全な構造であること。

(工) 地域の物資供給拠点や情報拠点となること。

イ 指定基準

(ア) 各種災害（洪水、崖崩れ・土石流、地震）に対して安全を確保できる施設であること。

(イ) 緊急時に開錠が可能であり、市職員等による開設が可能であること。

(ウ) 建築物の場合は、耐震構造の建築物であること。

※(ウ)の指定基準は地震の場合のみ適用

(2) 指定状況

144施設（小・中学校36、高校・大学5、公民館（上荻野分館含む。）16、児童館38、老人憩の家42、公園等7）

【資料編】2-2-(5)-1 広域避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(3) 避難場所の拡充

市は、依知地区に防災機能を備えた（仮称）北部地区公園を整備し、拠点型防災備蓄倉庫の建設、ヘリコプター臨時離着場の確保等を行うとともに、災害対策本部機能の代替性の更なる確保に向け、災害対策本部機能をあらかじめ付加した施設の整備に努めます。このほかにも市の公共施設を緊急的な避難場所するほか、一定の条件に合う都市公園へ災害時に使用できるトイレ等を設置するなどの整備を図ります。

また、指定緊急避難場所以外の公園、空地等については、各地域の特性を踏まえ、市民が自主的な判断で一時的に身の安全を図る場所としての活用を図ります。

3 指定避難所

市は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、災害の危険性があり避難し又は災害により住居に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設として、指定避難所を指定します。

(1) 基本事項及び指定基準

ア 基本事項

(ア) 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。

(イ) 速やかに被災者を受け入れ、又は物資を被災者に配布することが可能な構造・設備を有すること。

(ウ) 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。

(エ) 車両その他の運搬手段が比較的容易な場所にあること。

イ 指定基準

(ア) 建築物の場合は、耐震構造の建築物であること。

(イ) 各種災害（洪水、崖崩れ・土石流、地震）に対して、安全を確保できる施設であること。

(ウ) 洪水浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設であること。

(エ) 人員・物資の輸送用車両が乗り入れ可能な道路に面するとともに、何通りかの輸送ルートが確保できること。

(2) 指定状況

48施設（小・中学校36、高校・大学5、公園等7）

【資料編】2-2-(5)-1 広域避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(3) 避難所の組織体制と応援体制の整備等

平常時から市の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係対策部が連携して要配慮者や在宅避難者への災害時の対応や支援について、役割分担を定めます。

また、要員確保のための取組や、避難所運営委員会の委員等を対象とした研修や訓練の実施等に努めます

(4) 避難所のバリアフリー化等

市は、平常時から、指定避難所として指定する施設のバリアフリー化を図るとともに、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の国庫補助金等による支援策の活用を検討します。

また、上空から識別できる標識の設置に努めます。

(5) 避難者名簿の準備

避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、あらかじめ避難者一人一人に氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等、情報の開示先や開示する情報の範囲等を記帳した避難者名簿様式を作成します。そのため、本様式は印刷して避難所の備蓄倉庫に保管し、避難所運営訓練等においても日頃から活用できるよう努めます。

4 温泉旅館等での避難所運営

市は、市内に所在する温泉旅館、ホテル、大学・高等学校、企業の施設等における災害時の避難所運用を可能にするよう要請に努めます。

5 福祉避難所の指定

市は、民間の福祉施設等について、災害時に福祉避難所として活用できるよう、施設所有者との協定の締結を図ります。

6 避難場所の調査及び検証

市は、避難距離及び時間の短縮を図るため、避難場所の有効性の検証に関する調査を行い、避難方法の再検討を行います。

7 指定避難所等の周知

市は、市民等の円滑な立退き避難に資するよう、広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所について、その所在地や避難に関する事項のみならず、市内のあらゆる危険箇所を記載したハザードマップを配布するなど、市民への周知徹底を図るとともに、要配慮者に配慮した点字版、音声版等の作成についても検討します。

さらに、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを平常時から住民等へ周知徹底するよう努めます。

また、市は、福祉避難所は専門的な支援や援護の必要性の高い被災者のために確保されるものであるため、指定避難所で生活可能な被災者に対しては、対象としない旨について周知を図ります。

第2項 避難路の整備

- 1 自主防災隊は、災害時に避難経路が崖崩れ等の影響を受けたり、家屋倒壊等で遮断されたりする場合は考慮し、あらかじめ複数の避難経路を定めておきます。市は、避難経路となり得る幅員4m未滿の狭あい道路について、避難、救助救急活動又は消防活動の支障となるおそれが強いと認められるため、改善に努めます。
- 2 市は、避難路の実態調査及び整備を進め、より安心・安全な避難経路の確保、指導に努めます。特に、避難経路となり得る幅員4m未滿の狭あい道路について、避難、救助救急活動又は消防活動の支障となるおそれが強いと認められるため、改善に努めます。

第3項 避難計画の策定・市民への周知

市は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、洪水予報河川等の洪水浸水想定区域の指定及び土砂災害警戒区域等の指定があったときは、あらかじめ避難計画を策定し、市防災計画において、当該洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域ごとに、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、市民への周知に努めます。

<厚木市内の洪水浸水想定区域指定河川>

平成30年7月現在

No.	水系・河川	指定年月日
1	相模川水系相模川中流	H29.3.31(県告示第170号)
2	相模川水系中津川	H29.3.31(県告示第171号)
3	相模川水系小鮎川	H29.9.22(県告示第394号)
4	相模川水系荻野川	H29.9.22(県告示第395号)
5	相模川水系玉川	H30.6.1(県告示第289号)
6	相模川水系細田川	H30.6.1(県告示第290号)

1 洪水浸水想定区域の指定について

県知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として、水防法第14条に基づき指定するものです。

洪水浸水想定区域が指定された場合、市は水防法第15条に基づき、ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難に必要な情報の伝達方法などを周知するとともに、地下街等や要配慮者利用施設等（本計画資料編に記載した施設）に洪水予報等を伝達します。

第4項 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市は、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土石流危険渓流において、被害を受ける範囲や状況をあらかじめ把握し、避難情報の発令地域や指示範囲を事前に設定するとともに、被災時に迅速な避難が取れる体制を整備します。

また、大規模災害時に市内で避難場所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、市域を越えた広域的な避難活動ができるよう、県や近隣市町村と共同して体制の整備を図ります。

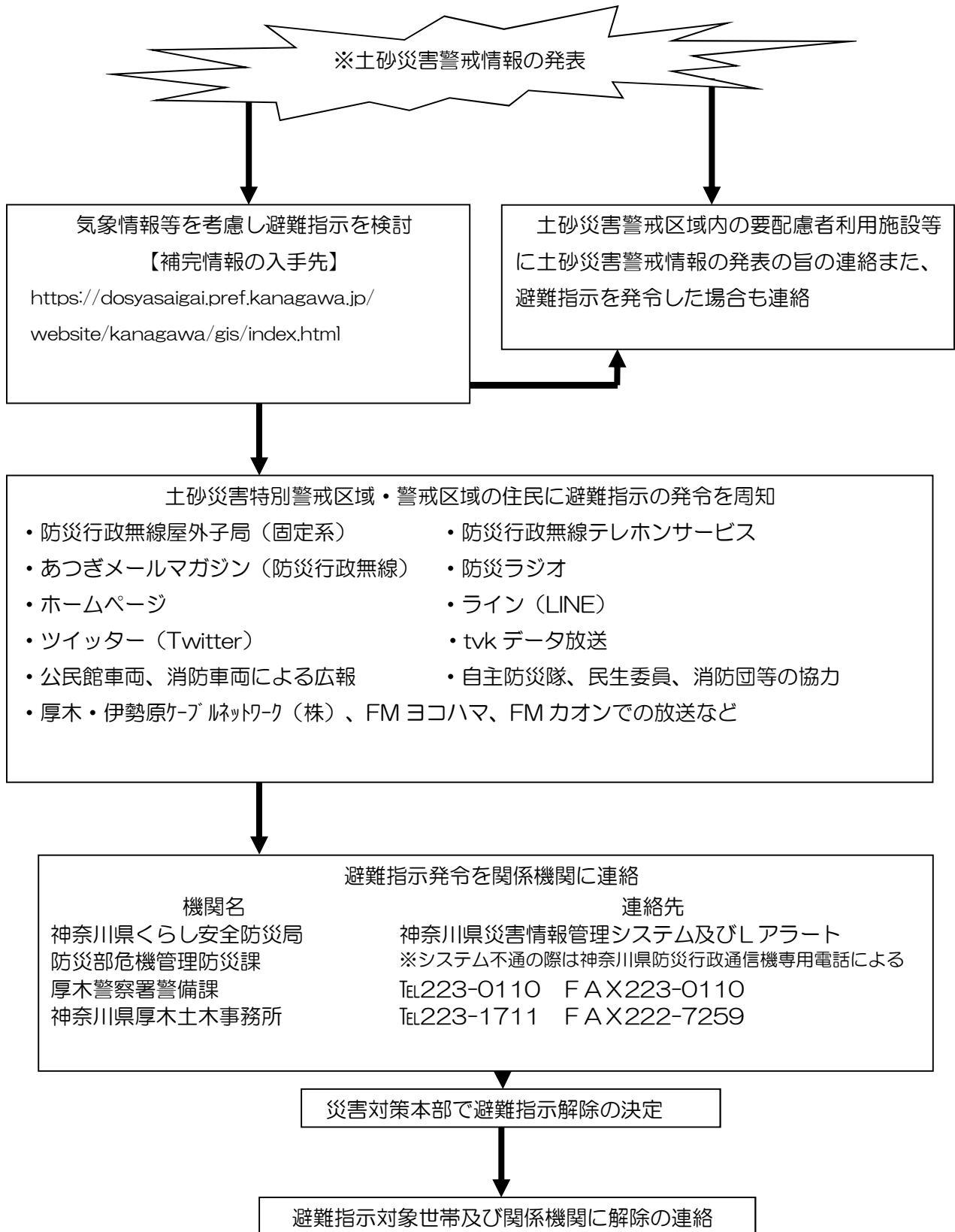
第5項 避難情報の発令基準

1 土砂災害警戒区域等における避難情報の発令の基準

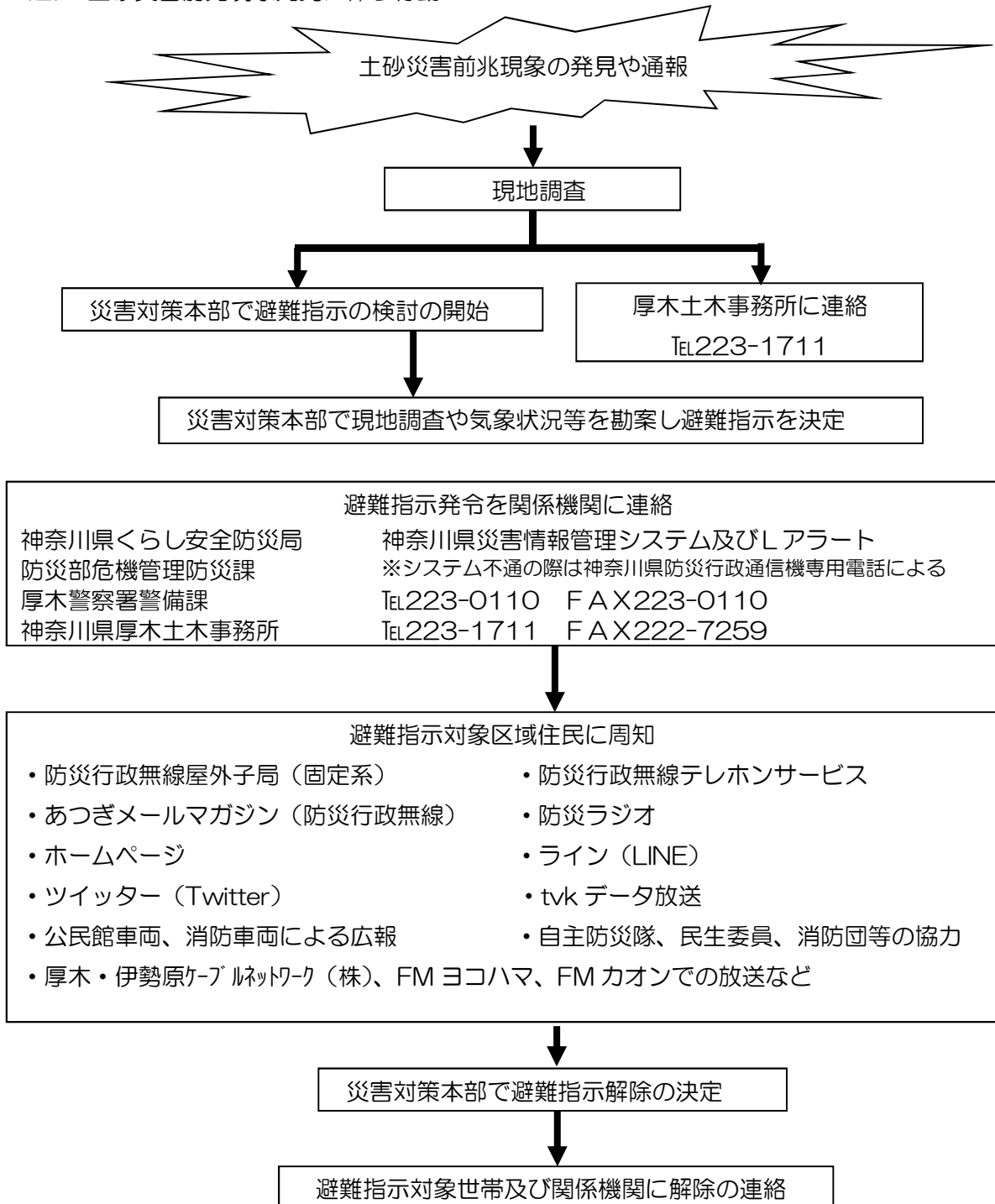
発令区分	発令基準		発令箇所
高齢者等 避難	1	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となり、さらに降雨が継続する見込みがある場合	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	2	大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	
	3	強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示	1	土砂災害警戒情報が発表された場合	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	2	土砂災害の危険度分布が「非常に危険（うす紫）」となり、さらに降雨が継続する見込みである場合	
	3	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	※ 対象地区の指定に当たっては、土砂災害警戒メッシュ情報の当該メッシュにかかる地域を考慮
	4	土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	前兆現象発見箇所付近
緊急安全 確保	1	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、大雨特別警報（土砂災害）が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 ※ 対象地区の指定に当たっては、土砂災害警戒メッシュ情報の当該メッシュにかかる地域を考慮
	2	土砂災害が発生した場合	現象等発生箇所付近
	3	山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合	現象等発生箇所付近

※ 土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難指示を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報。

(1) 土砂災害警戒情報発表に伴う行動



(2) 土砂災害前兆現象発見に伴う行動



2 各河川・地域における避難情報の発令の基準

(1) 避難情報の発令の基準

避難情報の発令については、大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布のほか、パトロールなどにより収集する現地情報やレーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）、ダム管理者からの異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合等、必ずしも数値で明確にできないことも考慮しなければならないため、災害対策本部で総合的な判断をします。また、市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとします。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知します。

なお、氾濫発生時に速やかに氾濫発生情報を発表できるようにするため、国土交通省では、氾濫発生が想定される箇所では洪水予報文を事前に用意しておくようになっています。

ア 溢水氾濫

河川名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
相模川	相模大橋水位観測所で避難判断水位（5.80m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	相模大橋水位観測所で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（6.50m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	相模大橋水位観測局で氾濫危険水位（6.50m）を超え、更に水位の上昇が確実であり、溢水のおそれがあるとき、または、決壊や越水・溢水が発生したとき。
	上依知水位観測所で避難判断水位（6.90m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	上依知水位観測所で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（7.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	上依知水位観測局で氾濫危険水位（7.30m）を超え、更に水位の上昇が確実であり、溢水のおそれがあるとき、または、決壊や越水・溢水が発生したとき。
中津川	才戸水位観測所で避難判断水位（2.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	才戸水位観測所で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	才戸橋水位観測所で氾濫危険水位（2.60m）を超え、更に水位の上昇が確実であり、溢水のおそれがあるとき、または、決壊や越水・溢水が発生したとき。
	平山橋水位観測所で避難判断水位（2.90m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	平山橋水位観測所で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（3.10m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	平山橋水位観測所で氾濫危険水位（3.10m）を超え、更に水位の上昇が確実であり、溢水のおそれがあるとき、または、決壊や越水・溢水が発生したとき。

河川名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
小鮎川	小鮎水位観測所で避難判断水位(2.00m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	小鮎水位観測所で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(2.40m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	小鮎水位観測所で氾濫危険水位(2.40m)を超え、更に水位の上昇が確実であり、溢水のおそれがあるとき、または、決壊や越水・溢水が発生したとき。
	千頭橋水位観測所で避難判断水位(2.35m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	千頭橋水位観測所で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(2.55m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	千頭橋水位観測所で氾濫危険水位(2.55m)を超え、更に水位の上昇が確実であり、溢水のおそれがあるとき、または、決壊や越水・溢水が発生したとき。
荻野川	荻野橋観測所で避難判断水位(1.80m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	荻野橋水位観測所で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(2.05m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	荻野橋水位観測所で氾濫危険水位(2.05m)を超え、更に水位の上昇が確実であり、溢水のおそれがあるとき、または、決壊や越水・溢水が発生したとき。
玉川	玉川橋水位観測所で避難判断水位(1.35m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	玉川橋水位観測所で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(1.90m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	玉川橋水位観測所で氾濫危険水位(1.90m)を超え、更に水位の上昇が確実であり、溢水のおそれがあるとき、または、決壊や越水・溢水が発生したとき。
細田川	森の里水位観測所で避難判断水位(3.70m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	森の里水位観測所で氾濫危険水位(4.55m)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	森の里水位観測所で氾濫危険水位(4.55m)を超え、更に水位の上昇が確実であり、溢水のおそれがあるとき、または、決壊や越水・溢水が発生したとき。

イ 漏水、浸食等による氾濫

対象地区	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
堤防の近傍付近		河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認。	河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認。

ウ 内水氾濫等

対象地区	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
被害発生箇所付近	近隣で床下浸水、道路冠水が発生し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	近隣で床下浸水、道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき、又は拡大するおそれがあるとき。	近隣で床上浸水が発生。

3 避難情報の発令時の状況及び市民に求める行動

	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、災害時の避難行動は、状況等によっては指定緊急避難場所等に避難することが必ずしも適切でない場合があります。その場合は、なるべく傾斜地から離れた部屋や2階の部屋に避難するなど、命を守る最低限の行動をとる必要があります。

第6項 避難所運営委員会の事前設置

市は、県の避難所マニュアル策定指針に基づき、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災隊等の地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を平常時から設置し、避難所運営マニュアル作成の支援をするなど、避難所の円滑な運営に向けた事前準備を進めます。また、避難所運営マニュアルについて、要配慮者に対する必要な支援、避難者が自ら避難所を立ち上げることができるような分かりやすさ、平常時から避難所運営委員会の委員を対象とした研修の実施等に配慮し、必要に応じた改定を支援します。

第7項 避難訓練の実施

市は、自主防災隊及び避難所運営委員会等と協力し、避難訓練及び避難所運営訓練を行い、発災時における混乱防止を図ります。また、訓練に当たっては、実効性のある防災訓練の実施に努めます。

第8項 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

1 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知に努めます。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、周知方法や手段を整備し避難の円滑化に努めます。

2 市及び避難所運営委員会は、感染症対策を踏まえた避難所運営に向け、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応について連携を図るなど、必要な措置を講じるよう努めます。

第9項 帰宅困難者対策

帰宅困難者等対策は、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であるため、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るとともに、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等の啓発を進めます。また、多数の帰宅困難者が発生する本厚木駅周辺の都市再生緊急整備地域において都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者に対する総合的な取組を推進します。

1 帰宅困難者用一時滞在施設の確保

帰宅困難者と地域住民の避難所が重複しないよう、帰宅困難者用一時滞在施設を指定し、指定避難所との区別を行います。また、帰宅困難者用一時滞在施設に、帰宅困難者用の備蓄品（食料・毛布等）の整備を行います。

<帰宅困難者用一時滞在施設>

駅名	名称	所在地
本厚木駅周辺	厚木市営東町スポーツセンター	東町2-1
	厚木市シティプラザ（5階、6階）	中町1-1-3
	アミューあつぎ	中町2-12-15
	厚木清南高等学校	岡田1-12-1
	レンブラントホテル厚木	中町2-13-1
	公益財団法人横浜 YMCA	中町4-1 6-1 9
愛甲石田駅周辺	日産自動車株式会社テクニカルセンター	岡津古久 560-2
	株式会社アマダ	伊勢原市石田 200

※ 一時滞在施設が被災等により開設できない場合等は、ぼうさいの丘公園とします。

※ 厚木清南高等学校については、指定避難所等と重複しているため、運用において競合しないよう相互に配慮します。

2 帰宅困難者の移動手段の確保

市は、鉄道事業者及び県警察等と協力して、本厚木駅及び愛甲石田駅（以下「主要駅」という。）の滞留者の誘導に努めます。

また、帰宅困難者に対する交通情報の伝達やバスによる代替輸送等の対策については、県、

関係機関と協議を行います。

また、鉄道事業者やバス事業者等とともに、帰宅困難者を想定した訓練を実施します。

3 情報収集伝達体制の整備

市は、主要駅及び帰宅困難者用一時滞在施設と連携し、有線電話の途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報、駅前の滞留状況、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況、災害情報等の各種災害情報の関係機関相互の情報連携体制を整備します。

また、主要駅、帰宅困難者一時滞在施設、警察、消防、商業施設等と相互に連携し、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制策や帰宅困難者への支援及び安全確保に向けた対応を図ります。

4 企業や学校等への啓発

市は、危険な状況下の徒歩帰宅は二次災害に遭う危険性があるため、帰宅が困難になったら、電車等が復旧するまで不用意に動かず、正確な情報の収集に努め、勤務先や学校等の安全な場所で待機することが基本であることを、各企業や学校等の施設に啓発し、帰宅困難者の抑制に努めます。

第10項 飼養動物等（ペット等）の保護対策

市は、災害時における避難・救出については、できるだけペットの避難・救出ができるよう動物愛護の観点から配慮します。

- (1) 「災害時ペット動物対策行動指針」（平成29年3月）、「災害時飼養動物対策マニュアル」（平成30年3月）に基づき、ペット同行避難のルールについて市民に周知をします。
- (2) 平常時の避難所運営委員会において避難所でのペットのためのスペースの確保について、あらかじめ協議し避難所運営マニュアルに位置付けます。障がいのある方が同伴する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬）については、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考えます。しかし、避難者の中には動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいるため、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方と動物の動線が交わらないように飼養スペースを確保する等の対策も行います。
- (3) ペット用備蓄品の準備やしつけの必要性に関する周知及び啓発を行います。
- (4) 飼養動物が自己の所有であると明らかにするための識別器具等（首輪、名札、マイクロチップなど）の装着又は施術に関し、推進していきます。
- (5) ペット用備蓄品の整備・充実に努めます。
- (6) 獣医師会等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。

第11項 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

県は、災害救助法が適用された場合、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行います。市は、県から委任を受けた場合、これを実施します。

応急仮設住宅を迅速かつ的確に建設するためには、被災者のニーズに合致した建設地や資材の確保が必要になるとともに、応急仮設住宅における高齢者、障がい者等への生活支援の在り方が課題となります。市は、応急仮設住宅建設可能地データの更新を行い、関係団体との協議を進め、発災時における供給体制を確立します。また、応急仮設住宅の建設、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、市と県の役割分担と協力関係を明確にし、災害時に備えます。

さらに、市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体、民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

< 応急仮設住宅用地 >

名称	所在地
戸室ハイツ広場	戸室 5-1193-11 外

第12項 災害時輸送に関する計画

災害発生により市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他市が特に協力を必要とする場合において、バス事業者に対しバス輸送の協力の要請を行うよう努めます。

第13項 避難者情報システムの整備

市は、避難者の所在地等の情報の把握を迅速かつ的確に行うため、避難者情報システムの整備を進めます。

【資料編】

2-1-(4)-3 土砂災害警戒区域等及び洪水浸水想定区域内社会福祉施設等一覧

2-2-(5)-1 広域避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

3-2-(2)-5 神奈川県重要水防区域(厚木市内)

第6節 要配慮者等に対する事前対策

第1項 情報連絡体制等の強化

市は、要配慮者の中でも特に支援が必要とされる避難行動要支援者の支援体制には情報の共有が重要であることから、災害発生時の一時的保護及びケアを行うため、事前に所在を「名簿」、「マップ」方式等により個人情報に配慮しつつ把握し、所在確認を行うなど、緊密な連絡体制を確立し、医療・保健福祉情報等の情報提供システムを整備するとともに、迅速かつ的確な対応を行うための防災組織の強化を行います。

避難行動要支援者の登録者情報を地域が共有することで、日頃からの災害時における支援体制のネットワーク化を図ります。また、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図ります。

第2項 避難行動要支援者名簿の運用

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、避難の支援、安否の確認その他生命又は身体を災害から守るために必要な措置を実施する基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成します。

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、毎年4月と10月の年2回、避難行動要支援者の状況を把握し、避難行動要支援者名簿の更新を行います。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害の発生時に備え、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等の実施に必要な限度において、自主防災隊及び民生委員・児童委員を始めとする避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿の情報共有を行います。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法を根拠として、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿の情報を提供します。

(4) 避難支援等関係者による適正な情報管理

市は、次のとおり避難行動要支援者名簿の情報管理を徹底します。

- ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者にのみ提供する。
 - イ 避難行動要支援者名簿の提供を受ける避難支援等関係者は、市と名簿の提供、利用及び管理に関する協定等を締結する。
- (5) 発災時における名簿の活用
- ア 避難支援等関係者による避難支援の実施
避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施します。ただし、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命及び身体の安全を確認の上、可能な範囲で避難支援を行います。
 - イ 避難行動要支援者への情報伝達
市が高齢者等避難等を発令した場合、避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報を活用し、避難行動要支援者に着実に情報伝達を行うとともに、避難行動要支援者の早い段階での避難行動の促進を図ります。
- (6) 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者は、災害時の状況や地域の実情に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、自身や家族の安全確保に努めます。

第3項 避難行動要支援者個別避難計画の運用

- (1) 避難行動要支援者個別避難計画の作成
- 市は、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等が円滑に行うことができるよう、避難行動要支援者と密接な関わりがある福祉サービス提供者、自主防災隊及び民生委員・児童委員を始めとする避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の同意の上、避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別計画」）の作成に努めます。
- (2) 避難行動要支援者個別避難計画の共有
- 個別計画は、同意書を提出された要支援者の避難支援に必要な範囲で、市及び避難支援等関係者で保有し、平常時から情報を共有します。
- なお、個別計画は、日頃の見守り活動及び災害発生時の避難支援以外の目的で使用しないよう情報管理を徹底します。

第4項 避難対策

- (1) 市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化などによる広報を充実するとともに、やさしい日本語による情報発信、外国人を含めた防災訓練・防災教育、外国人の雇用又は外国人との交流機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援を行います。
- (2) 市及び施設管理者は、災害発生時に要配慮者の避難誘導、救助を迅速かつ安全に行え

るよう避難支援等関係者の協力を得て、避難経路の具体的な設定などを行います。

- (3) 市は、民間の社会福祉施設等と災害時等における避難行動要支援者等の緊急受入れに関する協定の締結に引き続き努めるとともに、福祉避難所の指定に向けた調整を行うほか、受入れ施設相互間での受入れについて、市外にある施設を含めて実現するよう検討します。
- (4) 病院・診療所等施設管理者は、入院中の寝たきり高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、ナースステーションに隣接した病室やできる限り低層階の避難救出が容易な病室への転床などを考慮します。
- (5) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設等、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めます。

第5項 生活支援

- (1) 市は、災害発生時に要配慮者の生活支援を優先して行います。
- (2) 市は、避難所等において要配慮者に対して、次のような一定の支援が行われるよう平常時から避難所運営委員会等との連携体制の構築を図ります。
 - ア 避難所内での要配慮者用スペースの確保
 - イ 必要な育児・介護・医療用品の調達、各種サービスの提供や相談等に当たる介助員、相談職員等の配置
 - ウ 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援との連携また、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有を図ります。被災後には、福祉仮設住宅の設置など支援体制の整備に努め、早期に安定した生活が送れるように配慮します。
- (3) 市は、「災害時等における避難行動要支援者等の緊急受入れに関する協定」を締結している施設について、今後は、福祉避難所への移行など協定関係の更なる充実に努め、国庫負担や補助事業などの支援体制を強化します。
- (4) 市は、避難所となる学校等の施設において、みんなのトイレの整備などのバリアフリー対策を行います。

<要支援者等受入れ施設>

名称	所在
社会福祉法人敬和会（けいわ荘）	下荻野 2117-2
社会福祉法人神奈川やすらぎ会（高齢者総合福祉サービスセンター森の里）	下古沢 193
社会福祉法人神奈川やすらぎ会（特別養護老人ホーム第2森の里）	飯山 3425
社会福祉法人厚木慈光会（睦合ホームやすらぎ）	下川入 1296
社会福祉法人厚木慈光会（睦合ホームすこやか）	下川入 1321
社会福祉法人清流会（玉川グリーンホーム）	小野 734-2
社会福祉法人誠々会（甘露苑）	山際 1350-1
社会福祉法人聖和むつみ会（グランモールさくら及川）	及川 793
社会福祉法人聖和むつみ会（メイサムホール）	愛甲 2208-1
社会福祉法人聖和むつみ会（メイサムフレール）	愛甲 2208-1
社会福祉法人藤雪会（あつぎポポロ）	東町 7-2-2
東丹沢七沢旅館組合	協定書参照
厚木ホテル協議会	協定書参照
社会福祉法人紅梅会（紅梅学園）	上荻野 5303
社会福祉法人すぎな会（すぎな会愛育寮）	小野 2136
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団（七沢学園）	七沢 516
社会福祉法人愛の森（愛の森学園）	森の里青山 14-2
社会福祉法人野百合会（野百合園）	上荻野 5160
社会福祉法人かながわ共同会（厚木精華園）	上荻野 4835-1
社会福祉法人かながわ共同会（愛名やまゆり園）	愛名 1000
社会福祉法人康仁会（はなの家とむろ）	戸室 5-9-15
社会福祉法人みどり会（きみどり）	戸室 3-3-11
医療法人社団福寿会（コミュニティケア北部）	下荻野 941-1
特定医療法人仁厚会（ぬるみず）	温水 1845-1
社団医療法人社団三思会（さつきの里あつぎ）	船子 322-1
医療法人聖和会（さくら）	上古沢 1915
医療法人聖和会（さくらサテライト）	上古沢 1702
医療法人社団藤和会（こまち）	小野 763-1
医療法人徳洲会（リハビリケア湘南厚木）	戸田 2446-15
医療法人社団静寿会（ケアセンター上依知）	上依知 418-1

※ 上記施設は、要支援者等のうち避難所での生活が困難な、特に支援が必要な方を受け入れる施設になります。

第6項 要配慮者利用施設等の対策

- (1) 要配慮者利用施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対して、災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。
- (2) 要配慮者利用施設等の管理者は、定期的に防災訓練教育を実施するとともに、災害時に適切な行動がとれるよう入所者及び施設の実態に応じた防災訓練を実施します。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（BCP）を作成します。
- (4) 要配慮者に関わる社会福祉施設や病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めます。
- (5) 市は、土砂災害を受けるおそれがある要配慮者利用施設等に対し、避難体制の強化、気象情報等の伝達・提供及び災害発生時の円滑な応急活動体制等の確立を図ります。
- (6) 土砂災害防止法、水防法に基づき、土砂災害警戒区域内又は洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設等）の管理者等は避難確保計画の策定及び避難訓練を実施します。

第7項 内部障がい者及び内臓疾患者のための防災対策

市は、在宅の内部障がい者・内臓疾患者（透析等）等の治療を行う体制の確保などについて、県と調整を図り、災害時における支援体制の整備に努めます。

第8項 外国人のための防災対策

市は、外国人向けのパンフレットの配布などを行い防災意識の向上に努めるとともに、災害発生時における外国人への広報や相談などの支援体制を整備します。

また、外国人旅行者が災害時において、より正確な情報収集が可能となるように、国土交通省観光庁による外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及に努めます。

第7節 飲料水、食料、生活必需物資等の供給対策

第1項 備蓄計画

市では、災害発生時における被災者の救援のために、飲料水、食料、生活必需物資等の備蓄を行っています。

市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所等への備蓄強化及び備蓄計画の作成に努めます。また、食料・生活必需物資等の備蓄に際しては、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行いながら、計画的な取組を進めます。

なお、国からのプッシュ型物資支援を想定し、関係機関及び団体と連携し、物資の受入れ体制の整備に努めます。

1 飲料水

市では、市民1人当たり1日3リットル、7日間分の飲料水の確保を目標とし、貯水槽の整備等を行っており、現在、貯水量は十分に確保されています。また、貯水槽の整備及び施設の耐震補強、維持管理に努め、長寿命化を図ります。

＜飲料水兼用耐震性貯水槽（100 t）＞ 令和4年4月現在

設置箇所	所在地	設置基数
本厚木カンツリークラブ	飯山 1700	1基
厚木第二小学校	旭町 5-38-1	1基
厚木中央公園	寿町 3-2-1	1基
ぼうさいの丘公園	温水 783-1	3基
相川中学校	酒井 1981-1	1基
計		7基

＜県企業庁災害用指定配水池＞

令和4年4月現在

施設名	所在地	災害時保水容量	備考
厚木低区配水池	王子 2-1	8,510 t	
森の里高区配水池	森の里 4-46	3,490 t	
中津配水池	愛川町中津 4070	11,040 t	確保水量 11,500 t × 96% 人口比 (厚木市 96%、愛川町 4%)
中荻野配水池	鳶尾 3-5	2,480 t	
上荻野東部配水池	上荻野 613-3	510 t	
計		26,030 t	

2 食料

市では、被災した市民に対する3日間分の食料の確保を目標に備蓄を行っています。

今後も、引き続き備蓄の強化に努めるとともに、市内大型小売店との調達協定による流通備蓄体制を整備します。また、食料の備蓄の際にはアレルギー情報表示やアルファ米、ミルク等アレルギー対応食品の備蓄とともに、要配慮者の利用への配慮や、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、画一的なものだけにならないよう検討します。

3 生活物資

市は、被災した市民に対して避難所等での生活に必要な生活必需品の備蓄を行っています。今後も、高齢者、乳幼児（使い捨て哺乳瓶、ミネラルウォーター以外のミルクを溶かすための水等）、女性（生理用品等）等に配慮した生活物資に加え、避難所での感染症予防のため、マスクや手指消毒液等の備蓄を含め、計画的な備蓄を行っていきます。

4 防災資機材

市では、災害時の救助活動や避難所開設に必要な防災資機材の備蓄を行っています。

現在、市内全地区に整備が行われており、今後はメンテナンス及びバリアフリーに対応した簡易トイレ等の配備、機器の更新等を進めていきます。

市は、従来の備蓄品に加えて、感染症予防対策物品の備蓄に努めます。

<主な防災資機材>

令和4年4月現在

防災資機材名		台数
発電機		552 台
投光機		479 台
簡易トイレ	組立式	860 基
	下水道マンホール型	106 基
浄水機		110 台
テント		2,454 張

第2項 備蓄倉庫の整備及び物資供給拠点の整備

1 備蓄倉庫の整備

市では、市内各所に防災備蓄倉庫を設置し、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄を行っています。設置に際しては分散備蓄の考えから避難所となる小・中学校等へ設置（コンテナ型）するなど備蓄品を分散しています。今後は、依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めます。

<防災備蓄倉庫設置場所>

種類	数量
避難所設置倉庫	市内小・中学校等 44 箇所 45 基
拠点型備蓄倉庫	ぼうさいの丘公園、厚木中央公園、荻野運動公園
	上落合、山際、戸田、七沢、林、三田、依知南、アミューあつぎ

2 物資供給・集積拠点の整備

市では、大規模災害時、特に発災直後の混乱期に、被災者に対し効率的かつ迅速に物資を供給するために物資供給・集積拠点を整備し、備蓄物資、流通備蓄物資、救援物資等を集約し、計画的に避難所等に配送します。

＜物資供給・集積拠点＞

名称	所在地
ぼうさいの丘公園	温水 783-1
厚木中央公園	寿町 3-2-1
荻野運動公園	中荻野 1500

3 県央（厚木）広域防災活動拠点との連携

大規模災害時に広域的な応急活動を行うため、県では、広域防災活動拠点を整備し、救援物資の受入れ、集積及び配分、ヘリコプター臨時離着陸場の開設、国及び他県等の応援部隊の受入れ及び防災資機材の貸与、市町村への防災資機材の貸出し並びに情報連絡活動を行います。市では、この広域防災活動拠点との連携を図り、災害時応急活動対策を充実します。また、発災後速やかに実施される国からのプッシュ型支援による物資の支援を受け入れる体制を整えます。

＜広域防災活動拠点・ヘリコプター臨時離着陸場＞

	場所	所在地
県央（厚木）広域防災活動拠点	県立厚木高等学校	戸室 2-24-1
ヘリコプター臨時離着陸場	市営厚木野球場	厚木 2325

4 学校における備蓄の整備

市は、児童・生徒を学校で避難・待機させるため、学校での食料等の備蓄等を進めます。

5 帰宅困難者用一時滞在施設における備蓄の整備

市は、帰宅困難者用一時滞在施設に、帰宅困難者用の備蓄品（食料・毛布等）の整備を行います。

【資料編】

2-2-(7)-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧

2-2-(7)-2 防災備蓄品(資機材)一覧

2-2-(7)-3 防災備蓄倉庫等備蓄品一覧

2-2-(7)-4 防災備蓄倉庫等設置小・中学校一覧

2-2-(7)-5 災害時給水所(応急給水用井戸水等)指定箇所一覧

2-2-(7)-6 鋼板・アルミプール設置状況一覧

第8節 医療・救護・防疫対策

第1項 医薬品等の整備

市は、医療救護活動を行う医療救護所において使用する医薬品や防疫薬剤等について、厚木薬剤師会と「医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定」を締結し効率的に医薬品の確保を進めるとともに、調達計画を策定します。

なお、不足が生じた場合は、県及び関係機関に応援を要請します。

第2項 医療活動拠点の整備及び救護体制の確立

1 医療活動拠点の整備と救護体制の確立

市は、医療救護活動を行う救護所をあらかじめ指定するとともに、一般社団、一般社団法人厚木歯科医師会等の関係団体と連携を図り、組織体制の充実に努めます。

災害時における迅速な医療救護を実施するため、医療救護本部体制の確立や、自主防災隊との協力等、救護体制の確立を図ります。

市は、災害医療拠点病院（市立病院）としての最大の機能を発揮するため、水害対策はもちろん、非常用発電の整備や医薬品等の備蓄などを行い、災害に強い病院の整備に努めます。

また、市内診療所については、通常の診療が可能な場合は診療を継続し、市民等へ周知します。

2 医療救護所等の開設及び運営

市は、発災直後（発災～およそ1日後）及び超急性期（およそ発災1日後～3日後）において、必要に応じて、指定の市内協力病院敷地内に緊急医療救護所を開設し、傷病者のトリアージ等を実施します。

メジカルセンターについては、発災直後から市立病院と連携し、軽症者の応急処置等を実施します。

また、急性期以降（およそ発災3日後～）において、必要に応じて、指定の避難所に地域医療救護所を開設し、避難者等の診療等を実施します。

<緊急医療救護所>

開設場所	所在地
市立病院（災害拠点病院）	水引1-16-36
東名厚木病院	船子232
湘南厚木病院	温水118-1
厚木佐藤病院	小野759
亀田森の里病院	森の里3-1-1
愛光病院	松枝2-7-1
相州病院	上荻野1682-3

＜地域医療救護所＞

開設場所	所在地
厚木中学校	水引1-1-3
厚木第二小学校	旭町5-38-1
藤塚中学校	上依知1289
依知中学校	中依知364
三田小学校	三田515
清水小学校	妻田西3-18-1
荻野中学校	鳶尾5-1-1
小鮎小学校	飯山南4-9-1
ぼうさいの丘公園	温水783-1
愛甲小学校	愛甲西1-17-1
玉川小学校	七沢150-1
相川中学校	酒井1981-1
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1

第3項 情報伝達手段の整備

市は、医療救護所及び後方医療機関に MCA 無線を整備し、情報収集・提供体制を確立します。また、地域の医療機関の被災状況や診療状況についても情報収集に努め、速やかに市民や県等に情報提供します。

第4項 応援協定

市は、災害の程度に即応した救護活動を行うとともに、必要があると認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請します。県は、市から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、協定に基づき調達するとともに、状況に応じ県立病院等が所有している医薬品等を活用します。

また、発災後速やかに医薬品等の取扱業者の被害状況を把握するとともに、厚木薬剤師会等の関係団体と連携を図り医薬品等の調達に努めます。

第5項 広域火葬体制の強化

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、災害時における遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬の手配を行い、県は広域的な協力体制をとります。

また、公衆衛生上の危害発生を防止するため、県内の応急医療救護活動と連携しつつ、遺体の収容、遺体保存、遺体搬送手段の確保等について、葬祭業者との協力により、円滑な火葬業務等の遂行を支援します。

第6項 防疫（感染症）対策

災害時においては、感染症が発生しないよう、感染予防のための消毒など防疫活動を実施する体制づくりが必要です。

- (1) 市は、感染症の発生時には、県の指示に基づき、感染された場所の消毒などを実施して感染防止、まん延防止に努めます。また、感染症患者が発生したときに、平常時と同様の情報の収集・提供、患者の入院が円滑にできるよう、被災時に対応した連絡体制等を確保します。
- (2) 市は、県厚木保健福祉事務所や、被災地域内の関係機関の協力を得て、防災関係情報の収集に努めるほか、円滑な防疫活動ができる体制を確立します。また、防疫に必要な資器材及び薬剤の調達体制を整えます。
- (3) 県は、病原体保有者の菌検査や疫学調査などを実施します。

【資料編】

2-2-(8)-1 医療救護所器材一覧

2-2-(8)-2 緊急医療救護所及び地域医療救護所一覧

第9節 文教対策

市は、地域の宝である子どもへの災害からの安全をキーワードにした教育をすることで、学校から保護者、地域へと防災教育の実施効果を波及させていくことを念頭において、小・中学校における防災教育の中に、保護者や地域を含めた活動を積極的に行っていきます。

市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、市立保育所・小・中学校における防災対応マニュアルを見直し、避難訓練等により定着を図ります。

第1項 学校教育施設等の安全性の確保

市教育委員会は、児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定し、学校の施設、設備の安全性の確保を図ることが重要です。また、児童・生徒の帰宅、保護に関し通学路の安全性等、情報の把握とこれに基づく的確な判断と指導が求められます。このため、市教育委員会は学校施設において児童生徒の安全確保を図ることとし、学校施設等の安全性や通学路の安全点検を行います。

第2項 避難所としての学校施設の整備

市教育委員会は、学校の避難所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確化するとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。学校でのバリアフリー化を進め、避難所としての設備の充実を図ります。また、学校において食料等の備蓄を整備し、子どもたちを待機させるよう指導を図ります。

第3項 学校防災計画等の見直し

市立小・中学校は、災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校において策定している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定めます。

また、学校及び教職員の果たすべき役割の明確化を図ります。

第4項 防災教育の充実

市教育委員会は、各教科等を通して、災害の原因や危険性などの正しい知識、安全な行動の仕方等を児童・生徒に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進について検討します。

- (1) 防災教育において「自分の身は自分で守る」意識を持たせ、命を守るための判断や行動ができる指導を充実させます。
- (2) 防災教育の基本は子どもからという視点で、小・中学校における防災教育をさらに充実させます。
- (3) 学校の防災教育の展開の中から、防災予防計画に関する自発的な取組を発生させ、実効性のある防災環境を築きます。

- (4) 防災教育において、出先で津波に遭う危険があることから、津波の知識を学ばせる指導を行います。
- (5) 住んでいる地域の特徴や災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的で、かつ、充実した防災教育を実施し、市民が共有していくことに努めます。

第5項 防災訓練

市立小・中学校は、家庭や地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施します。災害時の避難経路の混乱を想定して、小・中学校合同など、複数の学校間で連携した避難訓練を実施します。

第6項 文化財の保護

市教育委員会は、市内における文化財の保護に関する対策を行うとともに、所有者や関係機関と連携して文化財防災マニュアルの作成を行う等、具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進めます。

第7項 市内5大学との連携

市と、市内にキャンパスを置く5大学（神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学農学部）は、「災害時における厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学農学部との相互協力及び相互支援のための覚書」に基づき、市と大学の相互協力を努め、市と大学の関係者による連絡会を設置し、平常時から情報交換を行います。

第8項 保育所等の対策

災害時においては、多くの保護者が帰宅困難者となることが想定されるため、保育所等における乳幼児の保護及び保護者との連絡手段の確保等について対応を図る必要があります。

- (1) 保育所等の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、保護者及び乳幼児等の安否情報や所在情報を確実に把握できるように努めます。
- (2) 保育所等の管理者は、保護者等による引き取りまでの間の乳幼児等の保護のために、県及び市との連携の下、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努めます。

【資料編】

2-2-(9)-1 災害時における厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及東京農業大学農学部との相互協力及び相互支援のための覚書

第10節 緊急交通路、緊急輸送道路等の確保対策

第1項 路線の多重性及び代替性の確保

災害時の応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を円滑に行うために幹線道路の確保が必要となります。

救出救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、県警察では、防災拠点及び都市間を結ぶ主要道路を緊急交通路として想定し、被害状況を勘案の上、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行います。また、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限等の交通規制を受けることになります。

また、復旧活動等における緊急輸送の拡大に対応するため、県は、県外からの支援体制や現地災害対策本部、広域活動拠点、市災害対策本部等との連携を考慮し、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょう等の耐震補強を進めています。

市は、県の指定路線を補完するために、路線の多重性や代替性を考慮しながら、緊急輸送道路及び補完道路の指定に努めます。

1 第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

路線名	区間
第一東海自動車道 (東名高速道路)	市内全線
第二東海自動車道 (新東名高速道路)	市内全線
国道468号 (さがみ縦貫道路)	市内全線
国道129号	市内全線
国道246号	市内全線
国道271号	市内全線
国道412号	市内全線
県道22号(横浜伊勢原)	市内全線
県道42号(藤沢座間厚木)	市内全線
県道43号(藤沢厚木)	市内全線
県道63号(相模原大磯)	市内全線
県道64号(伊勢原津久井)	市内全線
県道603号(上粕屋厚木)	県道43号交点(中町)～国道246号交点(水引)
市道妻田三田幹線	国道246号交点～座間荻野線交点

2 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを構成する路線で、市庁舎等に連絡する路線

路線名	区間
県道 60 号 (厚木清川)	市内全線
県道 508 号 (厚木城山)	国道 129 号交点～相模原市境
県道602号 (本厚木停車場)	県道43号交点 (中町) ～市道2-02号線交点
県道 603 号 (上粕屋厚木)	国道 246 号交点 (水引) ～国道 246 号交点 (船子)
都市計画道路 3・6・1 中町北 停車場線	県道 602 号交点～県道 601 号(酒井金田)
市道 A-358	全線

第2項 輸送路情報伝達方法の拡充

風水害による被害が発生し、又は発生しようとしている場合において、緊急交通路等を迅速に確保するためには、広域的な交通規制を迅速に行うほか、運転者に対する交通情報の提供を的確に行うことが必要であることから、県警察は、的確な交通情報の提供、迅速な交通規制などにより、災害時等において緊急交通路、避難路等の確保に努めます。

このため、県警察では、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム（サインカー）を導入します。また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性及び風水害への耐性を強めるとともに、災害時の信号機、交通情報の収集を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。

第3項 ヘリポートの整備

1 ヘリポートの整備

ヘリコプターが持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮しますが県が指定しているヘリコプターの臨時離着陸場は県内に32箇所あり、このうち市内では次の箇所が指定されています。

<県指定ヘリコプター臨時離着陸場>

名称	所在地	面積
県総合防災センター（常設）	下津古久 280	13,600 m ²
市営厚木野球場（仮設）※	厚木 2325	9,000 m ²
酒井スポーツ広場（仮設）	酒井 2537	19,200 m ²

※ 市営厚木野球場は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートです。

＜市指定ヘリコプター臨時離着陸場＞

名称	所在地	面積
市営厚木野球場（仮設）※	厚木 2325	9,000㎡
ぼうさいの丘公園（常設）	温水 783-1	1,050㎡
旭町スポーツ広場（仮設）	厚木 3014-2	9,000㎡
荻野運動公園競技場（仮設）	中荻野 1500	6,650㎡
猿ヶ島青少年広場（仮設）	猿ヶ島 195-129	7,200㎡
下依知青少年広場（仮設）	下依知 822	6,000㎡
関口青少年広場（仮設）	関口 1377	7,700㎡
棚沢スポーツ広場（仮設）	棚沢 3861-1	3,125㎡

※ 市営厚木野球場は、県と市で指定が重複しています。

2 円滑なヘリポート利用のための事前対応

市は、県と協力して、ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進め、緊急医療を要する被災者の受入病院にアクセスできるよう、臨時ヘリポートの確保にも努めます。また、災害時に実際に利用できるよう誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め、応援協定を結んでいる自治体に事前に配布し、学校等にもヘリサインの整備を進めます。

さらに、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練などにより、運用方法等の検証を図ります

第4項 復旧資機材の備蓄及び整備

大規模災害が発生した場合、道路の不通行箇所が多数発生することが予想され、緊急交通路の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要となることから、市は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材を事前に備蓄します。

第5項 応援協力体制の充実

市は、災害時における建設業者等との協力体制の充実強化を図ります。

【資料編】

- 2-2-(10)-1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領
- 2-2-(10)-2 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為に最小限所要地積
- 2-2-(10)-3 県警ヘリコプター臨時離着陸場選定基準
- 2-2-(10)-4 緊急輸送道路網図(県指定)

第11節 ライフラインの応急復旧対策

第1項 上水道

県企業庁では、地震により電力の供給が停止した場合に備え、浄水場や加圧ポンプ所などに非常用予備発電設備の設置を進めるとともに、発災時には、災害用指定配水池による飲料水の確保を図ります。

また、給水区域内 12 箇所の災害用備蓄倉庫に応急復旧資機材を確保するとともに、原水の高濁度化に備え、必要な薬品を貯蔵しています。さらに、各水道事業者間の相互応援や工事業者と応急復旧工事の協力に関する協定を締結しています。

また、災害時には医療機関や要配慮者利用施設、避難所など防災上重要な建築物が配置されている地域を考慮に入れた計画的な応急復旧に努めます。

第2項 電気

東京電力パワーグリッド(株)では、他電力会社等との相互応援体制の整備、復旧用資機材の確保、輸送用車両、ヘリコプター、船舶、応急復旧用の発電車、移動用変圧器車のほか、非常災害対策要員の確保などの対策を進めています。

また、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の市民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、市災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

第3項 ガス

厚木ガス(株)では、ブロックごとの供給維持、応急復旧体制の確保、移動式ガス発生設備等、臨時供給対策の整備、資機材の備蓄、日本ガス協会との連携による他のガス会社からの応援体制の確保などの対策を進めています。さらに、LPガス（液化石油ガス）については、(公社)神奈川県LPガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。

第4項 電話

東日本電信電話(株)では、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、移動電源車、衛星通信車載車、可搬形無線車、携帯用ポータブル衛星装置等の配備を行い、緊急用資機材等の対策を進めています。

また、災害発生直後は電話が込み合い、被災地との安否確認が困難になる場合が考えられるため、災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始します。

なお、提供条件等については報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて周知します。

第5項 下水道

市は、具体的な復旧活動のマニュアル整備や復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には早期に復旧するよう対策を更に進めます。

第6項 広報体制の確立

市は、ライフラインの復旧に際し、市民に対する安全確認に関する広報を徹底するとともに、情報の連携を密にして二次災害に対する予防復旧体制の確立を図ります。

第12節 災害廃棄物処理対策

平成30年3月に策定した「厚木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の適正、円滑かつ迅速な処理の推進を図ります。

第1項 平常時の対策

市は、「厚木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時の混乱状況下においても速やかに適切な対応をとることができるように主に次の事項の準備を進めます。

- 1 災害廃棄物に関する情報の収集・更新
- 2 処理体制、応急対応、協力支援等の体制の整備
- 3 仮置場の選定・確保、運営方法の検討
- 4 災害廃棄物処理発生量、処理方法等のシミュレーション
- 5 職員の教育訓練、市民等への啓発
- 6 廃棄物処理施設の強靱化、資機材備蓄、事業継続計画の策定

第2項 一般廃棄物処理施設の耐震化等

市は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

第3項 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

市は、生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物を集積、保管、処理するために一時的に設置される仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、発災時における応急体制の確保に努めます。

第4項 発災時の相互協力体制の整備

市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、発災時の相互協力体制の整備に努めます。

第5項 市災害廃棄物処理計画の見直し

市は、必要に応じて、「厚木市災害廃棄物処理計画」を見直します。

第13節 広域応援体制等の拡充

市は、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。

また、発災時における人的、物的資源の確保のために、平常時から県や自衛隊との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練、建設業協会等民間関係機関との業務協定、緊急通行車両、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施します。いざというときに備えた相互の取組を実践し、緊密な相互支援の体制を構築するとともに、近隣自治体以外にも様々なつながりを持つ自治体との取組を深め、平常時から防災関係機関と「顔の見える関係」を構築するなど、相互支援体制の構築に努めます。

また、県は、市町村の消防本部から構成される緊急消防援助隊及び警察の広域緊急援助隊の活動環境の整備の支援、在日米陸軍・海軍司令部との相互援助体制の充実などを図ります。

第1項 応援受入体制の確立

1 応援・受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に取り組みます。

2 広域応援活動拠点の整備

市は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備を整備するとともに、県総合防災センターとの連携の強化を図ります。また、上空から、重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に、施設名を表示します。

県は、市内に整備した県総合防災センターを災害活動中央基地として、救援物資、協定物資の受入れ、配分等を行うとともに、応援機関要員の活動拠点として活用します。

＜厚木市内の広域応援活動拠点＞

区分	活動拠点（宿泊施設）	所在地
消防活動（緊急消防援助隊）	県立厚木西高等学校	森の里青山 12-1
警察活動（広域緊急援助隊等）	県立厚木北高等学校	下荻野 886
自衛隊活動	厚木市文化会館	恩名 1-9-20

第2項 情報の共有化

県は、県災害情報管理システムにより防災基礎情報をデータベース化しており、市町村等の防災関係機関がデータを更新することで防災に関する基礎的な情報を共有しています。

また、広域的応援の円滑な受入れのため、九都県市で共同して作成した相互応援共通地図の活用を図り、ヘリコプター臨時離着陸場を使用しやすいよう整備するとともに、その情報を関係機関の間で共有化します。

第3項 応援自治体との連携方法の確立

市は、県、近隣市町村及び防災姉妹都市等の応援活動や自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連絡体制の確立と具体的要請内容を想定した訓練を実施します。

【資料編】

2-2-(14)-1 神奈川県総合防災センター・消防学校の概要

第14節 自主防災隊の充実

第1項 育成計画

本市では、市民一人一人が「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の視点に立ち、自主防災隊を結成し、市と連携しながら活動を行っています。

市は、自主防災隊の育成体制として、総合防災指導員及び防災指導員を配し、日頃から指導育成に努めています。また、定期的な防災研修会の開催や防災資機材の整備補助等を通じての組織育成に努めています。

さらに、各自主防災隊に防災推進員を配し、防災資機材の取扱い研修等を実施し、地域の防災リーダーとして育成しています。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。

市は、自主防災隊の災害時用資機材などの装備の充実を図ります。

自主防災隊 : 216隊 (令和4年4月1日現在)

第2項 機能の強化

自主防災隊は、災害時の地域での応急活動における役割を果たすために、次のとおり機能の強化、充実を図ります。

- (1) 災害時の避難誘導を円滑かつ安全に行うため、避難経路の事前確認に努めます。
- (2) 地域内に避難所が開設された場合を想定し、平常時から避難所運営委員会に参画するなど、円滑な運営に努めます。
- (3) 自助・共助を推進するため、地区防災計画の策定に努めます。
- (4) 災害リスクについて地区別に整理した地区別防災計画の作成を検討し、地区単位での防災対策を進めます。
- (5) 地域内の要配慮者に対する安否確認、避難誘導、救助などの避難活動を支援するため、日頃から地域でのコミュニケーションを図ります。
- (6) 災害時の初期消火力及び救出救護力の向上に努めます。
- (7) 市及び関係機関は、自主防災隊との情報の共有化を図ります。

第3項 活動計画

自主防災隊は、隊ごとに年間活動計画を策定し、計画的な防災活動を実施します。
市及び関係機関は、災害時に自主防災隊が的確に行動できるよう支援を行います。

【資料編】

2-2-(15)-1 厚木市自主防災隊連絡協議会規約

2-2-(15)-2 厚木市自主防災隊防災推進員規程

2-2-(15)-3 厚木市自治会活動補助金等交付要綱

第15節 ボランティア活動への支援

- 1 市は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、県や関係機関、団体と連携し、平常時における登録及び研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。
- 2 県は、災害時のボランティア活動を支援するために、日頃からボランティア団体のネットワーク化を図るとともに、ボランティアコーディネーターの育成を行い、ボランティアの種別に応じて連絡窓口を設け支援を行います。

＜ボランティアの種別＞

ボランティア区分		内容
専門 ボラン ティア	医療ボランティア	医師、看護師、 メンタルカウンセラー等
	介護ボランティア	老人介護、障がい者介護等
	通訳・翻訳 ボランティア	外国語、手話、点字の翻訳・通訳
一般ボランティア		避難所運営支援等

- 3 市、県、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係機関等は、相互に連携し、ボランティアの受入体制を整備するため、次の取組を進めます。
 - (1) ボランティアの組織化（事前登録等）

ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制を整備します。
 - (2) ボランティアの養成（訓練、研修等）

ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身に付けてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施します。
 - (3) ボランティア及びボランティアリーダー育成事業の推進

災害時には様々な種類の支援が必要なため、一人でも多くの方がボランティアとして活動できるように、ボランティア（リーダー）の育成を事業として進めます。
 - (4) 企業ボランティアの育成

市内の事業者が積極的にボランティアに関わることができるよう、事業者に対し「企業ボランティア」の育成を行います。また、企業が持つ専門性をいかした支援活動との連携を図ります。

第16節 防災知識の普及

第1項 市職員、関係機関等に対する研修

市及び防災関係機関の職員に対して、防災教育を通じて、平常時から災害時における役割と業務の習熟を図ることが必要です。

市及び防災関係機関は、職員に対して災害時における役割、行動についてより一層の周知徹底を図ります。また、市は、職員に対して、災害時における参集、配備及び応急活動における役割の周知、災害時に感染症が発生した場合の対応など、様々な被災場面を想定した訓練や研修等を実施するとともに、防災研修、防災講演会等による防災教育に努めます。

第2項 市民に対する普及

1 市は、過去に起こった大災害の教訓を踏まえて、市民及び事業者の防災意識を高めるよう、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種報道媒体の活用、研修会、講演会等の開催、防災訓練等を通じて、市民に対し地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み等がないよう必要な情報を提供するとともに、次に掲げる防災知識の普及・周知の徹底を図ります。

- (1) 居住地等にどの災害リスクがあるか、災害種別を踏まえた様々な条件の下で災害時にとるべき行動や避難場所、避難経路等、市民一人一人が適切な避難行動をとる判断をするための知識と情報
 - (2) 7日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出し品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、医薬品、携帯トイレ、感染症予防対策物品、モバイルバッテリー等）の準備
 - (3) ペットを飼っている市民は、ペットの7日分の飲料水、ペットフード、ケージ、首輪、リード（引き綱）、トイレ等の備蓄の準備
 - (4) 消火器、風呂への水の確保等火災予防対策
 - (5) 災害時の家族の連絡体制及び行動についてのルールづくり等家庭での防災対策
 - (6) 要配慮者への支援の重要性、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することについての啓発
 - (7) 警報・注意報等を受けたときの適切な対応行動
 - (8) 施設整備に過度の期待をすること無く、避難行動を取ることの重要性についての啓発
 - (9) 被災時の危険な状況において、安全な避難場所へ移動する「立退き避難」だけでなく、自宅などの居場所等、安全を確保できる場所にとどまる「待避」や、屋内の2階建以上の安全を確保できる高さへの垂直避難等の「屋内安全確保」について、市からの避難情報等が間に合わない場合、自らの判断により迷わず命を守る最低限の行動をとるための啓発
- 2 市は、県と連携して、住民や施設管理者等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、想定される災害毎にマイ・タイムラインなどの作成の促進に努めます。
- 3 市は、市民との防災関連の対話をする場を設けます。
- 4 市は、災害時に素早い避難行動をとることができるよう、想定等の防災対策で用いた数値

等の正確な理解の促進などのリスクコミュニケーションを図ることに努めます。

- 5 市及び市教育委員会は、住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的かつ充実した防災教育や避難訓練を実施し、市民間で共有していくことに努めます。

第3項 地域防災リーダー等の養成及び防災情報の提供

- 1 市は、地域の防災危険度を把握するため、アセスメントを実施し、市民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、災害時の行動マニュアル等を子どもから高齢者までわかりやすく作成し、市民等の防災知識の普及啓発に努めます。
- 2 市は、ハザードマップを配布することだけで認知度を高めることには限界があると考えられることから、ハザードマップの内容について、しっかりと伝える制度・仕組みの構築に努めます。
- 3 市は、平常時に防災講習を主体的に開催し、災害時に市民が自力で救助活動ができるように、防災指導員・防災推進員の養成を図ります。
- 4 市は、防災知識だけでなく防災に役立つ知恵を活用し防災教育のレベルアップを図ります。

【資料編】

2-2-(17)-1 厚木市防災指導員規程

第17節 防災訓練の実施

市は、災害発生時に迅速かつ円滑な災害応急活動が実施できるよう日頃から各種訓練を実施します。また、蓋然性の高い災害を想定した訓練、市防災計画・各種マニュアル・応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災訓練や避難訓練、自主防災隊や避難所運営委員会との連携を図る訓練など、多様で実践的な訓練の実施により、市民や防災関係機関の対応能力の向上を図ります。

さらに、訓練の実施に当たっては、実際の避難場所への避難を含めたりするなど、災害発生時の対応行動の習熟を図るほか、資機材の使用可能な人材を増やすために、資機材の使用方法的訓練を行います。

また、訓練に一人でも多くの市民が参加しやすくするための工夫を行うほか、訓練の一部を毎回変更するなど、訓練が毎回同じものにならないように努めます。

市は、他の関係機関と連携の上、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努め、防災訓練等を通し災害対応の検証等を行い効果的な運用を図ります。

第1項 総合防災訓練

大規模災害が発生した場合を想定し、市、防災関係機関及び自主防災隊が一体となり、通信、避難、救助、消防、警備、ライフライン復旧及び災害対策本部の運営訓練等各種訓練を総合的に実施します。

第2項 個別訓練

1 情報通信訓練

市は、県及び防災関係機関と連携して気象注意報・警報等の災害情報の受伝達、災害発生時の被害情報の把握及び応急対策の指令等が迅速かつ適切に行えるよう情報通信訓練を実施します。

2 災害対策本部運営訓練

市は、災害対策本部の運営を適切に遂行できるよう、本部設置、初動体制の確立、情報収集・伝達等、市防災計画に基づく図上訓練等を実施し、計画の検証をするとともに問題点を整理します。

3 消防本部の訓練

消防本部では、消防訓練及び水防訓練を実施し、消防技術の向上を図ります。

4 土砂災害を想定した防災訓練

土砂災害を想定した防災訓練を、土砂災害警戒区域に指定された地域を始め各地で実施していきます。

第18節 地区防災計画の策定

大規模広域災害に備えるためには、市民一人一人による「自助」、地域コミュニティにおける「共助」が救助活動、避難誘導等の災害対応において重要な役割を果たします。

市内の一定地区内の市民及び事業者は、共同して当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援等の防災活動に関する計画である地区防災計画を策定し、市防災会議へ提案することができます。

市は、提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に反映し、市、防災関係機関及び地域の防災活動の連携、共助の強化を促進し、地域防災力の向上を図ります。

また、市は、災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、地区防災計画の策定を促進します。

第3章 応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

第1項 警戒及び注意の喚起

1 特別警報・警報・注意報

横浜地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害及び被害の発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を厚木市に発表し、市民や防災関係機関の警戒や注意を喚起します。

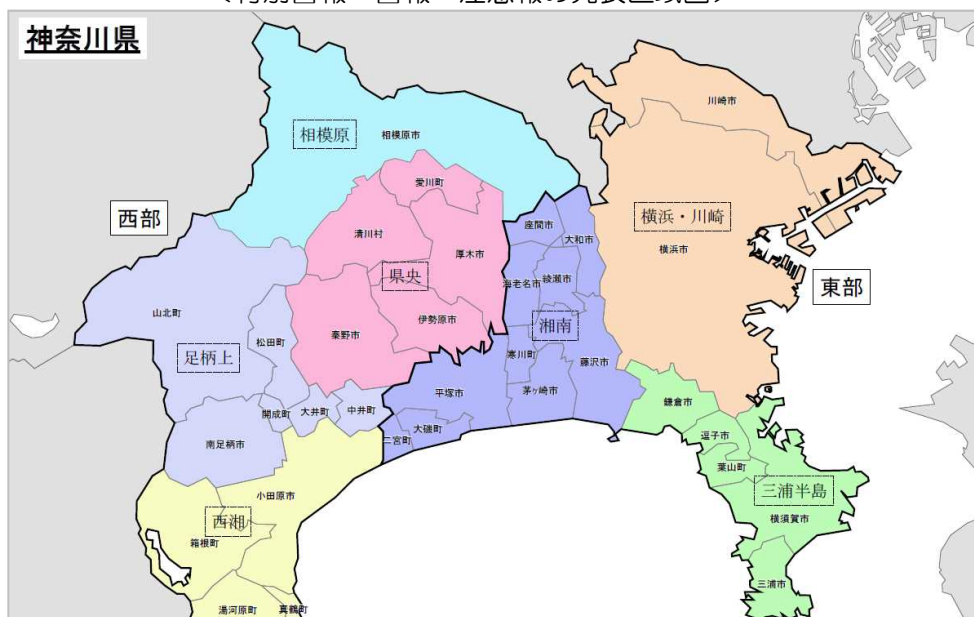
市は、横浜地方気象台より受けた特別警報について、防災行政無線等により、市民への速やかな周知を徹底します。

また、横浜地方気象台から大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合があります。

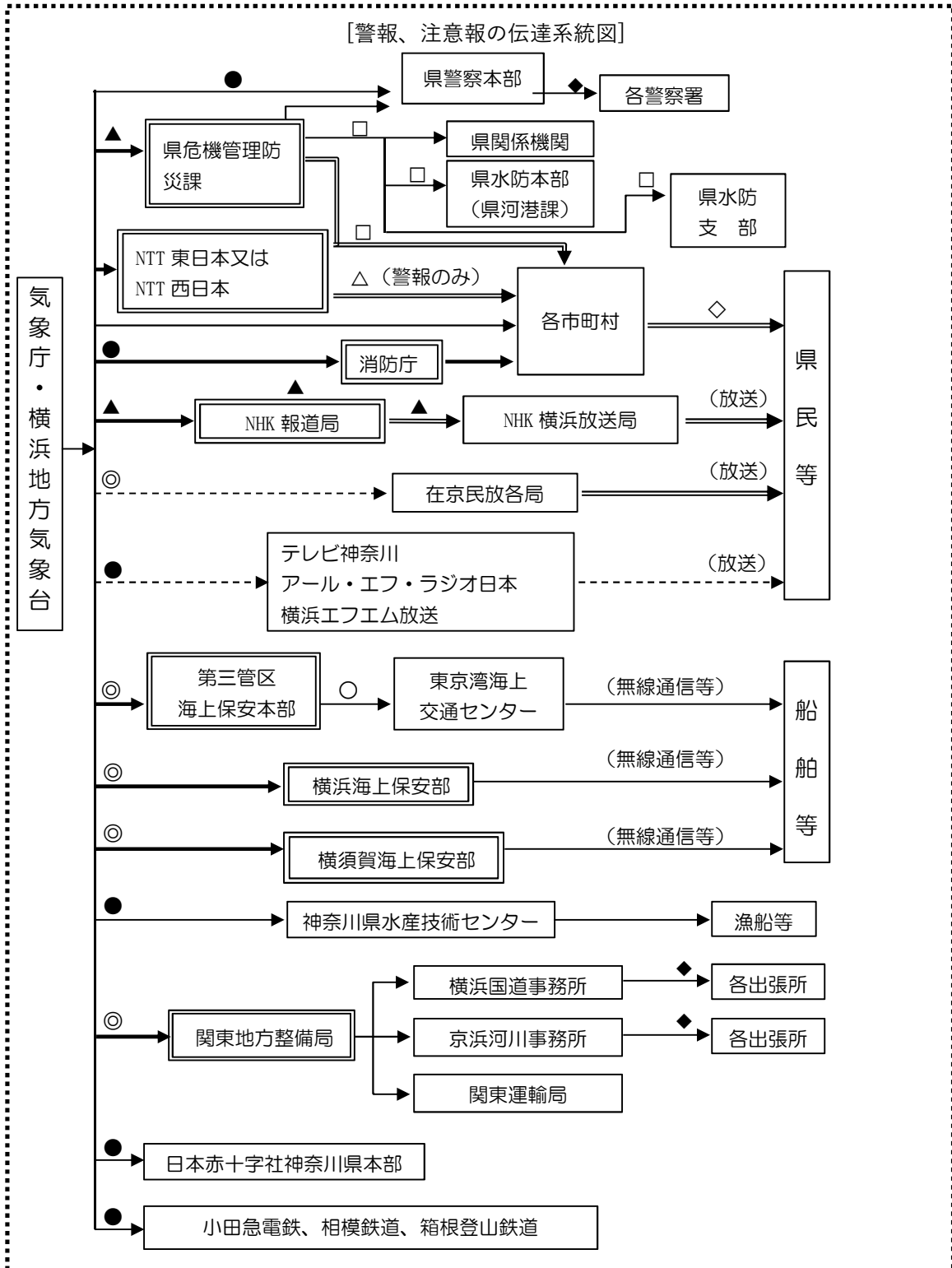
＜特別警報・警報・注意報の発表区域＞


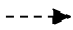
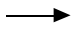
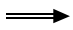









	一次細分区域 (天気予報)	市町村等を まとめた地域	二次細分区域 (特別警報・警報・注意報の発表区域)
神奈川県	東部	よこはま 横浜・川崎	横浜市、川崎市
		しょうなん 湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		みうらほんとう 三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西部	さがみはら 相模原	相模原市
		けんおう 県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		あしがらかみ 足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	せしやう 西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	

＜特別警報・警報・注意報の発表区域図＞



【気象・洪水等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統】



凡例	
	法令（気象業務法等）による警報事項の通知系統
	法令（気象業務法等）による県民への周知依頼及び周知系統
	地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統
	特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
	防災情報提供システム（専用線）
	防災情報提供（インターネット）（注）
	オンライン
	専用電話・FAX
	加入電話・FAX
	県防災行政通信網
	市町村防災無線
	自営無線等
	法令により、気象官署から警報を受領する機関

【特別警報の種類及び発表基準】

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（居住地域）、噴火警戒レベル4または5）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上））

【気象・洪水等に関する警報・注意報の種類及び発表基準】

表官署		横浜地方気象台		
担当区域		神奈川県		
一次細分区域		西部		
市町村等をまとめた地域		県央		
二次細分区域		厚木市		
警報	暴風（平均風速）	25m/s		
	暴風雪（平均風速）	25m/s 雪を伴う		
	波浪（有義波高）	—		
	高潮（潮位：TP上）	—		
	大雨	土壌雨量指数基準：134 表面雨量指数基準：17		
	洪水	流域雨量指数基準	玉川流域=15.2,小鮎川流域=17,中津川流域=35, 恩曾川流域=9.5,荻野川流域=10.16	
		指定河川洪水予報による基準	相模川中流 [上依知・相模大橋]	
大雪（12時間降雪の深さ）	平地 10cm 山地 30cm			
注意報	強風（平均風速）	12m/s		
	風雪（平均風速）	12m/s 雪を伴う		
	波浪（有義波高）	—		
	高潮（潮位：TP上）	—		
	大雨	土壌雨量指数基準：93 表面雨量指数基準：12		
	洪水	流域雨量指数基準	玉川流域=12,小鮎川流域=14,中津川流域=28.3, 恩曾川流域=7.6,荻野川流域=8	
		指定河川洪水予報による基準	相模川中流 [上依知・相模大橋]	
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 5cm 山地 10cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	乾燥	最小湿度 35%かつ実効湿度 55%		
	濃霧（視程）	視程 100m		
	霜（最低気温）	最低気温 4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日		
	低温（最低気温）	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）	100mm			

2 土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難指示を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、厚木市に発表します。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、市民への周知を行うとともに、個別の斜面の状況や気象状況、気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」等を基に総合的に判断し、避難指示の発令を行います。

<参考>土砂災害警戒判定メッシュ情報

土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km四方の領域(メッシュ)毎に階級表示した情報です。解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示し、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができます。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が切迫している状況において、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市に被害の想定される個別の区域・時期の情報提供を行います。市は、土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、市民への周知を行うとともに、避難指示の発令等を行います。

3 相模川洪水予報

洪水予報とは、河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報です。相模川中流については、神奈川県と横浜地方気象台が共同で下表の表題により発表します。

<指定河川洪水予報>

種類	表 題	概 要
洪水 警報	氾濫発生情報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難情報を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 高齢者以外についても、避難の準備をしたり自ら避難の判断をすることが必要
洪水 注意報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。	

＜相模川洪水予報の基準水位＞ （単位：m）

予報 区域名	河川名	水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫 危険水位
相模川 中流	相模川	上依知	5.8	6.5	6.9	7.3
		相模大橋	3.7	4.3	5.8	6.5

4 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁が発表します。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表されます。有効期間を発表から1時間としていますが、注意すべき状況が続く場合には、再び竜巻注意情報を発表します。

5 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、危険度分布の「非常に危険」（うす紫）、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁が「記録的短時間大雨情報」を発表します。

6 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表します。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が神奈川県気象情報、関東甲信地方気象情報、全般気象情報として発表されます。

7 災害時気象支援資料

横浜地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めます。

8 市長は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等の関係住民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努めます。また、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者等と連携を図りながら、洪水予報や土砂災害警戒情報など気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行います。

9 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときは次のいずれかの基準により神奈川県知事に対して通報します。

ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがあります。

ア 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき

イ 陸上で毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき（降雨、降雪時においては、通報を行わない場合があります。）

県は、火災気象通報を市町村長に伝達します。

(2) 火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発します。

第2項 避難のための立退き

1 市長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは、避難のための立退きの指示又は勧告を行います。また、火災の延焼が間近に迫ったり、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、安全な場所への立退きの指示又は勧告を行います。市長は、土砂災害に係る避難情報を解除しようとする場合において、国及び県等に対し、助言を求めることができます。

2 水防本部長又は水防管理者は、洪水等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立退き又はその準備を指示します。また、その旨を遅延なく水防本部長及び県警察に通知します。

第3項 避難所の開設

市長は、災害の発生するおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、速やかに地域住民に周知します。

第4項 災害未然防止活動

水防管理者及び消防長は、随時、区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。また、気象の悪化が予想されるときは、河川等の監視及び警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講じません。

河川管理者は、市長による避難情報の発令の判断に資するため、必要に応じて洪水予報等の情報を市長に直接伝達します。

県は、令和元年台風第19号の豪雨により、城山ダムにおいて運用開始以来、初めて異常洪水時防災操作（緊急放流）を実施しましたが、情報伝達に遅れが生じるなどの課題が明らかになったことを受け、新たな情報共有の仕組みを構築し当該市町村と情報共有します。

第2節 災害対策本部等の設置

第1項 初動体制（準備配備及び事前配備）

台風や大雨等により災害の発生のおそれがある場合、被害を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

1 災害対策連絡会

市は、気象情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

(1) 招集基準

ア 市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水警報等が発表され、災害対策連絡会の設置が必要と認められたとき。

イ 台風の進路予想が市域の近辺に予想され、災害発生のおそれが予測されるとき。

ウ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

(3) 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に災害対策連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

2 事前配備の実施

市は、事前配備体制において、市内各地区の被害発生のおそれがある箇所をパトロールし、情報収集並びに危険箇所の予防措置及び応急活動を行います。

(1) 動員の指令

各関係部長は、あらかじめ指定した職員に動員の指令を出します。

第2項 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため市長が認めたときに、災害対策基本法第23条の規定により設置しますが、その設置基準は、おおむね次のとおりです。

市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等警報が発表され、本部の設置が必要と認められたとき。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

3 災害対策本部長

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

第3項 配備体制

市職員の動員・配備基準については、次のとおりとします。

＜市職員の動員・配備基準＞

	準備配備 (初動体制)	事前配備 (初動体制)	1号配備 (警戒体制)	2号配備 (非常警戒体制)	3号配備 (非常体制)
災害対策本部等の設置	危機管理所管副市長	災害対策連絡会	災害対策本部		
配備基準	市域に災害発生のおそれが見込まれるとき。		災害が発生し、又は発生のおそれが予測される時。	局地的災害が発生し、更に被害が拡大し、又は拡大のおそれがある時。	市内全域にわたり災害が発生し、又は局地的災害で本部の全活動力を必要とする時。
配備内容	被害状況の収集や警戒活動等の実施を主体とする体制			災害応急活動が即時に実施できる体制	総力を挙げて災害応急活動を実施する体制
職員の行動	災害対策部、都市整備対策部、道路対策部、消防対策本部の該当職員による警戒活動とする。	施設管理に該当する職員は施設の状況を確認し報告する。 招集命令が発令された場合は、あらかじめ指定された場所に集合する。		全職員は招集命令に基づき、あらかじめ指定された場所に集合する。	
		その他の職員は自宅等で招集命令に備える。			

第4項 市職員の動員

- 1 災害対策本部長の命により各本部員が動員を指令します。各本部員は動員の状況を災害対策本部長に常に報告します。
- 2 動員について各部に調整の必要があるときは、災害対策本部長が行います。職員は、災害が発生し招集を受けたときは、直ちに登庁するよう努めます。また、災害発生を確認、若しくは発生のおそれがあると判断した場合は、自主的判断により登庁に努めます。

第5項 市防災会議の開催（他の防災関係機関との関連）

1 市防災会議の招集

災害対策本部を設置した場合、必要に応じ市防災会議を招集し、各防災関係機関の情報の収集と災害応急対策の連絡調整等を図るものとします。

2 招集する市防災会議の委員

前記により招集する市防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて、会長が必要と判断した範囲の者とします。

3 所属職員の派遣

市防災会議の委員は、災害対策本部との連携を図るため、必要に応じて所属職員を災害対策本部へ派遣するものとします。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

2-3-(1)-3 災害時施設・空地利用計画(主なもの)

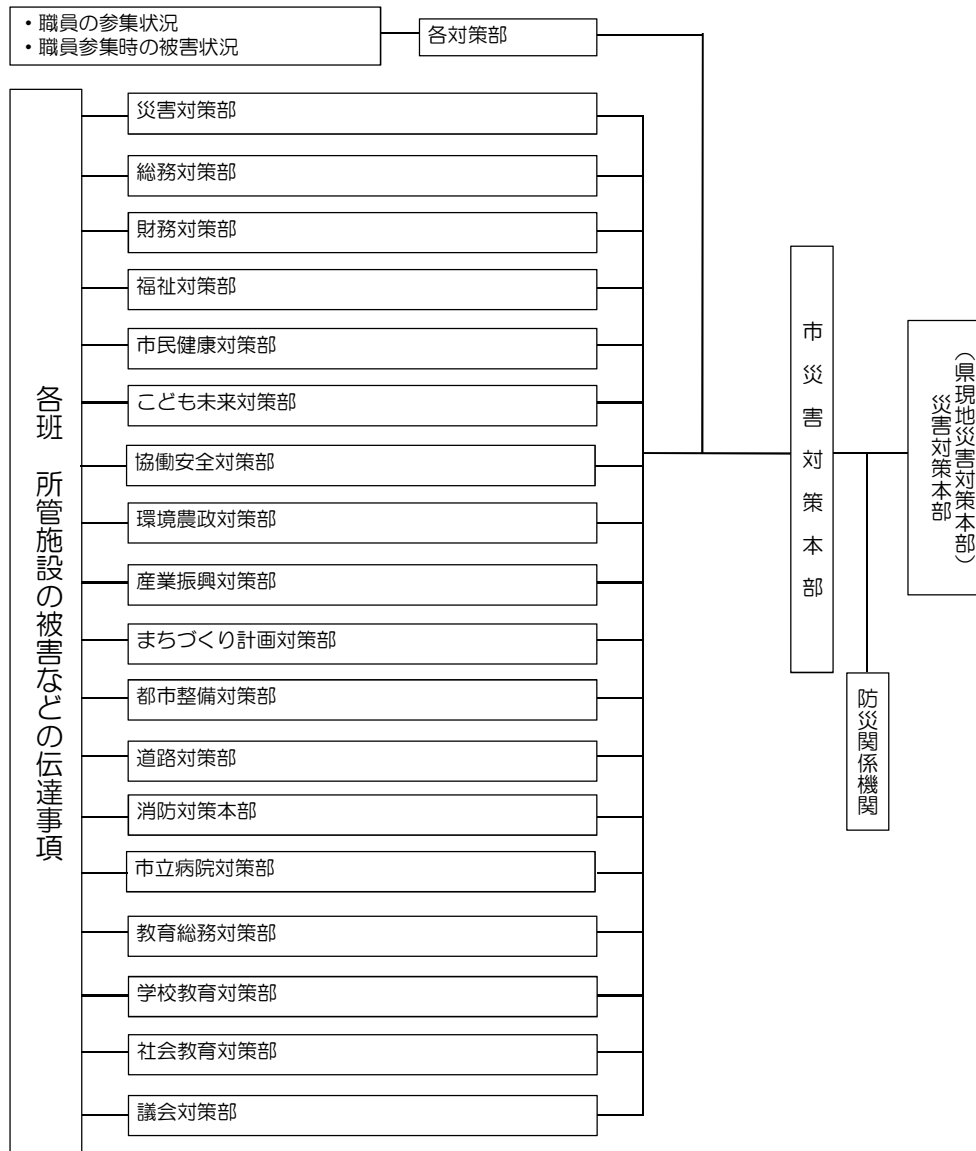
3-2-(3)-1 厚木市火災警報規則

第3節 災害時情報収集・伝達

第1項 情報収集・伝達の流れ

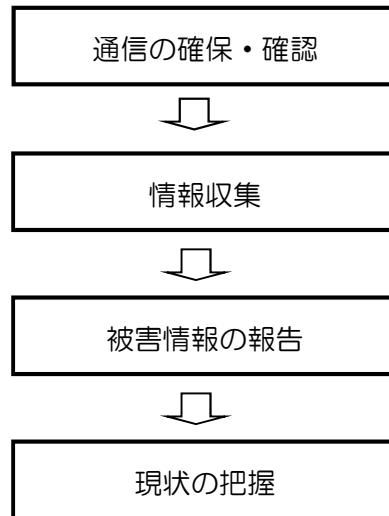
(1) 各対策部で収集し、報告すべき主な情報及び伝達の流れは、次のとおりです。

<情報の報告と伝達の流れ>



第2項 情報収集・報告の手順

情報収集・報告は、次のような手順で行います。



1 通信の確保・確認

通信連絡手段は、次のとおりです。

- ・ 防災行政無線
- ・ 県防災行政通信網
- ・ アマチュア無線
- ・ MCA無線
- ・ 災害時優先電話
- ・ 消防無線
- ・ 衛星通信電話
- ・ 一般電話
- ・ 携帯電話
- ・ FAX
- ・ 電子メール
- ・ 急使
- ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）
- ・ Lアラート（災害情報共有システム）
- ・ 県災害情報管理システム
- ・ 防災ラジオ

- (1) 市は、通信手段を確保するため、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。なお、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、厚木市アマチュア無線非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。
- (2) 市は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、県を通して通信確保の措置を自衛隊に要請します。
- (3) 市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、被害状況の収集・報告その他応急対策に必要な指示・命令等については、有線通信（加入電話）、市防災行政無線、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- (4) 県は、市がLアラート（災害情報共有システム）への情報発信が行えないときは、市に代わってLアラートへの情報発信を行います。

2 情報収集

(1) 警戒期の情報収集

警戒期の情報収集は、市防災情報システム、県河川情報システム及び県防災行政通信網により、気象予警報等の情報を入手し、更にはパトロールの実施、あるいは警戒する必要がある地域への職員派遣などの措置等により情報を収集します。

(2) 初動期の情報収集

市職員は、災害の発生後、参集途中の被害状況を確認し、情報を入手します。

ただし、参集時に収集した被害状況が甚大であると判断される場合は、再度重点的な調査を実施します。

(3) 収集手段の多元化

市は、市民、自主防災隊及び企業等からの災害情報を収集する窓口を明確にし、多様な情報の入手に努めます。

また、必要に応じて無人航空機（ドローン）を活用し、上空からの被災状況の把握や危険箇所に関する情報収集を行います。

(4) 公民館における情報収集

各地区の公民館を地区の災害情報収集等の拠点とし、情報収集体制の充実を図ります。

3 被害状況等の報告

(1) 被害状況

参集した市職員は、把握した被災状況を報告します。

報告の段階、区分及び報告時期は次のとおりです。

段階	報告区分	報告時期
第1段階	速報	被害の大小にかかわらず状況を把握し直ちに
第2段階	中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次
第3段階	確定報告	被害が確定したとき速やかに

(2) その他の状況の報告

避難所及び医療救護所では、運営に当たる市職員が自主防災隊、施設管理者及び民間協力団体（者）の応援を得て状況の把握に努め、随時、報告を行います。

(3) 発見者通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した市民は、直ちに最寄りの市、県警察に通報するものとします。

4 現状の把握

災害対策本部は、収集した災害等に関する情報をいち早く整理するとともに、迅速な現状の把握を行います。把握すべき状況は、次のとおりです。

- (1) 被害状況
- (2) 職員の参集状況
- (3) 公共施設等安全確認の結果等
- (4) 避難情報又は警戒区域の設定の状況
- (5) 避難場所の状況
- (6) 医療救護所及び医療機関の状況
- (7) 飲料水の状況
- (8) 食料の状況
- (9) 生活用品の状況
- (10) 義援物資の状況

- (11) 緊急輸送車両及び燃料の状況
- (12) 広域応援部隊等の出動状況
- (13) 民間協力者等の状況
- (14) 交通規制の状況
- (15) 金融機関の状況

第3項 各機関との情報活動の緊密化

災害対策本部及び各機関が把握した情報は、必要に応じて市防災会議等を通じて相互に提供し、緊密な連携と、効果的かつ効率的な災害応急対策の実施に資するものとします。

1 県等への報告

(1) 報告手段

市は、災害情報等の報告は、県災害情報管理システムにより行います。ただし、同システムによる報告が困難なときには、県防災行政通信網等により行います。また、その他の報告は、県防災行政通信網により行います。

(2) 報告先・報告手順

市は、次の区分により、県に被害状況、応急対策の活動状況等を報告します。ただし、県が報告を受理できない場合にあっては、直接、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告するものとします。

なお、県への報告は、県災害対策本部及び県現地対策本部（県央地域県政総合センター）が設置された場合、県災害対策本部に報告が困難なときには、現地災害対策本部に報告するよう努めます。

報告区分	報告内容
災害発生報告	災害が発生した場合は、速やかにその内容について報告します。また、新たな被害状況が判明した場合も同様とします。
中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次報告します。
確定報告	被害が最終的に確定したときに報告します。
高齢者等避難、避難指示に関する報告	避難を指示した場合及び避難所を開設した場合は、その内容について報告します。

＜消防庁への連絡先＞

NTT回線	電話	03-5253-7527（平日9：30～18：15） 03-5253-7777（上記以外）
	FAX	03-5253-7537（平日9：30～18：15） 03-5253-7553（上記以外）
消防防災無線	電話	7-90-49013（平日9：30～18：15） 7-90-49101～2（上記以外）
	FAX	7-90-49033（平日9：30～18：15） 7-90-49036（上記以外）
地域衛星通信 ネットワーク	電話	9-048-500-90-49013（平日9：30～18：15） 9-048-500-90-49101～2（上記以外）
	FAX	9-048-500-90-49033（平日9：30～18：15） 9-048-500-90-49036（上記以外）

＜消防庁災害対策本部等連絡先＞

NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49101～49102
	FAX	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	90-49101～49102
	FAX	90-49036

2 防災関係機関との連携

防災関係機関は、それぞれの責任において災害応急対策に必要な情報を収集します。
また、次の項目について、速やかに市と連絡を取り合うものとします。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 災害応急対策実施状況

3 情報連絡員（リエゾン）による報告

市は、災害情報を国と市が速やかに共有することを可能にするため、国土交通省関東地方整備局からの情報連絡員（リエゾン）に対し、被害情報を迅速かつ的確に報告するものとします。

第4項 広報活動

混乱の防止と市民の適切な判断に基づく行動に資するため、市及び各機関が相互に協力して正確な情報を収集し、被災市民及び報道機関に対し迅速に提供します。

1 市

(1) 広報事項

ア 災害発生時の注意事項に関すること。

(ア) 浸水等の情報

イ 避難に関すること。

(ア) 避難情報又は警戒区域の設定の状況

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所（位置、避難経路等）

ウ 医療救護に関すること。

(ア) 要救護者の救助

(イ) 医療救護所の状況

(ウ) 医療機関の状況

エ 生活確保に関すること。

(ア) 給水、給食の実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）

(イ) 生活用品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

(ウ) 電気、電話、ガス、上下水道の状況（被害、復旧、営業の状況等）

(エ) 交通の状況（交通機関の運行状況、道路の不通箇所、交通規制、開通見込等）

(オ) 災害相談の状況（実施場所、日時、対象内容等）

(カ) 安心情報（流言飛語への対応等）

(キ) 災害廃棄物及びし尿の収集状況

オ 災害の状況に関すること。

(ア) 人的被害の状況

(イ) 建物被害の状況

(ウ) 火災の状況

(エ) 崖崩れ等の状況

(2) 広報実施方法等

ア 市民への広報

(ア) 防災行政無線（テレホンサービス含む。）による広報

(イ) 印刷物の掲示（避難所への掲示）による広報

(ウ) 広報車及び消防車による広報

(エ) 自主防災隊を通じたの広報

(オ) インターネット（HP、SNS等）による広報

(カ) 緊急放送に関する協定による広報

(キ) 広報板による広報

(ク) メールマガジン及び携帯電話会社の緊急速報メールによる広報

(ケ) コミュニティFM・防災ラジオによる広報

イ 在宅要配慮者等への広報

- (ア) 防災行政無線（テレホンサービス含む。）による広報
 - (イ) FAXによる広報
 - (ウ) 緊急通報システムによる広報
 - (エ) 広報車及び消防車による広報
 - (オ) 自主防災隊を通じた広報
 - (カ) 印刷物の配布（避難所内のみ）による広報
 - (キ) インターネット（HP、SNS等）による広報
 - (ク) 緊急放送に関する協定による広報
 - (ケ) 広報板による広報
 - (コ) メールマガジン及び携帯電話会社の緊急速報メールによる広報
 - (サ) コミュニティFM・防災ラジオによる広報
- ウ 報道機関への発表

- (ア) 災害対策本部長の記者会見による発表
- (イ) 資料の配布による発表
- (ウ) 県に対する広報の要請

（県にテレビでの広報を要請する場合には、広報文案を添えて行います。）

2 自主防災隊

自主防災隊は、次の事項について、災害対策本部からの連絡に基づき広報活動を行います。ただし、避難所内においては※印を付した事項について要配慮者に対してのみ個別に広報活動を行い、一般市民に対しては広報掲示場所において各自で情報を入手するよう指導を行うものとします。

- (1) 災害発生時の注意事項に関すること。
- (2) 避難に関すること。
- (3) ※医療救護に関すること。
- (4) ※生活確保に関すること。
- (5) ※災害の状況に関すること。

3 防災関係機関

(1) 広報事項

次のライフライン関連施設の被害状況、復旧の見込み及び営業の状況等の事項について広報活動を行います。

- ア 電気、電話、ガス、上下水道の状況
- イ 鉄道、バスの状況

(2) 広報実施方法

市民等に対しては、原則として、防災関係機関が独自に行うとともに、県と連携を密にしながら相互の協力により効率的な広報活動を行います。

【資料編】

2-3-(2)-1 公用車両一覧

- 2-3-(2)-2 災害時非常無線通信の協力に関する協定書(厚木市アマチュア無線非常通信協議会)
- 2-3-(2)-3 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運営手順
- 2-3-(2)-4 被害状況等報告書
- 2-3-(2)-5 建物被害状況報告書
- 2-3-(2)-6 各対策部職員配備状況
- 2-3-(2)-7 災害時等における被害状況収集(航空写真)に関する協定書(アジア航測株式会社)
- 2-3-(2)-8 災害時等における被害状況収集等に関する協定書
(相模中央交通株式会社厚木営業所)
- 2-3-(2)-9 災害発生時における厚木市と厚木市内郵便局の協力に関する協定書
(厚木市内郵便局)
- 2-3-(2)-10 災害発災時広報文
- 2-3-(2)-11 災害時等緊急放送の協力に関する協定書(厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社)
- 2-3-(2)-12 災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定書(厚木新聞販売組合)
- 2-3-(2)-13 災害時の情報交換に関する協定(国土交通省関東地方整備局)
- 2-3-(2)-14 災害時等緊急放送の協力に関する協定書(海老名エフエム放送株式会社)
- 2-3-(2)-15 災害時等緊急放送の協力に関する協定書(横浜エフエム放送株式会社)
- 2-3-(2)-16 災害時における広報紙等の印刷に関する協定書(神奈川県印刷工業組合湘北支部)
- 2-3-(2)-17 災害発生時における厚木市と厚木市内郵便局の協力に関する協定書
(厚木市内郵便局)
- 2-3-(2)-18 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(東日本電信電話株式会社)
- 2-3-(2)-19 災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)

第4節 水防対策

市内の各河川、水路、その他危険箇所の洪水等による水災を警戒、防御及び被害を軽減するために、水防法第3条の規定に基づき水防活動を行います。

第1項 各機関の活動

各機関の主な活動等は次のとおりです。

1 市の活動

市長は水防管理者、市は水防管理団体として次の水防活動を行います。

(1) 河川、下水道等の監視及び警戒

ア 河川、下水道等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、河川管理者に連絡して必要な措置を求めます。

イ 気象の悪化が予想される時は、区域内の河川の監視及び警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

ウ 河川護岸が決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。

(2) 警戒区域の設定

橋りょうの流出、河川護岸の決壊又はこれに準ずる事態が発生し、又は発生することが予想される等、水防上必要が認められる場合には、警戒区域を設定します。また、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じます。

(3) 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における避難の確保

河川の出水により著しい危険が切迫していると認められる場合、若しくは土砂災害警戒情報が発表されるなどがけ地等で土砂災害発生が予測される場合に、市は、必要とする区域の市民等に対して防災行政無線、広報車及び消防車等を利用して避難の呼び掛けを行います。なお、避難を呼び掛けた場合は、その旨を警察署長に連絡します。

また、市は、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に対して洪水予報等の情報を直接伝達します。

(4) 応援要請

市は、必要に応じ、県知事に対して自衛隊の派遣要請を要求するほか、警察署長に対して警察官の出動を要請します。

(5) その他水防組織等については、消防本部で別途定めます。

2 消防対策本部長

水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡して必要な措置を要請するとともに、緊急を要する場合は、必要な措置を行います。

3 河川及び堰の管理者

被害状況を把握し、直ちに関係機関に連絡するとともに、必要な応急措置を行います。

4 横浜地方気象台と神奈川県

横浜地方気象台と神奈川県は、相模川中流（小倉橋から神川橋までの区間）について、相

模川中流洪水警報として洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意報（氾濫注意情報）を共同で発表するとともに、必要に応じて洪水予報等の情報を直接市に伝達します。

第2項 水位の通報等

1 水位の通報

水防管理者は、洪水のおそれがあることを知り、洪水予報の通知を受けた場合又は、水位が水防団待機水位（通報水位）を超えた場合は、その水位の状況を関係者に通報します。

なお、市内の河川における水防団待機水位等は次のとおりです。

＜水位情報の通知及び周知を行う市内の河川＞

河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)	量水標 管理者
中津川	才戸橋	1.70m	2.20m	2.30m	2.60m	国土交通省
小鮎川	小 鮎	1.20m	1.70m	2.00m	2.40m	企業庁
	千頭橋	1.20m	1.70m	2.35m	2.55m	県土整備局
荻野川	荻野橋	1.50m	1.80m	1.80m	2.05m	県土整備局
玉川	玉川橋	1.20m	1.35m	1.35m	1.90m	県土整備局
細田川	森の里	2.70m	3.20m	3.70m	4.55m	県土整備局

2 水防団及び消防機関の出動

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせます（水防法第17条）。

3 避難情報の伝達手段

避難情報の伝達手段は、以下のとおりとします。

- (1) 防災行政無線（固定系）
- (2) 広報車、消防車両
- (3) ホームページへの掲載
- (4) 自主防災組織の協力
- (5) 消防団の協力
- (6) 厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社での放送

【資料編】

3-2-(3)-2 県知事が水防警報を行う河川(厚木市内)

第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、市民の一人一人が、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の視点に立ち、出火防止に努めるとともに、被災者の救助・救急、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、市、県及び防災関係機関が一体となって被災者の救助・救急、消火及び医療救護活動を行います。

第1項 救助・救急及び消火活動

1 役割

(1) 市

ア 市は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、一般社団法人厚木医師会など関係機関の協力の下、広域災害・救急医療情報システムや神奈川県ドクターヘリ・航空特別応援を活用して、広域的な救急活動を実施します。

なお、神奈川県ドクターヘリについては、「神奈川県ドクターヘリ運用要綱」に基づき、傷病者を搬送します。

イ 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージについて、厚木市消防集団救急事故対応計画に基づき実施します。

ウ 市は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等の惨事ストレス対策として必要に応じ消防庁等に精神科医等の派遣を要請します。

また、倒壊した家屋からの人命救助等について、厚木建築職組合に協力を要請します。

エ 市は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

(2) 県

県は、市長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

ア 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成

イ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請

ウ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

エ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請

オ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請

カ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等による医療救護活動の応援要請

キ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の

円滑化のための総合調整

ク 国及び他都道府県への救助の応援要請

(3) 県警察

県警察は、機動隊等の部隊を被災現場に迅速に出動させるとともに、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動及び被害の拡大防止を実施します。

(4) 自主防災隊

自主防災隊は、近隣において救出・救助活動を行うとともに、救助・救急、消火活動を実施する機関に協力します。

(5) 消防団

消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織等と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救助を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

(6) 事業所

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(7) 市民の活動

ア 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、出火防止に努めます。

イ 市民は、近隣において救出救助活動を行うとともに、発災直後の初期消火を行い、救助・救急、消火活動を実施する機関に協力します。

2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、届出（通報）に基づき、消防対策本部長が消防職員、消防団員に指示し、警察官等の協力を得て実施します。搜索に当たって従事者に不足が生じた場合は、消防対策本部長は、地元関係者に協力を依頼するほか、総務対策部長に従事者の配置調整及び警察官の出動要請等の広域応援等により充足の調整を行うよう依頼します。

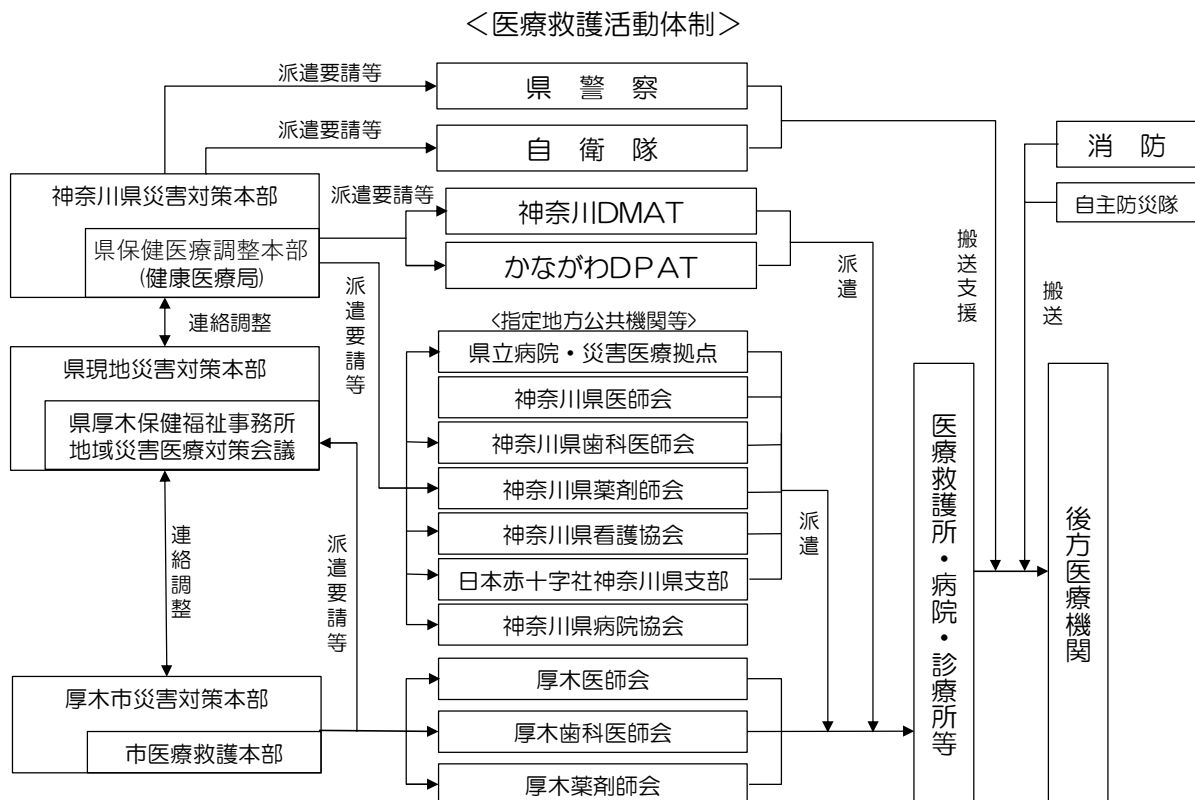
また、市は、自主防災隊及び市民に対し、行方不明者についての情報を市に提供するよう、協力を要請します。

第2項 医療救護活動

1 活動体制

市は、県保健医療救護計画に基づき、一般社団法人厚木市医師会、一般社団法人厚木歯科医師会等の協力を得て、被災者に対する医療活動を実施します。ただし、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めるときは、県に対して神奈川DMAT※1 やかながわDPAT※2の要請を行います

本市における活動体制は、次のとおりです。



※1 神奈川 DMAT：災害の発生直後に活動できる機動性を持った神奈川DMAT指定病院及びそれに所属する災害派遣医療チーム

※2 かながわ DPAT：災害時に専門性の高い精神科医療の提供と精神保健医療活動の支援を行う神奈川県災害派遣精神医療チーム

2 医療救護本部の設置

市の医療救護活動の本部として、市災害対策本部の指揮の下、所管する対策部が市医療救護本部を設置します。

3 医療救護本部の役割

(1) 災害医療情報の収集・提供

市医療救護本部は、県現地災害対策本部、県保健福祉事務所、一般社団法人厚木医師会、一般社団法人厚木歯科医師会及び消防対策本部と協力し、災害医療拠点病院を主とした医療機関等の被害に関する情報を収集し、市民等へ提供します。

(2) 医療救護所等の開設・運営

市医療救護本部は、一般社団法人厚木医師会等の協力により、発災直後（発災～およそ1日後）及び超急性期（およそ発災1日後～3日後）において、必要に応じて、指定の市内協力病院敷地内に緊急医療救護所を開設し、傷病者のトリアージ等を実施します。

メジカルセンターについては、発災直後から病院と連携し、軽症者の応急処置等を実施します。

また、急性期以降（およそ発災3日後～）において、必要に応じて、指定の避難所に地域医療救護所を開設し、避難者等の診療等を実施します。

4 後方医療機関

後方医療機関は、医療救護所等や被災地から搬送される重・中症者を受け入れ、医療救護所等を後方支援します。

なお、市は、後方医療機関で対応が困難となった場合、広域的な後方医療活動の支援を県へ要請します。

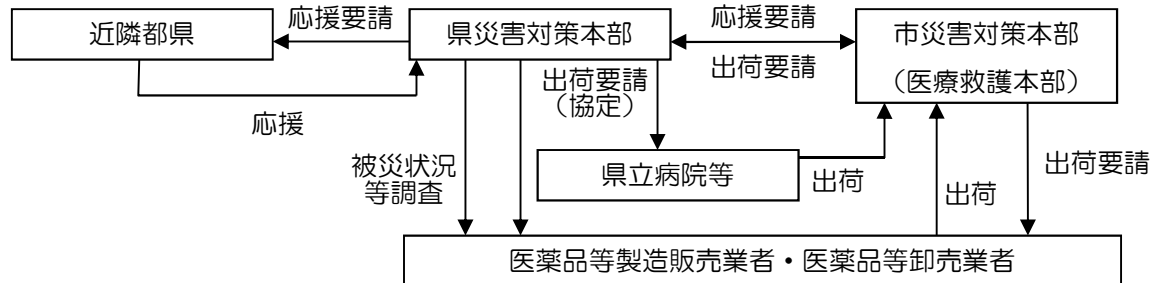
<後方医療機関>

名称	所在地	電話
仁厚会病院	中町3-8-11	221-3330
近藤病院	東町3-3	221-2375
東名厚木病院	船子232	229-1771
亀田森の里病院	森の里3-1-1	247-2121
湘南厚木病院	温水118-1	223-3636

5 医薬品の手配

市は、医療救護所に指定している小・中学校等で使用する医薬品について厚木薬剤師会と「医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定」を締結し確保しておりますが、不足が生じた場合は、県及び関係機関に応援を要請します。

＜医薬品の伝達系統図＞



【資料編】

- 2-3-(3)-1 災害時における医療救護活動に関する協定書(一般社団法人厚木市医師会)
- 2-3-(3)-2 医療機関一覧(厚木市医師会加盟医療機関)
- 2-3-(3)-3 災害時における医療救護活動に関する協定書(一般社団法人厚木歯科医師会)
- 2-3-(3)-4 医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定書
(厚木薬剤師会)
- 2-3-(3)-5 災害時等における医薬品等の調達に関する協定書(厚木薬剤師会)
- 2-3-(3)-6 災害時等における医薬品等の調達に関する協定書
(株式会社スズケン湘南営業部厚木支店)
- 2-3-(3)-7 災害時における医薬品等の調達に関する協定書(中北薬品株式会社)
- 2-3-(3)-8 災害時における厚木建築職組合への協力要請に関する協定書
(厚木市自主防災隊連絡協議会、厚木建築職組合)
- 2-3-(3)-9 災害時における非常食の調達等に関する協定書
(愛川町、清川村、一般社団法人厚木医師会、横浜低温流通株式会社)

第6節 避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等

第1項 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他の災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行います。

なお、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行うに当たり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合は、防災行政無線や広報車等により、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の周知を図ります。

1 市長、警察官、自衛官及び知事の措置

(1) 市長の措置

市長は、危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し「立退き避難」の指示を行います。この場合、避難すべき場所を指示します。

また、「立退き避難」を行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、その地域の居住者等に対し、垂直避難や屋内での退避、その他の屋内における安全確保に関する措置として「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命じます。

また、避難情報の発令に当たっては、必要に応じて即時（リアルタイム）情報や専門的知見を持つ、国、県及び指定行政機関に助言を求め、迅速に判断します。

(2) 警察官の措置

警察官は、災害現場において市長が避難のための立退きを指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなくこれを行わなければ時期を失するような場合）、又は市長からの要求があったときは、立退きの指示及び警戒区域を設定します。この場合その旨を市長に速やかに通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の措置

自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講じます。

また、市長（若しくはその委任を受けた吏員）又は市長からの要求により市長の権限を行うことのできる警察官がいない場合に限り、警戒区域を設定します。これらの避難措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知します。

(4) 知事の措置

知事又はその命を受けた職員、若しくは水防管理者は、洪水、高潮又は地すべりにより、

著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のため立退きを指示します。この場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

また、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示及び警戒区域の設定を市長に代わって行います。

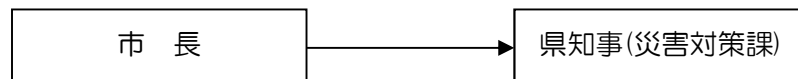
さらに、県は市から求めがあった場合には避難情報を発令する対象地域、判断時期等について助言します。

2 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

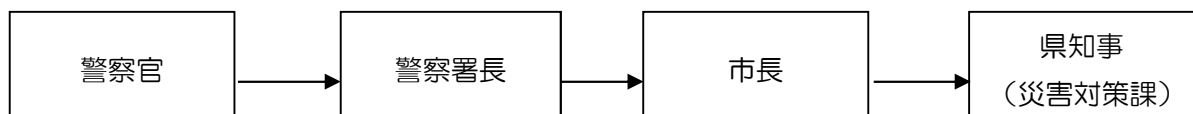
避難情報を発令した者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

ア 市長の措置

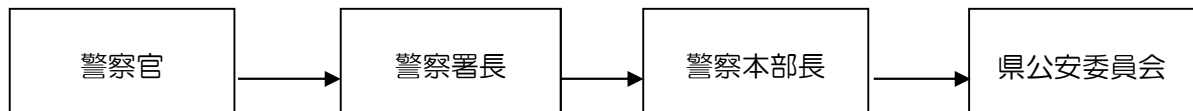


イ 警察官の措置

(災害対策基本法に基づく措置)

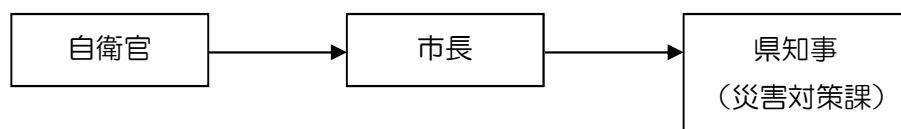


(警察官職務執行法に基づく措置)



ウ 自衛官の措置

(自衛隊法に基づく措置)



(2) 市民への周知

市長は、自ら避難情報を発令した場合又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線や広報車等による災害広報により市民への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

市長は、原則として次の内容を明示して行います。

- (1) 避難を要する理由
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保対象地域
- (3) 避難先とその場所
- (4) その他必要な事項

4 警戒区域の設定

- (1) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。

また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

- (2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は、災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は、消防法又は水防法に基づき行います。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項並びに第64条第1項、第2項、第65条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなっています。（災害対策基本法第73条第1項）

5 関係機関への報告

市は、避難情報を発令した場合、若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

第2項 避難誘導

市は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難情報が出された場合には避難します。また、被災のおそれがあるため避難の必要がある場合には、安全に十分留意しながら自主的に避難するものとします。

1 市民の避難誘導

- (1) 市は、警察、自主防災隊等と協力して避難誘導を行います。
- (2) 学校、社会福祉施設等においては、各施設管理者が避難誘導を行います。
- (3) 避難経路では、安全を確認し、危険箇所にはロープ張りや表示を行い、あらかじめ伝達します。また、状況により誘導員を配置します。
- (4) 避難者が自力での避難が不可能な場合等、必要があると認められるときは、車両による移送を行います。
- (5) 夜間にあっては照明器具を携行するほか、投光器や車両のライト等を使用します。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 市は、早めの帰宅の促進や無理な外出は控える等、周知するとともに、公共交通機関の停止に備え、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。
- (2) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の利用者がある施設管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、必要に応じてあらかじめ定めた避難場所に誘導します。
- (3) 市は、主要駅周辺の滞留者に対して、鉄道機関及び県警察等と協力してあらかじめ定めた帰宅困難者用一時滞在施設へ案内します。
- (4) 市は、帰宅困難者が多数発生した場合、県と協力して、避難場所等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況などの情報提供を行い帰宅困難者対策に努めます。また、徒歩帰宅が困難な高齢者等の避難場所の確保や輸送対策等に努めます。
- (5) 県は、「災害時における関東郵政局と神奈川県との相互協力に関する覚書」に基づき、必要に応じて、飲料水やトイレ等の施設の提供について協力を求めます。

3 自主避難者の対応

市民は、自主避難する際には、自ら所在を明らかにするよう努めます。

4 広域避難の要請

市単独で避難場所を確保できない場合は、県内市町村への避難者の受入れについては当該市町村と直接要請し、他の都道府県の市町村への避難者の受入れについては、県に他都道府県への要請を求めます。

また、県は、市の行政が著しく低下し要請を待ついとまがないと認められるときは、市からの要請を待つことなく、広域避難のため要請を行います。

5 他の施設等の利用

避難所に全ての避難者を収容することが不可能な場合は、次の方法で措置を行います。必要がある場合は避難所として活用できる施設を提供するよう、施設所有者等に要請することとします。

- (1) 既存の他の公共施設の活用
- (2) 神社、寺院、会社、工場等の活用
- (3) 天幕等による野外仮設（仮設場所は、近隣公園及び公共用地内等）

6 近隣市町村等への依頼

市長は、市内の避難空間では避難しきれない場合、近隣市町村等に対し、避難者受入れを要請するほか、県知事を通して受入れ市町村のあっせんを依頼することとし、避難者の輸送手段も併せて要請することとします。

第3項 避難所の開設

1 開設の基準

市は、避難情報が出された場合又は自主避難により必要と認められる場合に、当該指定避難場所の施設管理者と協議し、更に施設の安全性を確認した後、避難所を開設します。

ただし、緊急を要する場合には、施設管理者又は自主防災隊の判断により開設できるものとし、ます。

2 開設の期間

災害発生の日から7日以内とします。ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び仮設住宅の建設状況等を勘察し、県（災害救助法適用時）及び施設管理者との調整により延長できるものとし、ます。この場合、教育施設にあっては、応急教育の実施に充分配慮し、支障のないよう調整します。

3 開設の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに市民に周知するとともに、県、警察署及び必要に応じて自衛隊等関係機関に連絡します。

4 避難所リスト及び避難者名簿の作成

市は、避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、開設している避難所をリスト化します。

また、避難者の数や避難者の状況を把握するため、避難者名簿を作成します。

作成した避難者名簿の情報については、災害対策基本法第90条の3に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用します。

第4項 避難所の運営

1 避難所の運営主体

自主防災隊、施設管理者及び市職員等で構成する避難所運営委員会が主体となり、避難所運営を行います。避難所運営委員会は、災害に備え平常時から次の留意点に配慮し、その運営体制の強化に努めます。

- (1) 運営責任者を配置するとともに、予定していた者の配置が困難な場合には、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を深めます。
- (2) 災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となる場合を考慮し、交替ができる体制に配慮します。
- (3) 避難所の運営に当たって、連絡調整のほか、飲料水・食料・物資の配給、環境、保健、要配慮者支援、巡回警備、相談などの班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化する

ことにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えます。

(4) 避難所に必要な食料・飲料水、生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、地区市民センターや近接する他の避難所と連絡をとります。

(5) 避難所開設時には、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点に配慮しながら、避難者やボランティアと協力し、避難所運営を行います。また、避難所における救援活動を行うボランティアの受入れについて、市は、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。

※ 現在、各避難所単位で避難所運営委員会を設置していますが、未設置の避難所においては、避難所開設時に同様の体制がとれるよう努めるものとします。

2 避難所の運営業務

(1) 避難所運営等の基本方針

ア 発災直後から避難生活の安定期、避難所の解消までの時期やフェーズ（段階）に分類し、避難所の設置やレイアウト作り等のハード面だけでなく、その運営に係るソフト面についても最優先で実施すべき事項やフェーズの移行につれて重要度が増してくる事項等を整理し、適切に対応します。

イ 避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、様々な事情を考慮して優先順位を付け、「一番困っている人」から機敏かつ臨機応変に対応します。

ウ 避難所の運営上、避難者のためだけの施設とならないよう、その地域で在宅にて支援が必要な避難生活を送る者も支援の対象とし、地域の避難所を情報の収集や提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点となるよう配慮します。

エ 超大規模かつ超広域的な災害時等、避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは大きく不足する場合には要配慮者を抱えた家族等を優先的に入所させたり、住宅の被災が軽微な被災者には在宅でとどまるように誘導することも検討します。

(2) 主な業務

避難所運営に係る主な業務は、次のとおりです。

ア 市災害対策本部からの情報収集・伝達

イ 避難者名簿の作成

ウ 混乱防止、秩序保持のための避難所生活のルールづくり

エ 飲料水、食料、生活必需物資等の調達・配給

オ 避難者の生活支援、健康管理、メンタルケア

カ バリアフリーや男女別、プライバシー等に配慮した仮設トイレの設置及び管理

キ ごみ保管場所の設置及び管理

3 避難生活の長期化への対応

避難所生活が長期化した場合、関係部署職員や専門職等による個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康相談やカウンセラーによる心のケア（被災者相談）、プライバシーの確保等を実施します。

また、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力の下、民間アパートや公営住宅等のほか、応急仮設住宅の建設用地のリストを作成します。さらに、避難生活や仮設住宅の生活が長期化するにつれ、応急物資以外の生活関連機器等も必要となるため、企業等の協力によるテレビ、冷暖房機器、冷蔵庫、炊事設備、掃除機等の調達を検討するとともに、生活困窮者については生活保護の認定も考慮します。

各避難所では、被災者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康を確保していくため、関係機関の協力の下、避難所内に喫茶、足湯、集会所等の交流の場の提供、ペットのためのスペースの確保について検討します。

4 避難者情報システム等の利活用

避難者情報システム等を活用して、避難者情報の把握及び共有化を図ります。また、避難所における情報伝達手段の確保に努めます。

5 小・中学校における休日や時間外の場合への対応

休日や時間外における小・中学校の避難所運営について体制の整備を行います。

6 食物アレルギーの防止等

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるよう努めます。

また、避難者自身によるアレルギー食物の誤食防止として、配慮が必要な旨を周囲に伝えるため、周りから目視で確認できるようアレルギーサインプレート等の活用を検討します。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮します。

7 衛生・巡回診療・保健

市は、各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症の予防、生活習慣病などの疾患の発症や悪化防止、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面、衛生に関するアセスメントやモニタリングを実施します。

また、アセスメント等の結果を踏まえ、避難所運営委員会、福祉分野を始めとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難所の衛生環境の改善を図ります。

診察や相談では、被災者のプライバシーの確保を徹底し、保健室等がない避難所でも可能な限り診察スペースを設けます。

医療的ケアを必要とする方への医療機器の電源の使用、アトピー性皮膚炎の悪化防止のため仮設風呂・シャワーの優先的な使用、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるためのほこりの少ない場所への避難等、生命及び身体に配慮を要する避難者への対応を図ります。

避難所の運営者のストレスを解消するため、運営委員等からの相談担当者を決めておく等、運営委員等の心身の安定の確保に努めます。

8 情報提供・相談窓口の設置等

被災者への情報提供や安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所にラジオ、

テレビ、電話、FAX、パソコン、インターネット等の複数の通信手段とともに、市から避難所や地域への情報提供ルートを確保します。

また、被災者が必要とする情報は、時間の経過に伴い変化していくことから、被災者の必要に応じた情報を的確に提供します。

要配慮者は、必要な情報の取得が難しい面もあるので、障がい児者（支援）団体、ボランティア団体等と連携し、各種の障がい児者、外国人に対応した情報提供の環境・場の設定や体制づくりを検討します。

要配慮者が周囲の避難者に対して支援して欲しいこと、知っておいて欲しいことについて、カード等を活用することにより、要配慮者自ら自分の状態に関する情報を発信できるよう配慮するなど、要配慮者自身の意思を尊重し、家族や支援者と十分な連携を図ります。

要配慮者や在宅避難者も含め、様々な避難者の意見を吸い上げ、生活等に関する不安やメンタルヘルスの不調等の解消に繋がるように、相談窓口の設置を図ります。その際、男女別やプライバシーの確保等に配慮します。

また、そうして把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じて避難所の責任者から市へ、市でも対応できない場合は県へと適切に伝えていく仕組みを構築します。

9 ペット対策

「厚木市災害時飼養動物対策マニュアル（平成30年3月）」、「災害時ペット動物対策行動指針（平成29年3月）」に基づき、ペットの安全確保に努めます。

10 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 県及び市は、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（令和2年5月）」を踏まえ、被災時の男女の人権を尊重するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。
- (2) 市は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子供に対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

第5項 避難所外避難者及び在宅避難者への対応

プライバシーが保てる、感染症対策になるなどの利点により、自宅にとどまる被災者や、自宅近くに避難できることから指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テントなどへ避難する被災者が多く発生することが想定されます。

1 避難所外避難者・在宅避難者の把握

市は、自主防災隊等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者の状況（場所、人数、支援の要否・内容）を把握し、避難者名簿へ記帳を図ります。

2 避難所外避難者・在宅避難者への支援

市は、指定避難所以外の避難者に対しても、避難所を地域の支援拠点として、食料、物資

等や情報の提供など必要な支援に努めます。

また、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者など支援が必要となる者に対して情報、支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じます。

3 健康対策

避難所外避難者は、運動不足やトイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える傾向がみられる等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は、予防方法を避難者に呼び掛けます。

第6項 応急仮設住宅等

1 応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、災害によって住宅が被災し、自らの資力では住まいの確保ができない者に対し、応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理を次のとおり実施します。

(1) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

災害により被災した者であって、次に掲げる全てに該当するものとします。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者、特定の資産をもたない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる者であること。

イ 入居選定

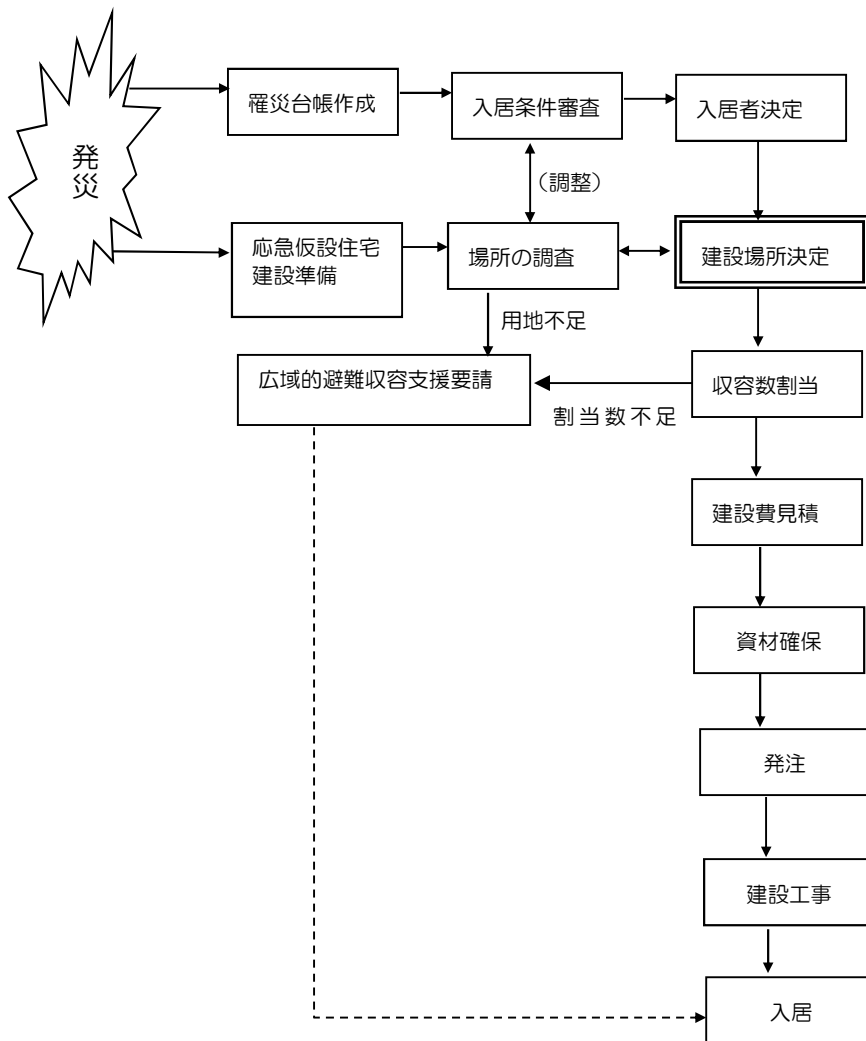
応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村長の協力を求めて行います。

ただし、状況に応じて当該市町村に事務委任することができます。

ウ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、関係団体を通じ県が実施します。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、当該市町村にこれを委任します。応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者に配慮した仮設住宅の建設を行うものとします。

< 応急仮設住宅・広域的避難収容支援要請 >



(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

- (ア) 住宅が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者であること。
- (イ) 自らの資力で応急修理ができない者であること。

イ 応急修理の実施方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行います。

ウ 修理の範囲と費用

- (ア) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分であること。
- (イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによります。

エ 応急修理の期間

原則として、災害の日から1か月以内に完了します。

2 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

市及び県は、応急仮設住宅への入居者の募集を行います。この際、入居者の選定については、被災者の生活条件を調査の上、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選

考えます。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

3 公営住宅等への一時入居

市、県及び県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれの管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

4 民間アパート等の活用

市及び県は、民間アパート、企業社宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設管理者に対し提供について協力を要請します。

5 応急仮設住宅における生活の長期化への対応

市は、応急仮設住宅における生活が長期にわたると考えられるため、仮設住宅での生活環境の悪化を防ぐために実態調査を行い、必要に応じ対策を行います。

【資料編】

2-3-(4)-1 被災者調査票(避難所配布用・兼台帳用)

2-3-(4)-2 広域避難場所使用に関する協定(厚木開発株式会社(本厚木カンツリークラブ))

2-3-(4)-3 広域避難場所使用に関する協定(学校法人東京農業大学)

2-3-(4)-4 指定避難場所使用に関する協定(神奈川県立厚木商業高等学校)

2-3-(4)-5 指定避難場所使用に関する協定(神奈川県立厚木東高等学校)

2-3-(4)-6 災害時における広域防災活動拠点施設及び指定避難場所の施設使用に係る覚書

(神奈川県立厚木高等学校)

2-3-(4)-7 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書、協定細則

(神奈川県立厚木高等学校)

2-3-(4)-8 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

(神奈川県立厚木清南高等学校)

2-3-(4)-9 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書(東京工芸大学)

2-3-(4)-10 災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書(東京農業大学)

2-3-(4)-11 災害時における動物救護事業に関する協定書(厚木愛甲獣医師会)

2-3-(4)-12 災害時における一時滞在施設に関する協定書(株式会社レンブラントホテル厚木)

2-3-(4)-13 災害時における一時滞在施設に関する協定書(株式会社リラフル)

2-3-(4)-14 災害時における一時滞在施設に関する協定書(三蔵商事株式会社)

2-3-(4)-15 災害時における一時滞在施設に関する協定書(伊勢原市、日産自動車株式会社)

2-3-(4)-16 災害時における一時滞在施設に関する協定書(伊勢原市、株式会社アマダ)

2-3-(4)-17 災害時における一時滞在施設に関する協定書(AXT合同会社)

2-3-(4)-18 災害時における一時避難施設に関する協定書

(株式会社レンブラントホテルマネジメント)

- 2-3-(4)-19 災害時における一時滞在施設に関する協定書(公益財団法人横浜YMCA)
- 2-3-(4)-20 災害時等における包括的連携に関する協定書
(鴻池運輸株式会社厚木流通センター営業所)
- 2-3-(4)-21 災害時等における包括的連携に関する協定書(白銅株式会社)
- 2-3-(4)-22 災害時等における包括的連携に関する協定書(社会福祉法人愛川舜寿会)

第7節 要配慮者等に対する対策

第1項 避難活動に対する支援

市は、災害発生時に家族等の支援により自主避難が可能な要配慮者のほか、要配慮者の中でも自力での避難が困難であり特に支援が必要となる避難行動要支援者が迅速かつ的確に避難活動ができるよう、プライバシーの保護等に配慮し支援を行います。また、災害時の共助は有効であるという観点から、避難行動要支援者名簿を利活用し、自主防災隊や民生委員・児童委員を始めとする避難支援等関係者と情報の共有化を図るほか、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、支援体制を強化し、支援の充実を図ります。

1 被災状況の把握

市は、災害発生時における在宅の避難行動要支援者の被災状況把握に努めます。

2 安否確認

市は、自力での避難が困難な避難行動要支援者について、名簿情報を活用するなど、自主防災隊や民生委員・児童委員を始めとする避難支援等関係者と連携を図りながら安否確認に努めます。

また、妊産婦、乳幼児等については、避難所等において、直接の呼び掛けを行い把握に努めます。

3 避難誘導

要配慮者等については、原則、避難支援等関係者により避難誘導を支援します。

ただし、避難情報及び警戒区域の設定を行う場合は、市、消防機関及び県警察等が状況に応じて誘導等を行います。また、安否の戸別確認時において避難が必要と判断された場合は、原則として、自主防災隊及び民間協力団体（者）が支援を行います。

第2項 避難所生活等に対する支援

- 1 市は、避難所において要配慮者が安心して生活できるよう支援体制を整備し、ニーズに対応した情報の提供に努めます。特に、妊産婦に対しては、産科医療機関の情報提供を行います。また、高齢者、障がい者等の健康状態の把握に努めるとともに、必要に応じ、要配慮者利用施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力の下に実施します。
- 2 避難所では、避難者が作成する「避難者カード」や「要配慮者確認票」に記載された内容で被災者の把握を行います。
- 3 避難所では、災害発生時に寝たきり高齢者、障がい者等の存在が確認された段階で、避難所運営組織が被災者の態様別に支援の体制を整備して支援活動を行います。
- 4 市は、高齢者、障がい者等に対して避難所での応急仮設住宅への優先入居、高齢者、障がい者向け福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、高齢者、障がい者等に向けた情報提供についても十分配慮します。
- 5 市は、災害時に身体障がい者が指定避難所等へ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、他の避難者への配慮を行ったうえで、身体障がい者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れます。

第3項 相談サービス等

市は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、内部障がい者（透析等）、外国人等健康に不安のある避難者等に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。

また、情報提供や、相談サービスの充実に努めます。

第4項 専門ボランティアへの活動支援

1 要請

市は、専門知識・技術を必要とするボランティアの需要量を的確に把握し、関係機関等に次の事項を明確にして協力を要請します。

- (1) 活動場所
- (2) 活動機関
- (3) 活動内容及び必要な資格
- (4) 必要人数

2 主な活動内容

主な専門ボランティアの活動内容は次のとおりです。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、介護職員、ホームヘルパー等介護業務経験者、
通訳・翻訳ボランティア	外国語、手話、点字の通訳・翻訳等	外国語、手話、点字の通訳・翻訳に堪能な者

第5項 社会福祉施設等への緊急受入れ

災害時には、自主防災隊等の支援により指定避難場所へ避難するとともに、状況に応じて「災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定」等を締結している施設への緊急受入れを行います。

緊急受入れの際には、原則として、本人及び家族の意向を踏まえ、協定を結んでいる施設との調整を図ります。

【資料編】

●災害時等における避難行動要支援者の緊急受け入れに関する協定

- 2-3-(5)-1 社会福祉法人敬和会
- 2-3-(5)-2 社会福祉法人神奈川やすらぎ会
- 2-3-(5)-3 社会福祉法人厚木慈光会
- 2-3-(5)-4 社会福祉法人清琉会
- 2-3-(5)-5 社会福祉法人誠々会
- 2-3-(5)-6 東丹沢七沢旅館組合
- 2-3-(5)-7 海老名市、厚木ホテル協議会
- 2-3-(5)-8 社会福祉法人紅梅会
- 2-3-(5)-9 社会福祉法人すぎな会
- 2-3-(5)-10 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
- 2-3-(5)-11 社会福祉法人愛の森
- 2-3-(5)-12 社会福祉法人野百合会

- 2-3-(5)-13 社会福祉法人かながわ共同会
- 2-3-(5)-14 社会福祉法人康仁会
- 2-3-(5)-15 医療法人社団藤和会
- 2-3-(5)-16 医療法人聖和会
- 2-3-(5)-17 医療法人社団福寿会
- 2-3-(5)-18 社会医療法人社団三思会
- 2-3-(5)-19 特定医療法人仁厚会
- 2-3-(5)-20 医療法人徳洲会
- 2-3-(5)-21 社会福祉法人聖和むつみ会
- 2-3-(5)-22 社会福祉法人みどり会
- 2-3-(5)-23 社会福祉法人 藤雪会
- 2-3-(5)-24 医療法人社団 静寿会
- 2-3-(5)-25 災害時等における災害弱者等の移動等の支援に関する協定書(株式会社丸新)

第8節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

第1項 防疫対策

市は、災害時の生活環境の悪化に伴う感染症の流行を未然に防止するため、県の指示に基づき防疫対策を行います。

1 市が県の指示に基づき実施する防疫活動

- (1) 浸水家屋等の消毒を行います。
- (2) 道路溝渠、公園等の清掃、消毒を行います。
- (3) ごみ、し尿集積所の清掃、消毒を行い、衛生的な処理に努めます。
- (4) 被災地域住民に対して清掃、消毒方法を指導し、消毒液を配布します。
- (5) 市民に、感染症発生状況及び防疫活動状況を周知します。
- (6) ねずみ族、昆虫の駆除に必要な器材及び薬剤を調達し、法令に基づき駆除します。
- (7) 被災地及び避難所等で積極的疫学調査を実施し、必要があるときは健康診断を実施します。
- (8) 感染予防上必要と認められるときは、予防接種法第6条の規定による予防接種を行います。
- (9) 市は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時期を失しないように措置します。

2 感染症患者の治療

被災地等で感染症患者（第一類、第二類感染症当該患者）が発生した場合、県は、必要があると認めるときは、指定医療機関に入院させるべきことの勧告等をするとともに、患者を移送します。

<第二種感染症指定医療機関>

病院名	所在地	病床数	電話
厚木市立病院	水引1-16-36	6床	221-1570

第2項 遺体の検視・処理

市は、県警察、自主防災隊等と協力し、行方不明者（現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者）を捜索し死亡者の処置、火葬を行います。

また、市は遺体対策については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

1 広報

市及び県警察は、災害現場から遺体を発見した者が直ちに県警察又は、直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

2 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、厚木警察に通報します。

3 遺体の収容

市は、厚木市斎場に遺体収容所を開設し、捜索により発見された遺体を収容します。

4 見分、検視

遺体の見分・検視は、警察官が行います。

5 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、県の医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。検案後、市は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

6 遺体の安置

市は、厚木市斎場に遺体安置所を開設し、見分・検視、検案後の遺体を安置します。

<遺体収容所・安置所>

施設	所在地	電話
厚木市斎場	下古沢 548	281-8595

7 遺体の処理

市は、棺等の調達、遺体搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達について、厚木市葬祭業協力会・社団法人全国霊柩自動車協会に協力を要請し、その衛生状態に配慮します。

8 身元確認、身元引受人の発見

市は、厚木警察、自主防災隊等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

9 遺体の引き渡し

厚木警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を市に引き渡します。

その際、市は遺体引き渡し作業に協力します。

10 身元不明遺体の処理

市は、身元の確認ができず県警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により埋葬又は火葬を行います。

11 広域火葬等

市は、県、他市町村と協力して、必要に応じ「神奈川県広域火葬計画」に沿って、遺体の広域的な火葬等の実施に努めます。

12 多数遺体

多数遺体の発生に伴う処理については、別に定める。

13 遺族対応

遺族に対しては、特別の配慮が必要とされ、その心情を真摯な態度で接遇します。

<火葬施設・焼骨の一時保管>

処置区分	施設名	所在地	電話
火葬	厚木市斎場	下古沢 548	281-8595
焼骨の一時保管	各寺院墓地	市内寺院	—

【資料編】

2-3-(6)-1 行方不明者捜索申出受付票

2-3-(6)-2 行方不明者捜索申出受付処理表

2-3-(6)-3 遺体取扱票

2-3-(6)-4 遺体受付取扱表(完全遺体 1～)

2-3-(6)-5 遺体受付取扱表(不完全遺体 0001～)

2-3-(6)-6 遺体受付取扱表(部分遺体 A1～)

2-3-(6)-7 埋・火葬台帳

2-3-(6)-8 所持品一覧表

2-3-(6)-9 身元不明者一覧表

2-3-(6)-10 身元判明者一覧表

2-3-(6)-11 災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(厚木市葬祭業協力会、神奈川県霊柩自動車協会)

2-3-(6)-12 厚木市内葬祭業者一覧

第9節 飲料水、食料、生活必需物資等の調達・供給活動

市民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料等（飲料水、生活用水、生活必需物資等）の不足が生じた場合、市は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用、さらには、広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食料等を供給します。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮とともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとします。なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。

第1項 応急給水対策

災害により飲料水を得ることができない者に対する飲料水の確保及び供給について、次のとおり実施します。

1 市は、自主防災隊等の協力を得て、被災者に対する応急飲料水の供給を実施します。

2 対象者及び給水量

災害のために水道の給水施設が破壊されて断水したため飲料水が得られない者に対しては、1日1人約3リットルを供給基準とし応急給水を行います。

3 飲料水の供給方法

(1) 応急飲料水等の確保

ア 県企業庁が定める災害用指定配水池（厚木低区配水池・森の里高区配水池・中津配水池〔愛川町〕・中荻野配水池・上荻野東部配水池）により確保された飲料水を給水車又は給水容器を用いて搬出し、給水します。

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽から給水容器を用いて搬出又は直接個々給水します。

ウ 「災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定」等に基づき飲料水を確保します。

エ 自主防災隊を通じ、家庭の井戸を災害時給水所（応急給水用井戸水等）に指定し、地域の住民の生活用水として確保します。

オ 被災地付近の小・中学校の鋼板プール・アルミプールの水を浄水機でろ過し、又は化学処理を加えて確保します。

カ 市は、給水が困難な場合は県営水道に対して支援を要請します。

(2) 被災者への給水

ア 確保した飲料水は原則として避難所等に給水所を設け、被災者個々に給水します。

イ 給水容器は被災者各自が用意することとします。ただし、市が用意する容器を一時貸与します。

ウ 飲料水の配給は公平適切に行い、過不足がないよう配慮します。

4 家庭用水の確保

災害が予想される場合は、事前に各家庭において必要な水道水をできる限り貯水するよう広報等を通じて市民に周知します。

5 応急飲料水以外の生活用水の供給

飲料水以外の生活用水等についても、災害時給水所（応急給水用井戸水等）を活用し、必供給に努めます。

第2項 食料供給対策

災害時における被災者等に供給する食料の確保及び配給を次のとおり実施します。

1 実施機関

市は、被災者等に対して応急食料の確保及び供給を行います。

2 食料の調達及び供給

市は、市の備蓄食料等を活用した食料品の提供を実施するとともに、不足した場合には、市内小売業者からの調達及び「災害時等における生活必需物資の調達に関する協定」に基づき調達を実施し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配送します。

また、必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して支援を要請します。ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に要請します。

3 学校給食施設の利用

単独調理場又は学校給食センターを利用して、食料の炊き出しを実施します。

なお、給食調理等業務の委託業者と災害時等における食事等の提供に関する協定を締結するなどし、給食調理施設を活用した食事の提供に努めます。

4 救援物資の供給

救援物資は、日本赤十字社神奈川県支部厚木市地区等の協力を得て、物資集積拠点に集積し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配送します。

5 供給の期間等

応急食料の供給期間は、原則として7日間を限度とします。

6 緊急輸送道路の確保

市外からの緊急輸送道路の確認など、機能的な食料の受入れ及び配送態勢の確立を図ります。

7 役割分担の明確化

被災者が必要とする食料を的確に供給するために、関係機関、ボランティア、自治会等との役割分担の明確化に努めます。

第3項 生活必需物資等の調達・供給対策

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の確保と供給を次のとおり実施します。

1 実施機関

市は、被災者に対する生活必需物資の確保・供給を行います。

2 生活必需物資の供給対象

災害によって住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等によって日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を流出し、又はき損し、かつ、これらの物資を直ちに入手することができない状態にあると認められた者

3 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣類、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等

4 生活必需物資の調達・供給

市の備蓄物資等を活用した生活必需物資の提供を実施するとともに、不足した場合には、市内小売業者からの調達及び「災害時等における生活必需物資の調達に関する協定」に基づき調達を実施し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配送します。

5 救援物資の供給

救援物資は、日本赤十字社神奈川県支部厚木市地区等の協力を得て、物資集積拠点に集積し、被災状況に応じた配分計画を立てて避難所等に配送します。

6 緊急輸送道路の確保

市外からの緊急輸送道路の確認など、機能的な物資の受入れ及び配送態勢の確立を図ります。

7 役割分担の明確化

被災者が必要とする物資を的確に供給するために、関係機関、ボランティア、自治会等との役割分担の明確化に努めます。

第4項 物資集積拠点

被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保するために、物資集積拠点を設置して救援物資、調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理及び配送等を行います。

<物資集積拠点>

名称	所在地
厚木中央公園	寿町3-2-1
ぼうさいの丘公園	温水 783-1
荻野運動公園	中荻野 1500

第5項 公共・緊急車両対策

自前の給油所の整備を行い、公共、緊急車両向けに緊急時におけるガソリン・軽油の確保に努めます。

【資料編】

- 2-3-(7)-1 食料確保の状況(速報・中間)報告書
- 2-3-(7)-2 義援物資の状況(速報・中間)報告書
- 2-3-(7)-3 義援物資(食料・生活用品)一覧表
- 2-3-(7)-4 飲料水配分計画表
- 2-3-(7)-5 食料配分計画表
- 2-3-(7)-6 生活用品(義援物資等)配分計画表
- 2-3-(7)-7 生活用品調達内訳表
- 2-3-(7)-8 生活用品(協定締結先及び小売店)調達確認表
- 2-3-(7)-9 食料・生活用品一覧表
- 2-3-(7)-10 生活必需物資の調達に関する協定書(株式会社ケーヨー)
- 2-3-(7)-11 災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書
(生活協同組合コープかながわ)
- 2-3-(7)-12 応急給水支援に関する覚書(神奈川県企業庁)
- 2-3-(7)-13 災害時等における調理飲食等提供に関する協定書(厚木市食品衛生協会)
- 2-3-(7)-14 災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定書
(愛媛県農業協同組合連合会製造部東京工場、緑ヶ丘地区自主防災隊連絡協議会)
- 2-3-(7)-15 災害時における生活用水等の提供及び取水の実施に関する協定書
(株式会社えひめ飲料)
- 2-3-(7)-16 災害時における食肉等食糧及び井戸水等の提供に関する協定書
(株式会社神奈川食肉センター)
- 2-3-(7)-17 災害時等における簡易トイレ等の調達に関する協定書(株式会社日東ディート)
- 2-3-(7)-18 災害時における防災資機材等に関する協定書(厚木市消防設備安全協会)
- 2-3-(7)-19 災害時における機材等の提供に関する協定書(東京機材工業株式会社)
- 2-3-(7)-20 災害時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)
- 2-3-(7)-21 災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定書(株式会社ダイレクトカーズ)
- 2-3-(7)-22 災害時における電気自動車からの電力供給等の協力に関する協定
(日産自動車株式会社)
- 2-3-(7)-23 災害時等における生活必需物資の調達に関する協定書(厚木市農業協同組合)
- 2-3-(7)-24 災害時における物資供給に関する協定書(株式会社イトーヨーカ堂)
- 2-3-(7)-25 災害時等における段ボール製品の調達に関する協定書(タイヨー株式会社)
- 2-3-(7)-26 災害時等応急用段ボールベッドの供給に関する協定書(株式会社トーモク厚木工場)
- 2-3-(7)-27 災害時における飲料の確保に関する協定書、覚書
(コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)
- 2-3-(7)-28 災害時における飲料の確保に関する協定書、覚書(株式会社伊藤園)
- 2-3-(7)-29 災害時における飲料の確保に関する協定書、覚書
(株式会社ジャパンビバレッジホールディングス)
- 2-3-(7)-30 災害時における飲料水等の提供に関する協定書(㈱プレシア)

2-3-(7)-31 災害時における量の提供に関する協定書

(「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会)

2-3-(7)-32 災害時等における食事等の提供に関する協定書

2-3-(7)-33 災害時等における食料品の調理、配送等に関する協定書

(株式会社厚木学校給食サービス)

第10節 文教対策

第1項 実施機関

- 1 市立小・中学校における応急教育は、各学校が市教育委員会と協議して実施します。
- 2 県立・私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施します。

第2項 児童・生徒の保護対策

- 1 課業日の前日までに台風等により厚木市内に風水害が予想される場合
 - (1) 校内災害対策本部の設置
台風等により、児童・生徒の登校や下校等の安全に配慮すべきことが予想される場合、校内に災害対策本部を設置します。
 - (2) 休校等の対応の決定
原則として、学校長の判断により休校や登校時間変更等の措置をとることとします。しかし状況によっては、市災害対策本部等の判断を基に校長会との協議を行い、必要に応じて市教育委員会事務局が全学校に統一した指示を出します。
 - (3) 休校や登校時間等の変更（市教育委員会の指示により全校が統一した対応をとった場合を除く）について、その旨を教育総務課あてに「被害状況等報告書」を速やかにFAX等で送付するものとします。
- 2 課業日の午前6時の時点で市内に「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発表されている場合
 - (1) 休校や登校時間変更等の変更
原則として、台風や低気圧のそれまでの動きや今後の予想等を総合的に勘案し、学校長の判断により、休校や登校時間変更等の措置をとることとします。しかし状況によっては、市災害対策本部等の判断を基に校長会との協議を行い、必要に応じて市教育委員会が全学校に統一した指示を出します。登校時間を遅らせる場合は、登校時間にあわせ、教職員が通学路の安全を確認するものとします。変更を行う場合は、その旨を教育総務課あてに「被害状況等報告書」を速やかにFAX等で送付するものとします。なお、給食に関わる変更があった場合は、業者へも必ず連絡するものとします。
 - (2) 遠足・修学旅行・校外学習等の対応
原則として、延期や中止としますが、出発時間を遅らせることで対応できる場合で、現地及び現地までの道路等の安全性が確認できた場合には、学校長の判断で実施できるものとします。
 - (3) 部活動の朝練習等
前日までの気象情報等により中止等の措置をとるものとします。
- 3 課業日の午前6時の時点で市内に暴風に関わる警報を伴わない「大雨警報」「洪水警報」等が発表されている場合
 - (1) 対応の決定
学校や地域の状況等に応じて、学校長が適切な措置をとるものとします。

(2) 休校や登校時間等の変更

変更を行う場合は、その旨を教育総務課あてに「被害状況等報告書」を速やかにFAX等で送付するとともに、放課後児童クラブの主任指導員にも連絡するものとします。

4 登校後に「警報」が発令された場合

(1) 対応の決定

原則として、校内災害対策本部による協議を行い、学校や地域の状況等に応じて学校長が適切な措置をとることとしますが、状況によっては、市災害対策本部等の判断を基に校長会との協議を行い、必要に応じて市教育委員会が全学校に統一した指示を出します。

(2) 下校時間の変更等

変更を行う場合は、その旨を教育総務課あてに「被害状況等報告書」により速やかにFAX送付するとともに、放課後児童クラブの主任指導員にも連絡するものとします。

第3項 被害状況の把握とその体制等

- 1 学校長は、教職員を動員して、防火点検及び危険物の点検等必要な調査を行います。
- 2 学校長は、施設の被害状況の調査結果を、市教育委員会に報告します。
- 3 市教育委員会は、市立小・中学校の被害状況を整理し、校内の災害対策本部に報告します。
また、学校教育対策部は、被害状況に基づき施設、設備等の機能確保に必要な活動を行います。
- 4 学校教育対策部は、被害状況等を整理し、県央教育事務所を通じて、県教育委員会に報告します。
- 5 危険度判定班は、避難所となっている市立小・中学校を優先して施設の危険度判定を実施し、その結果（使用可能、不可能・一部使用可能）を災害対策本部及び市教育委員会に報告します。

第4項 施設の応急復旧等

1 校舎

- (1) 被害の軽微な校舎については、速やかに修理を行います。
- (2) 教室に不足を生じた場合は、特別教室及び体育館を一時転用します。
- (3) (1)及び(2)によっても不足を生じる場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置を行います。
- (4) その他被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用します。

2 校庭

運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行います。

3 備品

焼失、破損等により備品が滅失し、若しくは使用不能となった場合は、速やかに調達し授業に支障を来さないよう配慮するものとします。

第5項 応急教育

1 応急教育の実施

応急教育については、学校施設の被害の程度及び復旧の状況、学校施設を避難所に供している状況、教職員の確保の状況、児童・生徒及び児童・生徒の家族の被災の程度、交通機関及び道路の復旧状況等を勘案して、学校教育対策部長と学校長が協議し、教育長の判断に従って次の方法により行います。また、学校長は応急教育を実施する場合には、その開始時期及び方法を確実に児童・生徒及び保護者に連絡します。

なお、県立・私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施するものとします。

(1) 施設が被災し、又は避難所となっている場合

ア 校舎の一部が被災し、又は避難所として使用され、授業に使用することが不可能となった場合は、残存する安全な校舎等を使用して学級合併授業等の方法により授業を実施します。

イ 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧又は使用が可能となる見込みのある場合は臨時休校の措置をとり、その期間中は学習内容の指示、生活指導など臨機の方法による教育を行うものとします。

ウ 校舎の被害が甚大であり、復旧に長期間を要するか校舎の使用が可能となるまでに長期間を要する場合は、応急教育実施校一覧に基づき授業を実施します。また、応急教育実施校も共に被災し、又は避難所として使用されている場合は、応急仮設校舎の建設を行うほか、県立高等学校の使用について県知事に要請します。

(2) 道路、交通機関が被災した場合

ア 一部又は半数に近い児童・生徒が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置をとります。

イ 一定地域の児童・生徒が登校できない場合は、臨時に応急教育の場を設けて授業を行う等、臨機の措置を取ります。

ウ 半数以上の児童・生徒が登校できない場合は、臨時休校又は臨時に応急教育の場を設けて授業を行う等、臨機の措置をとります。

エ 登下校に長時間を要する場合は、状況に応じて始業及び終業時間を変更し、又は短縮授業を行います。

(3) 児童・生徒が被災した場合

ア 児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れた場合は、避難先地区の学校に就学させ、授業を受けさせます。このため、学校教育対策部は、各避難所等において応急教育実施の広報を行い、就学をさせる必要のある児童・生徒の有無を調査するものとします。

イ 児童・生徒が集団避難した場合は、避難先地区の学校を指定し、合併授業等の措置をとり、授業を受けさせます。このため、学校教育対策部は、各避難所等において応急教育実施の広報を行い、避難先地区の学校を指定するための児童・生徒の調査を行うものとします。

2 学校が避難所となる場合の学校運営と避難所運営に係る留意点

- (1) 避難所運営は、市職員、自主防災隊及び教職員で組織する、避難所運営委員会により運営します。
- (2) 学校長は、避難所運営委員会において、避難所として開放する部分の明確化と、使用禁止部分への立入り禁止の措置の徹底を行います。
また、避難所運営に必要となる器材等（電話、掲示板、洗濯機及び掃除機等）の使用、設置等に協力します。
- (3) 学校長は、応急教育の実施等に伴い、他校との調整を必要とする事項については、学校教育対策部長に協議するものとします。
※ 現在、各避難所（市立小・中学校等）単位で避難所運営委員会の設置を進めています。
未設置の学校においては、同様の運営体制がとれるよう努めるものとします。
- (4) 避難所に指定された県立高校等は、市と連携して避難所を開設し、避難者の安全確保を図ります。

3 教職員の確保

学校教育対策部は、教職員の被災等により応急教育を実施するための教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会の了承を得て、補充教員の臨時的任用又は一時的な教職員の編成替え等により必要な教職員の確保に努めます。

こうした措置を講じても尚応急教育の実施に必要な教職員の確保が困難な場合は、県教育委員会に対して応援要請を行います。

4 学用品の支給等

- (1) 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づき学用品の供与を行いますが、同法が適用されない場合には災害の規模範囲、程度等により市教育委員会が別に定めるところによります。これらの場合、市教育委員会は、学校長と協力して調達配分につき協議するものとします。また、県は教科書等の学用品の確保が困難な市に対して、教科書等の学用品を供与するために、文部科学省及び県内図書取次店への協力要請等必要な措置を講じます。
- (2) 給与額
 - ア 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出し、又はその承認を受けて使用している教材の実費（現物給与）
 - イ 文房具、通学用品代
災害救助法に定める金額とします。

5 応急教育に伴う給食

- (1) 小学校の場合
応急教育場所が小学校である場合には、単独調理場又は学校給食センターに指示して、完全給食の実施に努めます。
- (2) 中学校等の場合
応急教育場所が中学校であるため、学校給食センターに指示して、完全給食の実施に努めます。

第6項 避難対策

市立小・中学校においては、消防法第8条と市防災計画に基づき適切な避難を行うとともに、児童・生徒の安全を確保するため、学校長は、避難訓練を随時実施し、災害に対処するものとします。

第7項 保育所等の対策

1 応急保育の実施

こども未来対策部は、保育所長からの報告を基に応急保育の実施を検討します。実施に当たっては、保育する施設について適切な場所を選定するとともに、保護者の意向を確認して行うものとします。

2 避難対策

保育所（園）、幼稚園等における避難対策は、市立小・中学校に準じます。

【資料編】

2-3-(8)-1 市立小中学校一覧

2-3-(8)-2 応急教育実施校一覧

2-3-(8)-3 市立保育所一覧

2-3-(8)-4 私立幼稚園一覧

2-3-(8)-5 保育園(民間)一覧

2-3-(8)-6 私立小学校一覧

2-3-(8)-7 高等学校一覧

2-3-(8)-8 私立大学一覧

2-3-(8)-9 専門学校・専修学校一覧

第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

救助・救急、消火及び医療救護活動時の緊急通行車両の通行を確保するために一般車両の通行禁止等の交通規制を実施します。

第1項 交通の確保対策

1 交通規制等

- (1) 災害対策基本法に基づく措置（災害対策基本法第76条、第76条の2、3及び4）
 - ア 県公安委員会は、災害が発生している場所等の区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行います。
 - イ 県警察は、アの措置を周知します。
 - ウ 車両運転者は、指定された区間外へ車両を移動し、又は妨害にならない方法で駐車します（警察官による移動、駐車の手配）。
 - エ 警察官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、緊急通行車両の通行を確保するため、車両やその他の物件（以下「物件等」という）の道路外への移動等の措置の命令を行います。また、命令が実施されない場合は、やむを得ない限度において移動し、若しくは物件等を破損、除去することができます。
 - オ 自衛官及び消防吏員（警察官がその場にはいない場合に限る。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、エの措置を行うことができます。
 - カ 自衛官及び消防吏員は、オの措置をとったときは、管轄区域の警察署長にその旨を通知します。
- (2) 道路管理者の措置
 - ア 市は、破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認めるときは、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限します。
 - イ 市は、アの措置を実施しようとするとき、又は実施したときは、直ちに厚木警察署長に通知します。また、市は、当該措置を明確にする標識を設けます。
- (3) 市は、県警察と相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図ります。
- (4) 応急復旧時において著しい交通混乱の影響があった場合、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うために関東地方整備局が組織する「災害時交通マネジメント検討会」に対し、県と連携を図り開催の要請を行います。

2 緊急輸送道路等の交通確保の措置

(1) 県等の役割

県は、緊急輸送道路の啓開・復旧について各道路管理者が策定した優先順位の方針を取りまとめ、県警察等と、緊急輸送道路の啓開・復旧の優先順位について調整します。

(2) 市の役割

市は、次により障害物の除去対策を行います。

ア 体制

市は、厚木市建設業協会及び神奈川県自動車整備振興会厚木支部等の協力を得て緊急

通行車両の通行に障害となる道路上の障害物の除去を行います。この場合、市は、厚木市建設業協会及び神奈川県自動車整備振興会厚木支部等の重機、資材、人員等及び道路の被害状況を勘案して、配置及び活動等の指示を与えるものとします。また、必要に応じて広域応援の要請を依頼します。

イ 優先順位（路線及び区域）

優先順位	路線及び区域
1	県及び市指定の緊急輸送道路等から防災拠点及び避難路に接続する1、2級市道等
2	指定避難所から広域避難場所に至る幹線市道
3	その他の1、2級市道
4	その他の市道

※ 第1順位及び第2順位は、並行して確保を図るものとします。

ウ 対象物件

- (ア) 既に落下、倒壊している物件
- (イ) 沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等
- (ウ) 沿道にある構築物等で落下、倒壊のおそれのある物件

エ 障害物の集積場所

集積場所については、関係用地管理者と協議し、あらかじめ選定した場所とします。ただし、災害の状況によっては、付近の遊休地等を利用するものとします。

オ 道路の応急復旧

道路の応急復旧は、当該道路の管理者が行います。ただし、緊急を要する場合で、当該道路管理者に通報して、応急復旧を待ついとまがないときは、市は、必要に応じて当該道路の応急復旧を行うものとします。

(ア) 道路

a 河川護岸沿いの道路

堤防の亀裂又は沈下による道路の破損は、応急用の備蓄堆積土砂をもって土のう羽口工、積土のう工などの水防工法により仮復旧を図るものとします。

b 沖積層地帯の道路

不等沈下、亀裂、路肩決壊等の被害を生じたときは、土砂又は砕石等の充填、積土転圧などの工法により仮復旧を図るものとします。なお、状況によっては仮舗装を実施します。

c 崩土被害の道路

がけ崩れ等により大量の土砂が崩落し、交通不能となったときは、重機械（ブルドーザー、パワーショベル等）を使用して崩壊土の除去を行うものとします。

(イ) 橋りょう

災害により落橋した場合は、応急措置として、自衛隊その他の機材を所有する機関に応援を要請し、代替橋（ベイリー橋）を設置するものとします。

なお、緊急措置として、木材、H形鋼を架け、敷板を敷き土砂をかぶせ応急の通行を確保します。

カ 仮設道路の設置

道路が損壊し、他の交通方法がなく、仮設道路の必要が生じた場合、市は、県と協議の上、実施責任者を定めて所要の措置を講じるものとします。

(3) 災害対策基本法に基づく措置

ア 道路管理者は、その管理する道路について区間を指定して、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することを命じます。

イ 道路管理者は、命令の相手方が現場にいない場合等は、自ら車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動します。

ウ 道路管理者は、ア又はイの措置をとるためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分します。

エ 市内を通過する国道、県道については、各道路管理者と連携し、迅速な対応に努めます。

第2項 緊急輸送

1 主な対象

- (1) 災害応急対策要員
- (2) 医療（助産）を必要とする者
- (3) 飲料水、食料等の救援物資
- (4) 災害廃棄物等の輸送
- (5) その他災害応急対策の実施に必要な物資及び機材

2 輸送手段等の確保

(1) 車両等の確保

市は、あらかじめ協定を締結した運送業者等の協力を得て、次の順位により緊急輸送活動に必要な車両を確保します。

ア 市有車両

イ 輸送業者等の車両

ウ 漁業協同組合の舟艇

エ その他の借上げ車両等

(2) 航空機及び鉄道への要請

ア 航空機（ヘリコプター）

自衛隊に航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣を依頼する場合は、県知事を通じて要請します。

イ 鉄道

鉄道を利用した輸送の必要がある場合は、東日本旅客鉄道株式会社（相模線）、小田急電鉄株式会社、相模鉄道株式会社に協力を要請します。

ウ 要請内容等

(ア) 業務の目的

(イ) 積載内容

- (ウ) 必要見込台数
 - (エ) 期間
 - (オ) 場所
 - (カ) その他必要な事項
- (3) 燃料確保の活動

市は、次により燃料を確保します。

ア 自動車等の燃料

市有車両及びその他災害応急対策の実施に必要な燃料については、「災害時における自動車等燃料供給に関する協定」に基づき、燃料補給所に協力を要請し確保に努めます。

イ その他の燃料

(ア) 災害応急対策の実施に必要なLPGガス（液化石油ガス）については、あらかじめ締結した協定に基づき確保に努めます。また、消防施設等に燃料補給施設の設置について検討していきます。

(イ) 冬期における暖房用の灯油については、自動車の燃料に準じて確保に努めます。

(ウ) 炊出し活動に必要な燃料については、関係機関に協力を要請し確保に努めます。

3 配送システム等

(1) 緊急輸送の調整等

市及び防災関係機関による円滑な緊急輸送を確保するため、必要があるときは防災関係機関と調整を行うものとし、この場合、原則として、次により優先順位を決定します。

ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ 災害の拡大を防止するために必要な輸送

ウ 災害応急対策のために必要な輸送

第3項 自主防災隊の役割

自主防災隊は、軽微な障害物について除去（主として人的作業）を行います。

第4項 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとします。

段階	輸送対象
第1段階 (発災直後から2日目までの間)	(1) 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の災害応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (発災後3日目からおおむね1週間の間)	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 (5) 災害廃棄物の輸送
第3段階 (発災後おおむね1週間以降)	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第5項 緊急通行車両（確認対象車両）

1 緊急通行車両確認申請

県警察、交通検問所等に備え付け緊急通行車両確認申請書（に必要事項を記入の上、県公安委員会に申請します。

2 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- (1) 県警察、交通検問所等で緊急通行車両であると認定されたものについては、証明書及び標章の交付がされます。
- (2) 交付を受けた証明書は、当該車両を運行する運行責任者に常に携帯させるものとします。
- (3) 交付を受けた運行責任者は、当該標章を車両の運転者席前面の見やすい箇所に掲示するものとします。

3 確認基準

緊急通行車両は、次に掲げる業務に使用する車両とします。

- (1) 災害情報及び避難情報等の伝達
- (2) 消防その他応急措置
- (3) 応急救護及び保護
- (4) 災害を受けた児童・生徒の応急教育の措置
- (5) 防災上重要な施設及び設備の応急復旧
- (6) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置又は応急措置
- (7) 緊急輸送の確保
- (8) 前各号に掲げるもののほか、二次災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

第6項 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市及び県は、あらかじめ指定したヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。

第7項 障害物の除去

山崩れ等の災害によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で生活等に著しい障害を及ぼしているものを除去して住民の保護を図ります。

1 実施機関

障害物の除去は市が行いますが、障害物（工作物も含む。）が道路上あるいは河川にある場合には、道路又は河川の管理者がそれぞれ除去するものとします。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合又はその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりです。

- (1) 市民の生命、身体及び財産等の保護のために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、いっ水の防止と護岸等の決壊を防止するために必要と認められる場合
- (4) 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (5) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去方法

- (1) 実施者は、自らの応急対策機材を用い、また、状況に応じて厚木市建設業協会及び神奈川県自動車整備振興会厚木支部の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとします。
- (2) 障害物除去の方法は、応急的な除去に限るものとします。

4 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次の場所に集積し、廃棄し、又は保管します。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。

- (1) 廃棄する場所については、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- (4) 広域避難場所として指定された場所以外の場所

5 必要な機材の現状、人員の明細

障害物の規模、範囲によって対策を立てますが、比較的小規模なものについては、市職員をもって処理します。その他のものについては、厚木市建設業協会及び神奈川県自動車整備振興会厚木支部等をもってこれにあて、除去するものとします。

【資料編】

- 2-3-(9)-1 地震等の災害応急活動に関する協定書、細則(社団法人厚木市建設業協会)
- 2-3-(9)-2 災害時等における応急対策に関する協定書(厚木管工事業協同組合)
- 2-3-(9)-3 災害時における応急対策に関する協定書(厚木市造園業協会)
- 2-3-(9)-4 災害時における工具、器具、機械類等の提供等に関する協定書
(社団法人神奈川県自動車整備振興会厚木支部)
- 2-3-(9)-5 災害時等における応急措置の協力要請に関する協定書(神奈川建設重機協同組合)
- 2-3-(9)-6 災害時等における物資の輸送等に関する協定(一般社団法人神奈川県トラック協会)
- 2-3-(9)-7 災害時等における自動車等の燃料供給に関する協定書
(神奈川県石油商業組合厚木支部)
- 2-3-(9)-8 災害時における生活必需物資(LPガス)の調達に関する協定書
(公益社団法人神奈川県LPガス協会厚木支部)
- 2-3-(9)-9 道路補修事務所備品一覧

第12節 警備・救助対策

第1項 基本方針

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

第2項 警備体制の確立

- 1 県警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県警備本部を、厚木警察署に厚木警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を厚木市災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化します。
- 2 県警察は、警備部隊の編成を行うほか、災害の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。

第3項 災害応急対策の実施

県警察は、市災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

1 警報等の伝達

災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行います。

また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力します。

2 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要により関係機関へ連絡します。

3 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。また、被災地を管轄する厚木警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

4 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

5 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

6 危険物等対策

大規模災害発生時に、屋内貯蔵所や給油取扱所等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

7 防犯対策

被災地の無人化した住宅地、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

8 ボランティア等の連携

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災市民等の不安除去等を目的としたボランティア活動が円滑に行われるように必要な支援を行います。

9 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助要求を行います。

第4項 被災者等への情報伝達活動

1 被災者のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

2 相談活動の実施

県警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息電話窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。

【資料編】

2-3-(10)-1 神奈川県警察本部災害時応急活動計画

2-3-(10)-2 災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書

(愛川町、清川村、神奈川県厚木警察署、株式会社エーブレイン)

第13節 ライフラインの応急復旧活動

第1項 上水道（県企業庁厚木水道営業所）

- 1 県企業庁は、あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行います。
- 2 施設の破損等により、給水を停止する場合又は断水のおそれが生じたときは、市に対して、影響区域や復旧期について速やかに周知します。
- 3 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。
- 4 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。
- 5 送配水管等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。
- 6 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて、消火栓を併設します。

第2項 下水道

市は、下水道施設の被害状況を把握し、道路管理者等と調整し、効率的な復旧工事を行います。

第3項 電力（東京電力パワーグリッド（株）平塚支社）

- 1 東京電力パワーグリッド(株)は、災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力施設としての機能を維持します。
- 2 感電事故及び漏電による出火の防止並びに電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関、インターネットや広報車等を通じて広報します。
- 3 災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。
- 4 災害時における復旧資材は次により確保します。
 - (1) 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。
 - (2) 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している事業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他事業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図ります。
 - (3) 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。
- 5 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

第4項 ガス（厚木ガス（株）他）

- 1 台風など大規模な自然災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、非常災害対策本部を設置し、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。
- 2 復旧過程での二次災害発生防止のため、復旧状況の周知や安全確認等について広報を実施します。
- 3 LPガス業者についても、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。

第5項 通信（東日本電信電話（株）神奈川支店、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ及びKDDI(株)）

1 電話（通信）の確保

防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲において、一般の通信を確保することを基本とし、防災応急対策業務を実施します。

大規模災害等が発生すると、その直後から通話が集中的に発生し、ふくそうすることが想定されるため、次の考え方で対処します。

- (1) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は、最優先でそ通を確保します。
- (2) 街頭公衆電話及び避難所等に設置する災害用公衆電話（特設公衆電話）からの通話はそ通を確保します。
- (3) 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として自動発信の通話規制を行います。
- (4) ふくそう対策、安否確認方法として、災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始します。

なお、提供条件等については、報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて周知します。

2 応急復旧体制

(1) 応急復旧

災害のための通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳した場合、災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等、そ通確保の措置及び災害用公衆電話（特設公衆電話）の設置を実施します。

(2) 復旧順位

電気通信設備に被害を受けた場合、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、災害状況に応じた措置及び復旧順位により実施する。

なお、第1順位及び第2順位の電気通信設備はそれらの機関との協議により定められたものに限ります。

ア 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ 第2順位

ガス、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、
預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、
放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体

ウ 第3順位

第1順位及び第2順位に該当しないもの

第6項 鉄道（小田急電鉄（株））

- 1 不通区間が生じた場合、う回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めます。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図ります。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行います。

第7項 バス（神奈川中央交通東（株））

1 運行の確保

防災関係機関の指導と協力の下、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行います。
ただし、運行に当たっては、次の条件が必要であり、条件が満たされず道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止します。

- (1) 道路交通の秩序が維持されること。
- (2) バスターミナル等における旅客の混乱が防止されること。
- (3) 旅客の集中を防止するため、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等が事前に十分徹底されていること。

2 運行計画

- (1) 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが混乱した場合、その状況に応じて間引き運転の措置を講じます。
- (2) 危険箇所、交通規制箇所を通行する路線については、運行中止、折り返し、う回等事故防止、救助活動、復旧活動のための適切な措置を講じます。

第8項 道路

- 1 市道等の被害状況を把握し、緊急輸送道路確保のため、障害物の除去等必要な災害応急対策を実施します。
- 2 道路管理者（市）は、国道・県道管理者と連絡を取り被害状況を調査します。
- 3 道路管理者（市）は、危険箇所の通行止めの措置、避難等が必要な場合緊急措置を講じます。
- 4 道路管理者（市）は、市道等の被害状況に応じた効果的な応急復旧を行います。なお、復旧に当たっては、道路占用物件所有者（上下水道、ガス）と調整し、効率的な復旧工事を行います。

【資料編】

- 2-3-(11)-1 停電情報の提供に関する協定書(東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社)
- 2-3-(11)-2 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書
(東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社)
- 2-3-(11)-3 災害時における公共建築物の応急復旧等に関する協定書(厚木市電設協会)
- 2-3-(11)-4 災害時等における応急対策活動の協力に関する協定書
(一般社団法人神奈川県建築士事務所協会厚木支部)
- 2-3-(11)-5 災害用特設公衆電話(特設公衆電話)設置場所一覧

第14節 災害廃棄物等の処理対策

市は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」及び平成30年3月に策定した「厚木市災害廃棄物処理計画」等に基づき、ごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象や災害廃棄物の発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適正、円滑かつ迅速な収集・処理に努めます。

第1項 災害廃棄物処理対策に対する体制の整備

1 必要な人員の配置

市は「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」及び「厚木市災害廃棄物処理計画（風水害編）」等に基づき、対策組織に必要な人員を配置します。

2 連絡体制の確立

市は「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」及び「厚木市災害廃棄物処理計画（風水害編）」等に基づき、相互間の連絡体制を確立します。

3 ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握

市は、発災後速やかにごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告します。

施設種類	名称	所在地	処理能力(日)
ごみ処理施設	厚木市環境センター	金田1641-1	327 t
資源化施設	厚木市資源化センター	上古沢1013	26.6 t
し尿処理施設	厚木市衛生プラント	長谷626-1	69k [㍉]

4 発災後の局面ごとの対応事項

(1) 災害初動対応期

災害初動対応期は発災から1～2週間程度の期間であり、発災から数日間は特に人命救助が最優先される時期に当たります。この期間に次の事項について対応します。

- ア 正確な被害情報の収集・伝達
- イ 被災状況に応じた応急対応体制の構築
- ウ 災害廃棄物の処理のための組織召集と活動の開始
- エ 災害廃棄物発生量に関する推計
- オ 一次仮置場の開設、必要な資機材の調達
- カ 避難ごみ、避難所の収集運搬の実施
- キ 廃棄物処理施設の点検と被災状況把握
- ク 協力支援先、協定先への連絡と支援体制の確立
- ケ 廃棄物の処理に関する広報活動
- コ 災害対策本部等と連携し、自衛隊・警察・消防等の行う応急対応への協力

(2) 災害応急対応期

発災後1～2週間から3か月程度の期間であり、避難所生活が本格化する時期に当たります。この期間に、次の事項について対応します。

- ア 災害廃棄物処理実行計画の作成
- イ 広域連携等の手続の実施
- ウ 廃棄物の処理に関する広報活動
- エ 有害廃棄物等の処理
- オ 二次仮置場の開設、準備
- カ 非被災地域での生活ごみへの対応

第2項 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理に係る活動は、次によります。

1 方針

(1) 迅速かつ適正な処理

平常時と同様に廃棄物の適正な処理体制を確保し、円滑かつ迅速に処理することにより、公衆衛生上の支障を防止し、市民の生活環境を保全します。

(2) 3年以内の処理

早期に復旧・復興ができるよう発災から最長で3年以内の処理を目指します。

(3) 市内処理及び広域処理

できる限り市内処理するとともに、広域処理が必要な場合は県内処理施設を最大限活用し、早期の復旧、復興を目指します。

(4) 他の計画との整合

一般廃棄物処理基本計画、地域防災計画及び県の災害廃棄物処理計画との整合性を図りながら、再資源化、適正処理に努めます。

2 収集・運搬

災害時の廃棄物の収集車両は、本市で平常時に使用している収集車両を使用します。

家屋解体に伴う災害廃棄物の収集運搬については、主にダンプトラックにより仮置場や処理施設へと運搬します。災害時におけるごみ等の処理に関する協定を締結している厚木市廃棄物処理業協同組合と協同組合厚木市資源再生センターの収集車両数等に基づき、仮置場における収集計画、処理施設への運搬計画を作成します。

3 仮置場

仮置場は、「災害廃棄物等処理計画の策定に関する仮置場等の確保に係る基本方針」（平成29年3月策定）に基づき、公有地を始めとする空地情報から、発災後、速やかに対応できるよう備えます。

名称	概要
一次仮置場	各家庭から排出される災害に起因する片づけごみのみを直接、受け入れる仮置場として一次仮置場を確保します。
二次仮置場	主に、災害廃棄物の分別・破碎等処理を行う仮置場として二次仮置場を確保します。

【仮置場の選定に際して考慮する要件】
ア 被害が大きい地域への配置 イ 搬入、搬出及び運搬ルートの確保 ウ 仮置可能期間、使用可能期間 エ 運搬及び作業に伴う騒音等生活環境、周辺環境の保全 オ 二次災害の防止（ガス漏れ、陥没、河川の氾濫等） カ 災害時の他用途との事前調整（避難場所、緊急輸送、支援拠点等）

4 分別・処理・再資源化

災害廃棄物は、できる限り仮置場で分別した後、再資源化や焼却処理を行います。

5 広域的な処理・処分

災害廃棄物のうち再資源化できないものについては、最終処分場で埋立処分を行います。

しかし、本市には、現在市内に最終処分場がないことから、県内または県外の施設を活用して広域処理を進めるにあたっては、他都道府県との十分な調整が必要であることから、災害廃棄物の種類や量等を情報共有し、受け入れ調整を行います。

6 避難所ごみ

(1) 分別・排出

避難所においてごみの分別を行うことは、その後のスムーズな処理へとつながるため、可能な限り分別を行うこととします。このため、避難所ごみについても、平常時と同様の分別で排出することを基本とします。

(2) 収集運搬体制

平常時の収集ルートに避難所を加えることにより、平常時の収集体制での役割分担により、生活ごみの収集と併せて収集します。

発災後の都市機能の麻痺状態などを勘案しても、発災から3～4日後（特に夏季においては早期の取組が必要である）には、収集を開始することを目標とします。

(3) 避難所で発生する廃棄物

避難所で発生する廃棄物の例は次のとおりです。避難所では、初動時に水と食料を中心とした支援物資が届けられることから、ダンボールや容器包装等を中心とした廃棄物が発生し、徐々に衣類や日用品に伴う廃棄物が増加します。避難所ごみの収集は可能であれば

生活ごみと併せて行いますが、収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては、腐敗性廃棄物を優先的に収集する等の対応を行います。

〈避難所で発生する廃棄物〉

処理優先順位	分別区分	具体例	管理方法等
高 ↑ ↓ 低	感染性廃棄物	注射器、血液が付着したガーゼ等	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。回収方法や処理方法は、関係機関での調整が必要となる。専用容器に入れて分別保管し早急に処理
	し尿	携帯トイレ、紙おむつ、お尻ふき等（使用済み）	携帯トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気を考慮し、できる限り密閉し早急に処理
	燃やすごみ	残飯、使用済ティッシュ、マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	腐敗性廃棄物（生ごみ）は、ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し早急に処理
	飲料用缶	缶詰、缶パン等の容器	分別して保管し資源として処理
	プラスチック容器包装	食料や支援物資の包装等	
	ペットボトル	飲料の容器	
	ダンボール新聞紙	食料や支援物資の梱包材等	

第3項 し尿、生活ごみの処理

1 し尿

し尿処理に係る活動は、次によります。

(1) 方針

ア 下水道及びし尿処理の施設被害の状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について広報を行います。

イ 下水道及びし尿処理の施設機能が回復するまでの間、市民に対して仮設トイレ等で対応するよう協力を求めます。

(2) 仮設トイレの設置

指定避難所の避難者数を把握した後、状況により必要に応じて指定避難場所に仮設トイレを設置します。地区の状況によっては、公園等に仮設トイレを設置するものとします。また、避難場所の衛生環境の確保が可能である場合、土壌還元方式（素掘方式等）により対応します。

(3) 収集処理

被害状況、収集場所等の情報により、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を本市の委託業者が所有し、平常時使用している衛生車（バキュームカー）により収集します。なお、収集順位は、次によります。

ア 指定避難所

イ 災害対策本部が開設したその他の避難所

ウ 災害対策本部が設置した仮設トイレ

エ 浸水等が発生した悪条件の地域

(4) 終末処理

ア 原則として、厚木市衛生プラントで処理します。

イ 近隣の被災状況に応じて他市の処理場での処理を依頼します。

2 生活ごみの処理

(1) 被害状況把握

生活ごみの収集・処理体制を整備するため、発災後速やかに処理施設や運搬ルートの被害状況を把握し、ルートの安全性の確認を行います。収集運搬車両や処理施設の被災により収集能力が不足する場合は、「災害時におけるごみ等の処理に関する協定」に基づき、厚木市廃棄物処理業協同組合及び協同組合厚木市資源再生センターに、ごみ等の収集運搬、一時保管、必要な人員の確保及び機材等の提供を要請します。また、不燃ごみや資源ごみ等の衛生面に問題のない生活ごみを家庭で保管するように市民に対して要請します。

(2) 収集運搬対策

生活ごみについては、平常時の収集体制を維持することを基本としますが、災害廃棄物の発生状況に応じて、不燃ごみや資源物の収集回数を減らす、集積所を集約して集積所数を減らす、資源物の分別種類を減らす等により効率化を図り、平常時の車両数の6割から7割程度の車両数で収集できる体制を構築します。また、発災後は道路の混雑が予想されるため、環境センターへの直接搬入は原則禁止とします。収集については、平常時の収集体制での役割分担により、収集します。

なお、高齢者等の要配慮者世帯のごみ収集については、平常時と同様の配慮に努めます。

＜収集運搬における役割分担＞

- 可燃ゴミ、廃プラ、粗大ごみ：市
- 不燃ごみ、資源：協同組合厚木市資源再生センター
- 本厚木駅周辺地区の収集運搬：厚木市廃棄物処理業協同組合

【資料編】

2-3-(12)-1 災害時における雨水等の収集運搬及び仮設トイレの提供に関する協定書

(公益財団法人厚木市環境みどり公社)

2-3-(12)-2 災害時におけるごみ等の処理に関する協定書

(厚木市廃棄物処理業協同組合、協同組合厚木市資源再生センター)

2-3-(12)-3 県央地区8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書

2-3-(12)-4 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会)

第15節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

市は、発災後、速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民を始めとする市民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解消するために総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定や必要物資の適切な供給を図ります。

第1項 被災者等への情報提供

市は、市民等に対して、災害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行うとともに、民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

また、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報等が提供されるよう努めます。さらに、県、市及び防災関係機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し、情報交換を行います。

第2項 災害相談の実施

市は、被災地住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るために、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

相談等は職員のほか、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力の下に、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

なお、相談業務の内容は、発災時から避難救護期における行方不明や避難所、救援食料・水・衣類等の問合せへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等とし、生活の安定を支援します。

第3項 被災者台帳の作成

市は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成します。

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録します。

－ 被災者台帳の記載事項 －

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 台帳情報の利用及び提供

市は、次の条件に該当する場合、被災者に対する援護に必要な限度で、作成された被災者台帳に記載し、又は記録された情報（台帳情報）を市内部で利用するとともに関係機関等に提供できるものとします。

－ 台帳情報の利用及び提供条件 －

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 関係機関等に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第4項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について家族等から照会があったときは、災害対策基本法及び個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。

ただし、被災者の安否情報の回答については、原則として市職員が実施することとし、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を加えられるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底します。

第5項 応急金融対策

1 日本銀行横浜支店の措置

(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

ア 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、又は既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずるなど、通貨の円滑な供給の確保に安全の措置を講じます。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じます。

イ 輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図ります。

(2) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始し得るよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じて金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請します。

日本銀行横浜支店は、災害の状況に応じて、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行います。

(3) 金融機関による金融措置の実施に係る要請

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、次に掲げる措置をとるよう要請します。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

イ 預金の払戻し及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出しに応ずること。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができることとすること。

災害のため、支払ができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

エ 損傷した紙幣や貨幣に関する措置

損傷した紙幣や貨幣の引換えに應ずること。

オ 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて広報するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(4) 各種金融措置に関する広報

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、(1)～(3)の災害応急対策につ

いて、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

第6項 物価の安定、物資の安定供給

市は、食料を始めとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買占め・売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

また、コンビニエンスストア等の小売店舗等と協定等を結び、物資が安定的に供給されるよう努めるとともに、発災後、速やかに営業を開始できるよう物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努めます。

第16節 広域的応援体制

県、他市町村、防災姉妹都市及び指定防災機関並びに自衛隊に対する応援要請、職員派遣要請等について定めます。

第1項 受援体制の確立

市は、応援の受入れに関する総合調整、応援に関するとりまとめ等、応援に関する様々な対応に対し、円滑に行うため、災害対策本部に「受援担当」を置くものとします。なお、受援担当は、次の事項に取り組みます。

1 応援に関する状況把握・取りまとめ

何がどのくらいの数量でいつまでに必要か等、庁内における人的・物的資源のニーズの取りまとめを行います。

2 人的資源の受援・管理

人的資源に関するニーズと現状受入から、応援要員の過不足を整理します。被災地の状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もります。見積もりをもとに今後必要となる応援要員を要請します。

3 物的資源調達に関する報告受付・管理

物的資源の受入状況について取りまとめを行い、物的資源の過不足を整理します。今後の物的資源の見込みについて検討し、必要となる物的資源を見積もります。見積もりをもとに必要となる物的資源については、要請を行います。

4 庁内調整

1で取りまとめた結果を庁内の各班の業務担当窓口（受援）に共有します。

5 応援職員への支援（適切な執務環境の提供等）

応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供します。また、各班の業務担当窓口が、適切な執務環境を提供しているか、配慮します。

第2項 広域的な応援体制

1 広域的な応援要請

- (1) 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急措置を実施しますが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他の市町村若しくは知事に対し応援要請し、又は応援措置の実施を要請します。
- (2) 市長は、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担当部隊等の長に被害の状況等を通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担当部隊等の長は、救援の措置をとる必要があると認められる場合には、直ちに自主派遣をします。なお、市長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。
- (3) 知事は、特に必要があると認めるときは、市長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し市を応援するよう指示します。
- (4) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。

ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請（警察法第 60 条）

イ 消防庁長官に対する他都道府県消防機関所有のヘリコプターの、緊急消防援助隊の派遣要請等（消防組織法第 44 条）

ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請

（ア）避難所運営や罹災証明書等の交付等の災害対応業務の支援

（イ）被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援

エ 相互に応援協定を締結している九都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

オ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請(5) 消防庁長官は、災害の規模などから緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがない場合や人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認められた場合、緊急消防援助隊や他の知事・市町村長へ消防の応援要請を行います。

2 応援の方法

(1) 応援要請等の方法

市長は、被害状況等から応援が必要であると判断した場合は、次の事項を明らかにした文書をもって関係機関への応援要請等を行います。ただし、緊急を要する場合は、MCA 無線、県防災行政通信網、電話又はFAX等をもって行い、事後速やかに文書を提出します。

また、応援が必要と判断されるものの、全ての事項を明らかにすることができない場合にあっても、おおむね必要とされる人員等を想定して要請を行い、必要に応じて変更の措置をとります。

- ア 災害の状況及び派遣（応援）を要請（あっせん）する事由
- イ 応援（派遣）を希望する期間
- ウ 応援（派遣）を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項（自給自足体制確立の依頼）

(2) 応援（派遣）団体（部隊）との連絡調整

- ア 総務対策部は、各対策部が要求する人員数と応援（派遣）団体（部隊）（以下「応援団体」という。）の実人数を勘案しながら対策の緊急性、重要性を判断し、支援活動が円滑かつ効果的に実施できるよう応援団体と調整を行います。
- イ 総務対策部は、応援が必要と判断されるものの被害の全容を把握できない場合で、各対策部から具体的な要求がないときは、自ら配置に係る活動内容、活動場所等の必要事項を決定の上、応援団体と調整を行います。
- ウ 総務対策部は、応援団体との連絡調整を的確に行うため、応援団体の規模を勘案しながら、必要に応じて応援団体に対し、本部へ連絡班（要員）の派遣を要請します。

(3) 活動内容及び活動場所等の明確化

総務対策部は、応援団体に対して活動内容、活動場所及び宿泊施設等について明確に指示します。

(4) 指揮命令

ア 活動場所に市の機関を配置している場合

応援団体は、現場で活動している市の機関の指揮下に置きます。ただし、活動内容が異なる場合は、応援団体が自主的な活動を行います。

イ 活動場所に本市の機関を配置していない場合

応援団体が自主的な活動を行います。

(5) 活動場所への誘導

ア 道路の通行可能な状況が明確な場合

図示による誘導に代えます。応援団体がナビゲーションシステムを搭載した車両を保有している場合も同様とします。

イ 道路の通行可能な状況が不明確な場合

(ア) 人命救助に係る活動は、原則として、誘導員が同行します。

(イ) その他の活動は、原則として、誘導員は同行しません。ただし、活動場所への到着が複雑な経路をたどることが明白な場合及び食料、飲料水の配送等人命救助に準じる活動に当たる応援団体の誘導で、誘導員に充てる人員に余裕がある場合は、この限りではありません。

(6) 活動内容の調整

応援団体の活動内容、活動場所の変更等について調整を図る必要がある場合は、本部に派遣されている連絡班（要員）を介して当該応援団体の長と協議します。

第3項 自衛隊災害派遣要請等

1 災害派遣要請の要求手続

要請の要求者	市長
要請の要求先	県知事（県防災主管課）
要請の要求方法	災害派遣の要請を要求する場合の事務手続は、災害大祭区部が次の事項をもって要求します。 ア 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他の参考となる事項
県知事との連絡ができない場合の特例	市は、県知事への自衛隊の派遣要請が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担当部隊等の長に被害の状況等を通知します。

2 県知事との連絡ができない場合における要請先

- ・陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・陸上自衛隊又は海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地 NTT 電話/防災行政通信網
県内全域	第31普通科連隊長	第31普通科連隊第3科 横須賀市御幸浜1-1 046-856-1291/9-48 6-9201 内線（630/634）
	第1師団長	東京都練馬区北町4-1-1 03-3933-1161/9-48 5-9201・9 内線（239）
	東部方面總監	東京都練馬区大泉学園町 048-460-1711 内線（2256）

3 受入体制の整備及び受入れに当たっての留意事項

自衛隊の派遣が決定したとき、市長はおおむね次の措置を講じます。

- (1) 受入体制の整備
 - ア 連絡班受入施設の整備
 - イ 誘導及び通信要員の派遣
 - ウ 作業拠点及び宿営地の提供
- (2) 受入れに当たっての留意事項
 - ア 他の災害復旧機関との競合重複の排除
 - イ 作業計画及び資機材等の準備
 - ウ 連絡調整窓口の明確化
 - エ 知事への報告

4 要請の変更

市長は、自衛隊の派遣期間等の変更を必要とする場合、その理由を付して知事に対して依頼します。

5 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣活動が完了した場合及び派遣の必要がなくなると認められた場合は、速やかに撤収要請をします。

この場合、市民生活の安定及び復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長等と協議します。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担します。その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く)等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に際し生じた(自衛隊装備に係るものを除く)損害の補償
- (5) その他の救援活動の実施に要する経費(負担範囲に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議します。)

7 ヘリコプター臨時離着陸場及び活動拠点

自衛隊の災害派遣に係るヘリコプター臨時離着陸場及び活動拠点は次のとおりです。

(1) ヘリポートの整備

<県指定ヘリコプター臨時離着陸場>

名称	所在地
県総合防災センター(常設)	下津古久 280
市営厚木野球場(仮設)※	厚木 2325
酒井スポーツ広場(仮設)	酒井 2537

※市営厚木野球場は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートです。

<市指定ヘリコプター臨時離着陸場>

名称	所在地
市営厚木野球場(仮設)※	厚木 2325
ぼうさいの丘公園(常設)	温水 783-1
旭町スポーツ広場(仮設)	厚木 3014-2
荻野運動公園競技場(仮設)	中荻野 1500
猿ヶ島青少年広場(仮設)	猿ヶ島 195-129
下依知青少年広場(仮設)	下依知 822
関口青少年広場(仮設)	関口 1377
棚沢スポーツ広場(仮設)	棚沢 3861-1

※市営厚木野球場は、県と市で指定が重複しています。

(2) 活動拠点

区分	活動拠点(宿泊施設)	所在地
自衛隊活動	厚木市文化会館	恩名 1-9-20

第4項 緊急消防援助隊の要請等

1 災害派遣要請の要求手続

要請の要求者	市長
要請の要求先	県知事又は消防庁長官
要請の要求方法	災害派遣の要請を要求する場合の事務手続は、消防対策本部が県緊急消防援助隊受援計画に基づき要求します。

2 活動拠点

区分	活動拠点（宿泊施設）	所在地
消防活動（緊急消防援助隊）	県立厚木西高等学校	森の里青山 12-1

第5項 防災姉妹都市等の要請

1 埼玉県狭山市

要請の要求者	市長
要請の要求先	狭山市長
要請の要求方法	次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、災害 応援要請書を送付する。 (1)被害の状況 (2)応援場所及び応援場所への経路 (3)必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名と数量 (4)必要とする資機材、物資及び車両等の品名等と数量 (5)必要とする職員の職種別人員及び応援期間
連絡窓口	狭山市 所在地 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5 電話 04-2953-1111

2 秋田県横手市

要請の要求者	市長
要請の要求先	横手市長
要請の要求方法	次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、文書 による応援要請を送付する。 (1)被害の状況 (2)必要とする食料、飲料水、生活必需物資及び資機材の品名 等と数量及び受領場所 (3)派遣を要請する職員等の活動内容、人数、場所及び期間 (4)小・中学校への一時的な受入れを希望する人数及び期間 (5)その他応援を必要とする事項等
連絡窓口	横手市 所在地 〒013-8601 横手市条里1-1-1 電話 0182-35-2111

3 北海道網走市

要請の要求者	市長
要請の要求先	網走市長
要請の要求方法	<p>次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、文書による応援要請を送付する。</p> <p>(1)被害の状況 (2)提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所 (3)派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間 (4)小・中学校への一時的な受入れを希望する被災した児童及び生徒の人数及び期間 (5)その他必要な事項</p>
連絡窓口	<p>網走市 所在地 〒093-8555 北海道網走市南6条東4丁目 電話 0152-44-6111</p>

4 沖縄県糸満市

要請の要求者	市長
要請の要求先	糸満市長
要請の要求方法	<p>次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、速やかに文書による応援要請を行うものとする。</p> <p>(1)被害の状況 (2)必要とする食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の品名等、数量及び受領場所 (3)派遣を要請する職員等の活動内容、人数、場所及び期間 (4)小中学校への一時的な受入れを希望する人数及び期間 (5)その他応援を必要とする事項等</p>
連絡窓口	<p>糸満市 所在地 〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地 電話 098-840-8111</p>

5 「施行時特例市災害時相互応援に関する協定」(全国 20 市)

要請の要求者	市長
要請の要求先	ブロックの代表市の市長
要請の要求方法	次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロックの代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。 (1)被害の状況 (2)物資等の品名、数量等 (3)職員の職種及び人数並びに被災市での業務内容 (4)応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等 (5)応援の期間 (6)その他必要な事項

6 「県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定」締結市町村

要請の要求者	市長
要請の要求先	相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
要請の要求方法	次に掲げる事項を明らかにし、あらかじめ定められた連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。 (1)被害の状況 (2)提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等 (3)応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等 (4)前3号に掲げるもののほか、必要な事項

【資料編】

- 2-3-(14)-1 災害時等における相互応援に関する協定書(狭山市)
- 2-3-(14)-2 災害時等における相互応援に関する協定書(横手市)
- 2-3-(14)-3 災害時における友好都市相互応援に関する協定書(網走市)
- 2-3-(14)-4 特例市災害時相互応援に関する協定書(特例市各市)
- 2-3-(14)-5 特例市災害時相互応援に関する協定書(特例市(全国 41 市))
- 2-3-(14)-6 大規模災害時における相互援助に関する協定書(秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村)
- 2-3-(14)-7 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書(学校法人東京工芸大学)
- 2-3-(14)-8 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書(神奈川工科大学)
- 2-3-(14)-9 災害時等における施設使用及びボランティアに関する協定書(湘北短期大学)
- 2-3-(14)-10 災害時等における応急対策に関する協定書((株式会社フジタ技術センター)
- 2-3-(14)-11 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定
(相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村)
- 2-3-(14)-12 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定
- 2-3-(14)-13 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定実施細目

第17節 災害救助法関係

第1項 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによりますが、本市における具体的適用基準は、次のとおりです。

- (1) 市内において住家の滅失した世帯数が100世帯以上の場合
- (2) 神奈川県下において住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市内において住家の滅失した世帯数が50世帯以上の場合
- (3) 神奈川県下において住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上であって、市内において住家の滅失した世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

1 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼等著しい損傷を受けた世帯については2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とします。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流出}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

2 住家滅失の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家が居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが、困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは滅失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達したもの

(2) 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

- ア (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
- イ 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないもの

第2項 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

災害に際し、市における災害が本節第1項の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ、被災者が現に災害救助法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、市長は、直ちに次の事項を知事に報告し、同法の適用を要請します。

なお、市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、知事が行う救助の補助としての災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。

- (1) 災害発生時の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に講じた救助措置及び今後講じようとする救助措置

第3項 救助の種類等

救助の種類及び実施期間は、次のとおりです。

＜救助の種類及び実施期間＞

救助の種類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	着工 20日以内 供与 完成の日から最長2年
炊出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	3か月以内 ※国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内
学用品の給与	教科書1か月以内 その他学用品15日以内
埋葬	10日以内
遺体の搜索	10日以内
遺体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内

(注) 期間については、助産を除き、全て災害発生の日から起算します(助産でいう分べんは、災害発生の日以前又は以後7日以内)。ただし、内閣総理大臣の承認を得れば、実施期間を延長することができます。

【資料編】

- 2-3-(15)-1 災害救助法適用基準(災害救助法施行令抜粋)
- 2-3-(15)-2 災害救助法施行細則による救助の程度等
- 2-3-(15)-3 災害救助法による被害状況認定基準
- 2-3-(15)-4 被害の分類認定基準
- 2-3-(15)-5 神奈川県被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図
- 2-3-(15)-6 【様式1】人的・建物被害等(災害発生・被害中間)報告
- 2-3-(15)-7 【様式2】公共施設等被害(災害発生・被害中間)報告
- 2-3-(15)-8 【様式3】確定報告
- 2-3-(15)-9 【様式4】避難所・医療救護所開設状況(速報・中間)報告
- 3-2-(3)-3 一般資産水害調査準備表(風水害時)
- 3-2-(3)-4 住家・非住家等被害調査表(風水害時)

第18節 災害救援ボランティア活動への支援（一般ボランティア）

大規模な災害時には、ボランティアによる救援活動が必要となります。市は、県災害救援ボランティア支援センターと連携し、災害時のボランティア活動に対する受入れ体制や支援を講じます。また、非常災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合は、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

なお、一般ボランティアのほか、生活支援について多様な支援団体との連携体制を構築します。

第1項 ボランティアの受入れ

受入れに際しては、災害の程度、規模及び被害状況を把握し、応援状況を考慮の上決定します。

第2項 災害ボランティアセンターの設置・運営

- 1 市がボランティアの受入れを決定したとき、社会福祉協議会に対し災害ボランティアセンターの設置及び運営等の要請を行います。
- 2 災害ボランティアセンターは、市及び社会福祉協議会、災害ボランティアセンター運営スタッフ、協力団体等の協力により運営します。
- 3 市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの円滑な運営を図るため運営等に関するマニュアル等の整備を進めます。
- 4 災害ボランティアセンターの運営に係る経費については、市が負担します。

第3項 活動拠点

ボランティアの活動拠点として、厚木市保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置します。厚木市保健福祉センターが被災した場合、市内の被災状況を踏まえ、市と社会福祉協議会が協議の上、活動拠点を速やかに選定し災害ボランティアセンターを設置します。

また、市は、著しく被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つサテライトセンターの設置が必要と認めた場合、社会福祉協議会と協議の上、その場所の確保に努めます。

第4項 ボランティアの派遣要請等

ボランティアの派遣要請等については、次のとおり行います。

- 1 ボランティア派遣の要請については、各対策部から、災害ボランティアセンターへ行います。
- 2 協働安全対策部は、災害対策部に派遣の要請状況等を報告します。

第5項 ボランティアへの活動要請の範囲

ボランティアへの活動要請の範囲については、災害対策本部に対する支援を主とし、次のとおりとします。

- 1 避難所等の運営の援助
- 2 被災地での軽作業
- 3 救援物資の受入れ、配分、運搬等
- 4 炊き出し、食料等の配布
- 5 その他被災住民の救援に必要な活動

第6項 ボランティア活動の支援

ボランティア活動を円滑にするため、市は次の支援を行います。

- 1 ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- 2 厚木市災害救援ボランティア活動補償制度
- 3 必要な情報の正確かつ迅速な提供
- 4 その他

第7項 ボランティアの活動期間

ボランティアの受入れ及び派遣の期間は、災害の状況に応じて、調整により定めます。

第8項 市内5大学との連携

市は、「災害時における厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学農学部との相互協力及び相互支援のための覚書」に基づき、学生の行うボランティア活動について、学生と地域住民が連携して活動できるよう支援します。市内にキャンパスを置く5大学は、ボランティアの募集及びあっせんを積極的に行います。

【資料編】

2-3-(16)-1 災害時における相互支援に関する協定書(社会福祉法人厚木市社会福祉協議会)

2-3-(16)-2 災害時における協力に関する協定書

(社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会、公益社団法人 厚木青年会議所)

第19節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

第1項 消防活動

1 活動方針

消防対策本部は、厚木市消防風水害警備計画及び警防規程等に基づき、多数の人命を守ることを最重点とした消防活動を行います。自主防災隊、事業所等及び市民は、自らの生命、財産を守るため、出火防止活動、初期消火活動及び救出、救護活動を行います。

- (1) 市民は、協力して可能な限り消火活動及び救出、救護活動を行い、被害の軽減に努めるものとします。
- (2) 特に危険物を取り扱う事業所等においては、二次災害の防止に努めるものとします。

2 消防署及び消防団の活動

- (1) 消防対策本部長は、消防署、分署及び消防団を指揮し、消防活動を実施するとともに、次の情報を収集し、災害対策本部及び県警察との情報の交換に努めます。

ア 被害の状況

イ 消防車両、消防無線等通信連絡設備及び資機材等の使用可能状況

ウ 消防車両等の通行不能箇所の状況

- (2) 消防対策本部長は、次の事項に留意し、消防活動を指揮します。

ア 二次災害を防止するため、防災行政無線及び広報車等を利用して市民に出火防止や避難の際、電気のブレーカーを落とすこと等を早期に呼び掛けます。

イ 電話や無線が途絶したときは、巡回を行い、火災の早期発見に努め初期鎮圧を図ります。

- (3) 消防車両や資機材及び消防水利の状況により、必要に応じて出動部隊の再編成を行い多発火災に対応します。
- (4) 救急車両が出動不能な場合は担架等を活用します。また、負傷者等が多数の場合は、担架等を活用し自主防災隊や付近住民等の協力を得ながら、重傷者を優先して医療機関等へ搬送します。
- (5) 災害対策基本法の通行禁止区域等における消防用緊急車両の円滑な通行のため、警察官が不在の場合には、車物件等の移動等の措置命令を行い、又は強制措置をとります。
- (6) 現場における活動の基本は、次のとおりとします。
 - ア 避難場所、医療機関及び避難路等の消防効果の大きい火災の防御を優先します。
 - イ 火災の様相により消防隊個々の防御では効果がないと判断した場合は、部隊を集結させて防御にあたるとともに、必要に応じて消防相互応援協定に基づく応援を要請します。
 - ウ 火災及び火災以外の災害が同時に発生した場合は、人命救助を優先した火災防御に努めます。
 - エ 火災件数が少ない場合は、集中的な消防活動を行います。
 - オ 多数の火災が発生し、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等を図り、市民の安全確保を最優先します。
 - カ 工場及び危険物製造所等からの危険物が漏れて災害が拡大し、又はそのおそれがある場合は、部隊を集結させて防御に当たるとともに適切な防御線を決定し、火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等を実施して安全措置を講じます。

3 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火の元、LPガス（液化石油ガス）、都市ガス、高圧ガス、石油類、電気等、供給の遮断の確認及びガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じます。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛消防組織等による初期消火及び延焼防止活動を行います。
- イ 必要に応じて従業員及び顧客等の避難誘導を行います。
- ウ 延焼防止が不可能な場合は、消防機関に対して、可能な手段により直ちに通報します。

(3) 災害拡大防止の措置

都市ガス、高圧ガス、石油類、火薬類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがある場合は、次の措置を講じます。

- ア 周辺地域の市民等に対して、避難行動等に必要な情報を伝達します。
- イ 県警察又は最寄りの防災機関に対して、可能な手段により直ちに通報します。
- ウ 立入禁止等の必要な措置を講じます。

4 自主防災隊の活動

- (1) 各家庭等におけるガス栓及びLPガス容器のバルブを閉止すること、電気のブレーカーを落とす等の呼び掛けを実施します。
- (2) 火災が発生したときは、街頭消火器等を活用して初期消火活動に努めます。
- (3) 災害の状況を地区市民センターに連絡します。
- (4) 要配慮者の避難活動を支援するとともに、状況に応じた救助活動を行います。
- (5) 消防隊（消防又は消防団）が到着した際には、その指揮に従います。

5 市民の活動

(1) 火気などの消火等

使用中の火を消し、又は電気のブレーカーを落とすとともに、都市ガスはメーターコック、LPガス（液化石油ガス）はボンベのバルブ及び石油類のタンクは元栓をそれぞれ閉止します。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器やくみ置き水等で消火活動を行います。

第2項 救助活動

1 市

- (1) 消防対策本部長は、消防団、県警察及び自主防災隊等と連携して被災者の救助活動を行います。
- (2) 消防対策本部長は、救助活動に必要な人員及び資機材等を勘察し、救助活動が困難と認められた場合は、消防相互応援協定等に基づき県内応援や緊急消防援助隊の応援を要請します。また、必要に応じて民間団体の協力を求めるものとします。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

2 県警察

県警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。

3 自主防災隊及び事業所等

自主防災隊及び事業所等の自衛防災組織は、次により自主的な救助活動を行います。

- (1) 組織の管轄区域内の被害状況を調べ、被災者等の早期発見に努めます。
- (2) 救助活動用資機材等を活用し、組織的な救助活動に努めます。
- (3) 自主的な救助活動が困難な場合は、市、消防機関及び県警察等と連絡し、早期救出を図ります。
- (4) 救出活動を行う場合は、可能な限り市、消防機関及び県警察と連絡をとり、その指示を受けるものとします。

第3項 公共土木施設の応急対策

河川、砂防、道路、下水道その他の公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、市民の安心、交通の確保、施設の破損、被害の拡大防止等を図るため必要があるときは、仮道、仮橋、締切工、閉塞土砂等の除去、仮処理施設等応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとします。

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握します。

1 橋りょう被害対策活動

被災橋りょうに係る仮橋の早期完成が必要な場合には、応急組立橋の活用により早期架橋を実施します。

2 浸水被害対策活動

河川が被災し、流水が浸水し大きな被害を与え、又はその恐れがある場合には、仮締切工事又は決壊防止工事等の緊急工事を実施します。

3 土砂災害対策活動

- (1) 地盤のゆるみにより二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、その危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行います。
- (2) 地すべりなどの二次災害の危険性の有無について迅速・的確に判断を行い、被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、防災アドバイザー制度を活用します。

第4章 復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧は、災害発生後、被災した各施設の原状復旧に合わせ、再度被害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急活動計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画します。

災害復旧・復興に当たっては、公共事業などから暴力団の排除に努めます。なお、本計画は、おおむね次の事業について計画します。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業施設災害復旧事業計画
 - (3) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他の災害復旧事業計画

第1項 公共施設の復旧

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報、測量図面、情報図面等の各種データの整備保存及びバックアップ体制の整備を行います。

また、公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めます。

第2項 環境への配慮

- 1 市は、環境に配慮し、かつ、迅速な災害廃棄物の処理体制の整備を進めるため、仮置場・最終処分適地、中間処理能力と人材等の確保策を検討し、収集・運搬から再利用・最終処分までの機能的なシステムの確立に向け取り組みます。また、作業に当たっては、アスベスト対策等、建物解体時の環境保全に努めます。
- 2 市は、復興に際し、都市防災やエネルギー利用などを見直し、自然と調和したまちづくりに努めます。

第3項 市民参加と復旧

市の被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等に関して、市民の意見を踏まえ、迅速な原状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復旧かを検討し、復旧・復興の基本的な方向性を早期に決定できるよう、市は、人的、技術的支援を行うとともに、財政的な援助を国と協調して進めます。被災施設の復旧に当たっては、可能な限り改良復旧に努めます。

第4項 事前対策の実施

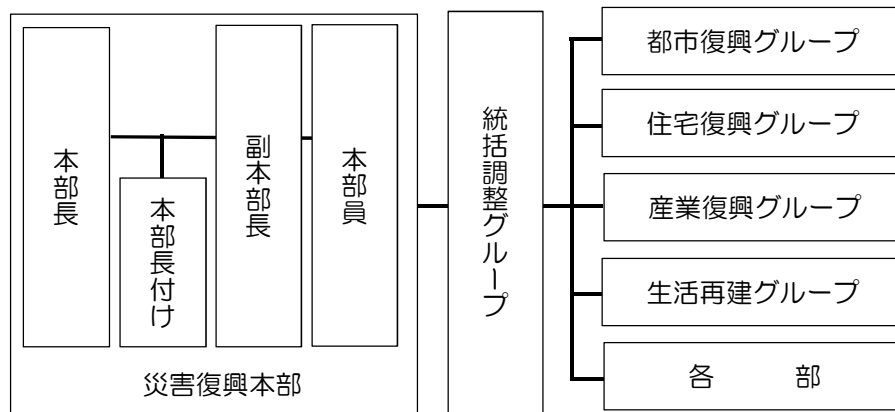
災害復旧計画の策定に当たっては、「神奈川県震災復興対策マニュアル」に沿って行うものとし、円滑な復旧・復興のために、各種データの整理及び保存に努めるとともに、復興の方針などを示す「厚木市防災都市づくり計画」を踏まえ復旧・復興事前準備を推進します。さらに、復興期において高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に対して適切にサービスが実施できるよう、事前に、要配慮者利用等の管理者や関係機関との情報の収集・提供に関する連携システムを強化します。

第2節 復興体制の整備

被災後、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、復興体制を整備します。

第1項 復興計画策定に係る庁内組織の設置

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（災害復興本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部等において、復興計画作成方針の検討、復興検討に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部等間の調整を行います。



1 災害復興本部の設置と廃止

- (1) 被災状況等から、今後、広範囲及び長期にわたり復興に関する重大な政策課題が発生すると予測され、市長が災害復興本部を設置する必要があると判断したとき、市長を本部長とする厚木市災害復興本部を設置し、復興の基本的方向、復興基本計画等を策定するとともに、復興事業の実施にあたっての総合調整を行います。
- (2) 災害復興本部は災害対策本部と併設できるものとします。
- (3) 各種対策が多岐にわたる復興に係る計画の策定や各種復興事業を、総合的にかつ迅速に推進するために、庁内において復興対策における意思決定機関として設置します。
- (4) 災害対策本部及び防災会議等の方針と復興対策との整合性確保の検討を行います。
- (5) 本部長が復興に係る事業の進捗状況から、本部設置の目的が達成されたと認めるとき、災害復興本部を廃止します。

2 災害復興本部の組織

- (1) 本部長 本部長は、市長をもって充てます。
- (2) 副本部長 副本部長は、副市長をもって充てます。
- (3) 本部長付 本部長付は、教育長をもって充てます。
- (5) 本部員 本部員は、部等長をもって充てます。
- (4) 各復興グループ
ア 統括調整グループ
災害対策部に加え、各復興グループ及び関係部等を適宜招集し組織します。

- イ 都市復興グループ
都市計画主管課が、関係課等を適宜招集し組織します。
- ウ 住宅復興グループ
住宅主管課が、関係課等を適宜招集し組織します。
- エ 産業復興グループ
産業振興主管課が、関係課等を適宜招集し組織します。
- オ 生活再建グループ
福祉政策主管課が、関係課等を適宜招集し組織します。

第2項 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び災害復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部等と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行います。

1 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき、職員の派遣又はあっせんの要請を行い、職員を受け入れます。

2 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予測されます。そこで、こうした問題解決のためについて、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家に支援を要請し、支援を受け入れます。

また、市は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。

第3節 復興対策の実施

市は、復興対策の実施に当たって、災害防止の視点だけでなく、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施します。その際、まちづくりは、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念の下に、計画策定段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努めるとともに、要配慮者等の多様な主体の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。

復興対策を迅速かつ的確に行うためには、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。

第1項 復興の流れ

発災直後から概ね2週間までに被害調査等を行い、必要に応じ災害復興本部を設置し、2か月を目途に復興基本方針を策定します。その後、復興基本計画を策定、復興に係る分野別の計画策定や各復興施策の推進等を行い、復興事業を推進していきます。

	発災～	2週間後～	2か月後～	1年後～
取組の目安	被害状況の把握、 災害復興本部の設置	復興基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 復興基本計画の策定 復興に係る分野別事業計画の策定 	復興事業の推進

第2項 復興に関する調査

本計画第2部第3章の「応急活動計画」において、発災時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本的な方向性の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。なお、復旧・復興調査に当たっては、土地にコンクリート杭や金属釘などの埋標の確認に留意するものとします。

1 建築物の被災状況に関する調査

市は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況調査を行い、その結果を整理して県に報告します。

また、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めます。

県は、市が行う調査に対し、職員の派遣を行うとともに、必要に応じて国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

2 都市基盤復興に係る調査

(1) 公園・緑地等の被災状況調査

市は、広域避難地や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被災状況を調査します。

(2) その他都市基盤復興に係る調査

市は、下水道施設等の被害状況や、災害廃棄物の状況について調査します。

3 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

市は、家屋の被害状況調査、建設戸数調査を行い、県に報告します。

県は、市からの報告のほか、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」、「避難者数及びその分布」等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、公営住宅の戸数の概要、全壊し、焼失し又は半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握します。

4 生活再建支援に係る調査

(1) 罹災証明用住宅被害認定調査

ア 建物被害認定調査に関する事前対策

罹災証明書は、建物の被害調査を基に認定された被災の度合いを示すもので、各種の被災者救援施策の受給資格を決定する根拠となります。市は、建物被害認定調査の漏れや認定結果の変更などによる混乱が生じないように、事前に被害の認定基準の周知、調査要員の教育の徹底などを行います。

イ 建物被害認定調査の実施

市は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明書を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数等及びデータ」を基に、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。また、罹災証明書で認定する被害の程度によって、罹災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対する罹災者の理解を得られるよう十分な説明を行います。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行います。

(2) 被災による離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

(3) その他生活再建に係る調査

市は、要配慮者の被害状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、要配慮者利用施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査します。

5 地域経済復興支援に係る調査

市は、被災地全体の概要の把握に努めますが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

(1) 事業所等の被害調査

市は、被災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業等の被害について調査を行います。

(2) 地域経済影響調査

市は、産業基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

6 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は地域によって異なります、そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

第3項 復興計画の策定

市は、大規模な風水害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業と調整しつつ、計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、復興の基本方針の策定、分野別復興計画の策定及び復興計画の策定という3つのステップを経て行います。また、市は、復興計画の迅速かつ的確な策定と遂行のための体制整備（国・関係機関との連携、広域調整）を行います。

なお、復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の「こころの健康」の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。

また、市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（国・関係機関との連携、広域調整）を行います。

1 復興の基本方針の策定

(1) 復興理念と基本目標の設定

市民、事業者及び市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となります。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定します。

(2) 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となっていく必要があることから、復興計画を策定していく過程において、地域全体の合意形成に努めます。

2 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な被害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業復興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があります。このため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定に当たっては、各計画間の整合を図ります。

3 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基本的な条件づくりが必要とされることから、これらの基本的な課題を解決するための復興計画を策定します。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示します。

復興計画に規定する具体的な事項は、次のとおりです。

- (1) 復興に関する基本理念
- (2) 復興の基本目標
- (3) 復興の方向性
- (4) 復興の目標年
- (5) 復興計画の対象地域
- (6) 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- (7) 復興施策や復興事業の推進方策
- (8) 復興施策や復興事業の優先順位

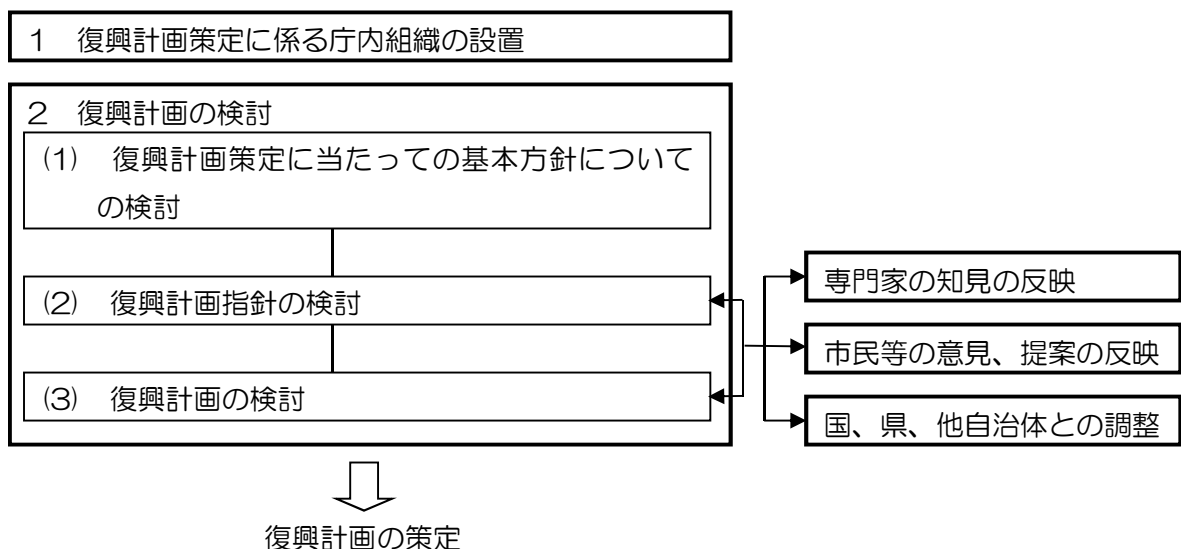
4 復興計画策定のプロセス

- (1) 復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（災害復興本部）の長は、災害復興専門委員会（仮称）を招集し、復興計画の理念等を諮問します。その後、災害復興専門委員会（仮称）の答申を踏まえ復興計画策定方針を策定し、関係局において案を作成します。
- (2) 災害復興本部長は、災害復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

5 復興計画の公表

市民と市が協働・連携して復興対策を推進するため、インターネット、広報等により復興施策を具体的に公表します。

＜復興計画策定のフロー＞



6 復興事前準備

復興事業については、大規模災害時において、被害規模や態様を踏まえ、速やかに復興体制を整え、復興に係る各計画の策定や各復興施策の推進等を適切に実施できるよう、平常時から復興に係る事前準備の充実に努めます。

第4項 復興財源の確保

1 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急事業・復旧事業及び、復興事業に係る財政需要見込みを算定します。また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や需要度に応じて適切な対応が図られるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

2 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金(大規模災害対応分)の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を国へ要望していきます。

3 厚木市災害対策基金の活用

市で大規模な災害が発生した場合に「厚木市災害対策基金」を活用します。

第5項 市街地復興

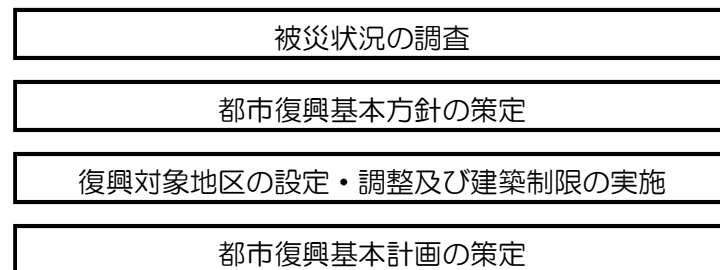
被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被害状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、関係者の意向等を基に迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりといった中・長期的な計画的市街地復興を検討します。

さらに、市街地復興の基本的な方向性が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧でなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

<市街地復興のフロー>



市街地に係る復興事業の推進、住宅対策の推進

1 都市復興基本方針の策定

市は、各地域の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況等を踏まえ、現状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするかを検討して基本方針を策定し、公表します。

2 建築制限の実施

市は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、土地区画整理事業等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

3 都市復興基本計画の策定、実施事業

市は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

4 仮設市街地対策

市は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティを可能な限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

5 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、市は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行います。

また、公営住宅の入居対象外の市民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

第6項 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す現状復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備する本格的復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本的な方向性に沿って施策を実施します。

1 被災施設の復旧等

ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携の下、施設の早期復旧に努めます。

2 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化などの耐震性の強化、さらには、建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

(1) 道路・交通基盤

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

(2) 公園・緑地

市は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を策定します。また、都市計画決定されている公園・緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備します。

(3) ライフライン施設

市は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

(4) 災害廃棄物等

市は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するための方針を策定していきます。

また、倒壊家屋等の解体は、当該家屋等の所有者が行うことを原則としますが、市は、国の補助対象となる場合等については、県及び関係機関と調整の上、解体についての必要な措置を実施します。

第7項 罹災証明書の発行

市長は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付します。

また、罹災証明書の発行に当たっては、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保に努め、被災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することとします。

1 発行手続

- (1) 被害調査の結果を基に被災者台帳を作成します。
- (2) 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、被災者台帳で確認することにより発行します。
- (3) 被災者台帳で確認できないときは、申請者の立証資料に基づき、又は必要な再調査を行い、判断します。

2 証明の範囲

罹災証明書で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項とします。

- (1) 罹災原因
- (2) 罹災程度
 - ア 全壊
 - イ 大規模半壊
 - ウ 中規模半壊
 - エ 半壊
 - オ 準半壊
 - カ 一部破損

※ 火災による罹災証明書は、消防本部又は消防署において発行します。

(3) 証明手数料

罹災証明書の発行手数料は、無料とします。

第8項 生活再建支援

被災者の生活復興は、被災前の状況に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合もあります。そこで、新たな生活を再建するためには、市、市民及び、民間機関が連携し、協働することが大切です。

1 被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、市は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等の総合窓口を開設し、更に被災者再建支援金や災害弔慰金、災害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及び罹災を始めとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を実施します。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者の自立的な生活再建が速やかに図られるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、県は、これを受けて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

<被災者生活再建支援制度の概要>

1 目的

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立した生活再建が困難な世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金運用益と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものです。

2 適用の要件

対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

3 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

4 支給額

支給額は、下記の2つの支援金の合計額となる

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2.(1)に該当)	解体 (2.(2)に該当)	長期避難 (2.(3)に該当)	大規模半壊 (2.(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円 (100万円) ※	100万円 (50万円) ※	50万円 (25万円) ※

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は合計で200(又は100)万円

※ 中規模半壊世帯の場合

5 支援金の支給申請	
(申請窓口)	厚木市
(申請時の添付書面)	(1) 基礎支援金： 罹災証明書、住民票等 (2) 加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等）等
(申請期間)	(1) 基礎支援金： 災害発生日から13月以内 (2) 加算支援金： 災害発生日から37月以内
6 支援金の支給に係る事務手続き	
(1) 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。	
(2) 県は、発生した災害が災害救助法施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるかと認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告を取りまとめの上、速やかに国及び同法人宛てに報告を行います。	
(3) 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が災害救助法施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行います。	

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給等

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、一定規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対しては災害障害見舞金の支給を、一定規模以上の災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金の貸付けを行います。

ア 災害弔慰金の支給（厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し支給します。

区分	支給額
死亡した者が主として生計を維持していた場合	500万円
その他の場合	250万円

※ただし、死亡者がその死亡に関わる災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額とする。

イ 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第9条）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある市民に対し支給します。

区分	支給額
当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時、世帯の生計を主として維持していた場合	250万円
その他の場合	125万円

ウ 災害援護資金の貸付（厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条）

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条に規定する災害により、同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第4条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、同令第5条で定める額に満たない世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するための貸付を行います。

災害による世帯の種類及び程度		支給額
療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷の場合	家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がない場合及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害がありかつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失した場合	350万円

エ 厚木市災害見舞金の給付

市は、災害救助法及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める災害に該当しない火災、地震、風水害その他の自然災害により災害を受けた被災者に対し、厚木市災害見舞金給付要綱に基づき、見舞金の給付を行います。

オ 厚木市自然災害援護資金の給付

災害救助法及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める災害に該当しない地震、風水害その他の自然災害により災害を受けた被災者に対し、厚木市自然災害援護資金給付要綱に基づき、住家の改築又は修繕を行う被災者に援護資金の給付を行います。

カ 生活福祉資金の貸付け

社会福祉協議会は、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金の貸付けを行います。申込手続、貸付の限度額や利子等の制度の問合せは厚木市社会福祉協議会が行っています。

(3) 義援金・義援物資の受入れ及び配分

市は、義援金や義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、受付窓口を設置し、義援金・義援物資の募集及び受付を実施します。なお、義援物資については、行政や企業等の団体からのみ受け付けるものとし、原則として、個人からは現金（義援金）のみを受け付けるものとします。

ア 義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。また、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知を図るものとします。

イ 義援金

県、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等により組織される義援金の募集、配分に関する委員会において、義援金の適切な受入れ、配分を行います。

(4) 生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予測されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を提供して要保護者の把握に努めます。

(5) 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、市県民税、軽自動車税、固定資産税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

(6) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険などの社会保険関連の特例措置を実施します。

(7) 住宅復興資金の貸付け

災害により住宅に被害を受け、自力で住宅の再建・取得をする被災者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構は災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金や補修資金の貸付を行います。市は、融資適用災害に該当するときは、融資希望家屋の被害調査及び被害認定を早期に実施するとともに、借入れ手続き等の指導を行い、災害復興資金の借入れの促進を図ります。

(8) 雇用・就業機会の創出

市は、県の支援を得ながら、緊急雇用の創出など、被災者を対象とした雇用・就業機会の創出に努めます。

2 精神的支援

(1) 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等の実施

市は、県の協力を得ながら、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して、かながわDPATや医師、保健師、精神保健福祉士等がこころの相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行います。

(2) 被災者の精神保健活動

市は、県の協力を得ながら、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応することや、必要に応じて被災した精神障がい者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動を行います。

(3) 被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置

市は、県と連携し、被災者のこころのケアに長期的に対応するための地域拠点を設置し

て地域に根ざした精神保健活動を行います。

(4) 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。

(5) 被災児童・生徒等の心のケア事業

市は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(6) 仮設住宅における生活環境の悪化防止

仮設住宅での生活環境の悪化を防ぐために実態調査を行い、必要に応じた対策を行います。

3 要配慮者対策

(1) 要配慮者への支援の実施

市は、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

また、障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も行います。

(2) 外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続といった被災後の生活情報を、多言語又はやさしい日本語で発信するとともに、外国人の相談窓口を開設し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続、罹災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

4 医療機関

市は、厚木市立病院の機能回復を早期に行います。

また、県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討するとともに、市町村の仮設診療所への支援及び県立病院の機能回復を早期に行います。

5 要配慮者利用施設、社会復帰施設等

(1) 地域の福祉需要の把握

市は、要配慮者、介護者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

(2) 要配慮者利用施設、社会復帰施設等の再建

市は、要配慮者利用施設、社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

(3) 福祉サービス体制の整備

市は、被災後の生活環境の変化等による要配慮者利用施設等への入所・通所者の増加

に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等の支援策を検討します。

6 生活環境の確保

(1) 食料、飲料水の確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用します。この場合、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧の支援を行います。また、食料についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場や理髪・美容店の営業所を把握し、情報提供を行います。

7 教育の再建

(1) 学校施設の再建、授業の再開

市は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況を把握し、再建復興計画を作成します。また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

(2) 児童、生徒への支援

市は、児童、生徒の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続についても弾力的に取り扱います。

8 社会教育施設、文化財等

市は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

9 ボランティア活動支援

市は、物的、経済的支援のほか、市民一人一人が自らの再建に向けて取り組むため、ボランティアに対して必要な情報を提供します。

10 情報提供

市は、行政が行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報等を通じて提供します。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

第9項 地域経済復興支援

地域経済は、そこに住む市民にとって、雇用、収入その他の生活環境の確保の面において密接に係ってくるもので、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、被災前に元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に、市が行うべき地域経済復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、

地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられます。

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

(1) 産業復興方針の策定

市は、県、関係団体等と協力し、被災した事業者等が速やかに事業を再開し、継続できるように、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

(2) 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談に当たっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。

(3) 商談会、イベント等の活用

市は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェアやイベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致を目指します。

2 金融・税制面での支援

(1) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還に支障を来すことが予測されるため、市は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

(2) 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるように、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

(3) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

市は、復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されるため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

(4) 新たな融資制度の検討

市は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度について検討します。

(5) 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し配布します。

(6) 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、市県民税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

3 事業の場の確保

(1) 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見を基に、店舗の被災（倒壊、焼失など）により、事業展開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

(2) 共同仮設工場、店舗の建設支援

市は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談、指導を行います。

(3) 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談、指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

(4) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に端付するとともに、ホームページ等を活用して情報提供を行います。

(5) 発注の開拓

市は、取引企業の被災や交通事情の悪化等により、被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予測されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を行います。

(6) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制限により原材料の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害及び復旧の状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

4 農林水産業者に対する支援

(1) 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

(2) 既存制度活用の促進

市は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の主旨や内容を周知し、活用を促進します。

(3) 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

(4) 農業施設の復旧

市は、水路、農業集落排水管路の復旧を行います。

【資料編】

- 2-4-(3)-1 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 2-4-(3)-2 厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 2-4-(3)-3 厚木市災害見舞金給付要綱
- 2-4-(3)-4 厚木市自然災害援護資金給付要綱
- 2-4-(3)-5 局地激甚災害指定基準
- 2-4-(3)-6 罹災証明請求書
- 2-4-(3)-7 罹災証明書
- 2-4-(3)-8 災害時における復旧支援協力に関する協定
(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)
- 2-4-(3)-9 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書
(神奈川県土地家屋調査士会)
- 2-4-(3)-10 地防災等に関する協定書(一般社団法人地盤品質判定士会)

第4節 災害記録の保存

市は、災害の教訓を後世に引き継ぐため、市民からの聞き取り調査や写真や映像等の収集を行い、災害の調査研究を行うとともに、可能な限り調査結果をホームページ等で閲覧できるようにするなど、広く情報発信を行っていきます。

第3部 雪害対策

第1章 災害予防計画

平成26年2月の大雪では、数十年に一度の降雪により公共交通機関が止まる等、市民生活や経済活動に大きな影響が生じました。

雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害）、更に融ける時（融雪害）とさまざまな場合に発生するのでそれぞれの特性に応じた対策が必要になります。市は、雪害に対する対策を強化します。

第1節 災害応急対策への備え

第1項 ライフライン施設等の機能の確保

雪害が生じた場合、長時間にわたる停電、交通途絶、生鮮食料品の配送遅れによる孤立化等が生じる場合があります。市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインの関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

第2項 情報の収集・連絡体制の拡充

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。また、市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。さらに、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。

第3項 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材、消防署周辺の除雪に必要な塩化カルシウム等の整備に努めます。

第4項 除雪体制の整備

1 道路除雪体制

市は、市内の建設業協会等との協定に基づき、降雪時に主要幹線道路等の迅速な除雪体制を構築します。

道路管理者（市、県、国）は、道路交通を緊急に確保するため除雪を実施します。また、

豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保及び業者委託等による除雪体制の強化に努めます。

2 除雪援助体制

市は、市内16公民館（上荻野分館を含む。）に火山降灰時にも使用可能なブレード除雪機及びスノーダンプを配備するなど、除雪体制の強化に努めます。

高齢者世帯では、豪雪時の除雪作業がうまく進まないおそれがあります。市は、こうした世帯に対する除雪援助体制の整備を検討します。

3 一時保管場所

市は、除雪した雪の置き場について、路肩やグラウンド、雨水調整池等の確保に努めるほか、緊急時には河川敷等を雪捨て場として活用できるよう、河川管理者と協議を進めます。

第5項 雪氷対策路線

道路管理者は、積雪、凍結、交通量等路線の諸条件を考慮し、雪氷対策路線の指定等の雪氷対策に努めます。

第2章 応急活動計画

第1節 災害発生直前・直後の対策

第1項 雪害に関する警報等の伝達

横浜地方気象台は、風雪による災害及び被害の発生するおそれのある場合に市町村単位で警報又は注意報を発表し、市民や防災関係機関の警戒及び注意を喚起します。

＜警報・注意報の種類及び発表基準（横浜地方気象台発表）＞

種類	基準要素	注意報	警報
大雪	12時間の降雪の深さ	平地5cm以上 山地10cm以上	平地10cm以上 山地30cm以上
暴風雪	平均風速	*****	25m/s以上で雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s以上で雪を伴う	*****

第2項 初動体制（準備配備及び事前配備）

市は、横浜地方気象台より大雪警報、暴風雪警報が市域に発表された場合、被害を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

1 災害対策連絡会

市は、気象情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

(1) 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

(2) 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

2 事前配備の実施

市は、事前配備体制において、市内各地区の被害発生のおそれがある箇所をパトロールし、情報収集並びに危険箇所の予防処置及び応急活動を行います。

(1) 動員の指令

各関係部長は、あらかじめ指定した職員に動員の指令を出します。

第3項 災害対策本部

市は、大雪、暴風雪により、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると認められるときは、市長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

1 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたとときに設置しますが、その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく大雪警報・暴風雪警報が発表され、大規模な災害が発生又は発生するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

3 配備基準

配備区分	配備基準
準備配備	市域に災害発生のおそれが予想される時。
事前配備	
1号配備	市域に大雪警報・暴風雪警報が発せられ現に災害が発生し又は発生の危険が予想される時。
2号配備	局地的災害が発生し、更に被害が拡大し又は拡大のおそれがある時。
3号配備	市内全域にわたり災害が発生し、又は局地的災害で本部の全活動力を必要とする時。

4 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

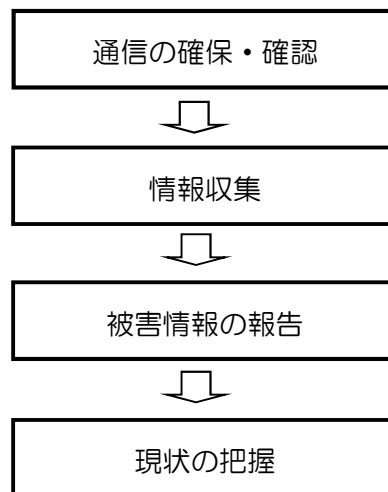
2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1項 災害情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。
- (2) 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- (3) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。なお、情報収集・報告は、次のような手順で行います。



2 通信の確保・確認

通信連絡手段は、次のとおりです。

- ・ 防災行政無線
- ・ MCA 無線
- ・ 衛星通信電話
- ・ FAX
- ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）
- ・ 県防災通信網
- ・ 災害時優先電話
- ・ 一般電話
- ・ 電子メール
- ・ Lアラート（災害情報共有システム）
- ・ アマチュア無線
- ・ 消防無線
- ・ 携帯電話
- ・ 急使

- (1) 市は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。なお、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、厚木市アマチュア無線非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。
- (2) 市は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、県を通して通信確保の措置を自衛隊に要請します。
- (3) 市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、被害状況の収集・報告その他応急対策に必要な指示・命令等については、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報

管理システム等を利用して速やかに行います。

- (4) 県は、市がLアラート（災害情報共有システム）への情報発信が行えないときは、市に代わってLアラートへの情報発信を行います。

3 情報収集

気象情報等の収集については、第2部（風水害対策）第2章（災害時応急活動事前計画（事前計画））第1節（災害時情報の収集・提供体制の拡充）第1項（気象情報等の収集）により実施するのに加え、次の項目を踏まえて実施します。

(1) 警戒期の情報収集

警戒期の情報収集は、市防災情報システム、県河川情報システム及び県防災行政通信網等により、気象予警報等の情報を入手し、更にはパトロールの実施、あるいは警戒する必要がある地域への職員派遣などの措置等により情報を収集します。

(2) 初動期の情報収集

市職員は、災害の発生後、参集途中の被害状況を確認し、情報を入手します。

ただし、参集時に収集した被害状況が甚大であると判断される場合は、再度重点的な調査を実施します。

(3) 収集手段の多元化

市は、市民、自主防災隊及び企業等からの災害情報を収集する窓口を明確にし、多角的な情報の入手に努めます。

4 被害状況等の報告

(1) 被害状況

参集した市職員は、把握した被災状況を報告します。

報告の段階、区分及び報告時期は次のとおりです。

段階	報告区分	報告時期
第1段階	速報	被害の大小にかかわらず状況を把握し直ちに
第2段階	中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次
第3段階	確定報告	被害が確定したとき速やかに

(2) その他の状況の報告

避難所及び医療救護所では、運営に当たる市職員が自主防災隊、施設管理者及び民間協力団体（者）の応援を得て状況の把握に努め、随時、報告を行います。

(3) 発見者通報義務

災害が発生し、又は、発生するおそれがある異常な現象を発見した市民は、直ちに最寄りの市、県警察に通報するものとします。

5 現状の把握

災害対策本部は、収集した災害等に関する情報をいち早く整理するとともに、迅速な現状の把握を行います。把握すべき状況は、次のとおりです。

- (1) 被害状況
- (2) 職員の参集状況
- (3) 公共施設等安全確認の結果等
- (4) 避難情報又は警戒区域の設定の状況
- (5) 避難場所の状況
- (6) 医療救護所及び医療機関の状況
- (7) 飲料水の状況
- (8) 食料の状況
- (9) 生活用品の状況
- (10) 義援物資の状況
- (11) 緊急輸送車両及び燃料の状況
- (12) 広域応援部隊等の出動状況
- (13) 民間協力者等の状況
- (14) 交通規制の状況
- (15) 金融機関の状況

第2項 各機関との情報活動の緊密化

災害対策本部及び各機関が把握した情報は、必要に応じて開催する市防災会議等を通じて相互に提供し、緊密な連携と、効果的かつ効率的な災害応急対策の実施に資するものとします。

1 県等への報告

(1) 報告手段

市は、災害情報等の報告は、県災害情報管理システムにより行います。ただし、同システムによる報告が困難なときには、県防災行政通信網等により行います。また、その他の報告は、県防災行政通信網により行います。

(2) 報告先・報告手順

市は、次の区分により、県に被害状況、応急対策の活動状況等を報告します。ただし、県が報告を受理できない場合にあっては、直接、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告するものとします。

報告区分	報告内容
災害発生報告	災害が発生した場合は、速やかにその内容について報告します。また、新たな被害状況が判明した場合も同様とします。
中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次報告します。
確定報告	被害が最終的に確定したときに報告します。
避難情報に関する報告	避難を指示した場合及び避難所を開設した場合は、その内容について報告します。

2 防災関係機関との連携

防災関係機関は、それぞれの責任において災害応急対策に必要な情報を収集します。また、次の項目について、速やかに市と連絡を取り合うものとします。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 災害応急対策実施状況

第3節 活動体制の確立

第1項 広域的な応援体制

市長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、又は災害応急対策の実施を要請します。

第2項 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第4節 除雪の実施

市及び道路管理者は、災害を防止するため、建設業協会等と協力し、幹線道路・バス路線等、優先順位をつけて除雪を実施するものとします。

なお、市は、市民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努めるものとします。

また、市民は、可能な限り歩道等の除雪に協力します。

第5節 救助・救急活動

第1項 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

第2項 救助・救急活動

市は、国、県及び関係機関と連携し、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことを検討します。

- 1 市は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の市町村に応援を要請します
- 2 その他、救助・救急活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第3項 被災市町村への応援

市は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

第4項 資機材の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。
市は、救助・救急活動に必要な資機材を備蓄します。

第6節 避難活動

第1項 避難誘導の実施

市長は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報を発令します。

避難誘導に当たって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

また、市は、国、県及び関係機関と連携し、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことを検討します。

第2項 帰宅困難者への対応

旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた帰宅困難者用一時滞在施設に案内するものとします。

また、発災後において、駅周辺滞留者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた帰宅困難者用一時滞在施設に案内するものとします。

＜帰宅困難者用一時滞在施設＞

駅名	名称	所在地
本厚木駅周辺	厚木市営東町スポーツセンター	東町2-1
	厚木シティプラザ（5階、6階）	中町1-1-3
	アミューあつぎ	中町2-12-15
	厚木清南高等学校	岡田1-12-1
	レンブランドホテル厚木	中町2-13-1
	公益財団法人横浜 YMCA	中町4-16-19
愛甲石田駅周辺	日産自動車株式会社テクニカルセンター	岡津古久560-2
	株式会社アマダ	伊勢原市石田200

※ 一時滞在施設が被災等により開設できない場合等は、ぼうさいの丘公園とします。

※ 厚木清南高等学校については、指定避難所等と重複しているため、運用において競合しないように相互に配慮します。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1項 交通の確保

- 1 県警察は、緊急交通路の指定に際して、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して通行可能な道路や交通状況を迅速に把握することとなっています。また、県警察は危険防止を図るとともに、道路交通の状況等に対応した交通規制を行い、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するほか、必要な場合には放置車両の撤去、警察車両による先導を行い、緊急交通路の確保を行います。
- 2 市及び県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに市民等に周知徹底を図ります。
- 3 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県災害対策本部等に報告するほか、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めます。
- 4 その他、交通の確保対策については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第11節（緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）第1項（交通の確保対策）により実施します。

第2項 緊急輸送

- 1 市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。
- 2 その他、緊急輸送については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第11節（緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）第2項（緊急輸送）により実施します。

第3項 雪氷対策に対する道路通行規制基準

- 1 道路管理者は、異常気象時における事故を未然に防止するため、他の道路管理者及び県警察と協議のうえ、道路及び気象の状況に応じた規制区間毎の道路規制基準を定めます。
- 2 道路通行規制の種類は、通行止め及びチェーン必要規制、通行注意の三種類とします。

第4項 凍雪害対策に対する道路交通規制の実施及び解除

凍雪害対策に対する道路交通規制の実施及び解除については、神奈川県凍雪害対策実施要領を準用し実施します。

- 1 道路規制基準に基づく道路通行規制の実施は、規制区間を管轄する道路管理者が行うもの
とします。
- 2 道路管理者は、前項の規制を実施しようとするときは、あらかじめ所轄の警察署長に規制
の区間、理由及び種類を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合は、事後速やか
に通知しなければなりません。
- 3 道路通行規制の実施は、道路情報板をもって行うものとし、規制の対象区間及び理由を明
示するものとします。
- 4 道路通行規制の解除は、道路管理者が通行の安全を確認した後、速やかに行うものとし、
所轄の警察署長にこれを通知するものとします。

第8節 災害広報の実施

第1項 伝達上の留意点

市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、
安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、
それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細
やかな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

第2項 協力体制

情報伝達に当たっては、被災者が必要とする情報を十分に把握し、防災行政無線、市ホーム
ページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第4部 航空災害対策

第1章 災害予防計画

航空災害は、厚木基地航空機（米軍機・自衛隊機）又は民間航空機が市内及び周辺山中に墜落し大規模災害が発生した場合を想定します。

第1節 災害応急対策への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の拡充

1 航空事故に備え、関係機関相互の緊急体制や応急援助活動等の必要事項を協議する「航空事故等連絡協議会」が設立（昭和62年1月20日）されています。この協議会は、厚木市を始めとする関係自治体、県警察、防衛省、海上保安庁等の関係機関で構成され、具体的な体制を検討し、その内容を「航空事故等に係る緊急措置要領」にまとめました。市は、「航空事故等連絡協議会」での協議事項を踏まえ、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。

(1) 緊急連絡体制の整備

・ 関係各機関における連絡責任者の指定、航空事故等緊急連絡情報の経路

(2) 応急及び救援活動

・ 負傷者救援、現場対策、財産被害者救済、便宜供与その他

(3) その他の必要な事項

2 市は、災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第2項 救助・救急、医療救護活動

1 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

2 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、更に救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

第2章 応急活動計画

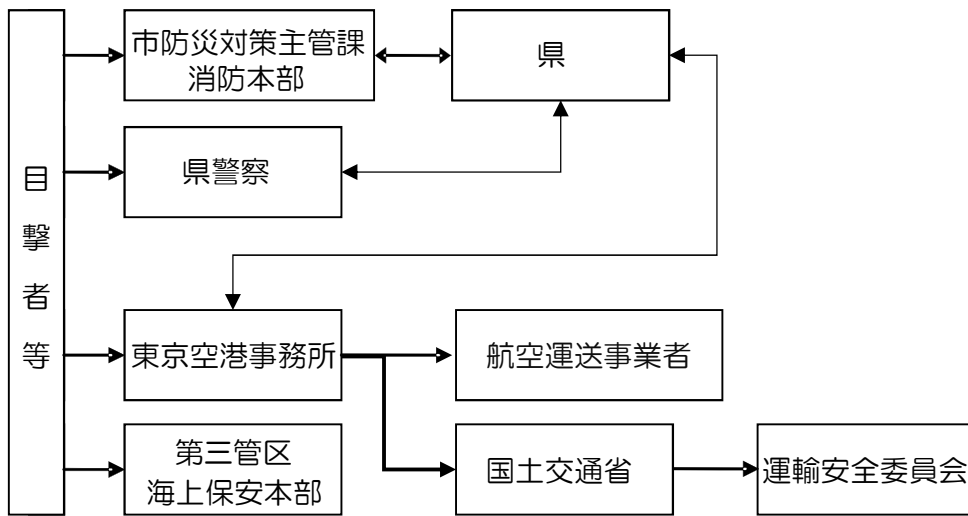
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

1 航空事故情報の連絡

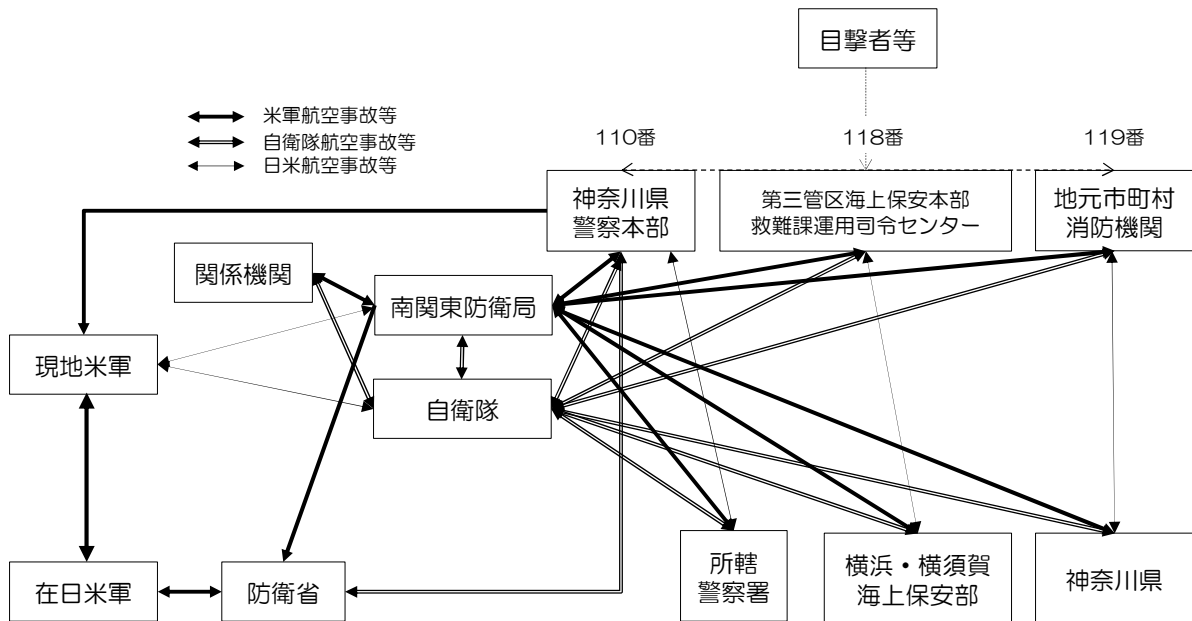
(1) 民間航空機

＜民間航空機の事故発生時の連絡系統図＞



(2) 米軍機又は自衛隊機

＜米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図＞



（「航空事故等に係る緊急措置要領」航空事故等連絡協議会）

2 航空事故発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、その被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡します。
- (2) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 航空運送事業者は、国土交通省に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

4 情報の報告・連絡手段

市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

第1項 初動体制

市は、航空災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

1 災害対策連絡会

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

(1) 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

(2) 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

第2項 災害対策本部

市は、大規模な航空災害が発生した場合等、市長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置しますが、その設置基準は、おおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な航空災害が発生し又は航空災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認められた場合

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

3 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

4 救援活動分担

米軍航空機事故並びに自衛隊航空機事故における救援活動の分担は、次のとおりです。

＜米軍航空機事故等応急及び救援活動分担＞

区分	活動内容	市	施設局	警察	消防	自衛隊	県
負傷者 救援	救助・救援活動	○	○	○	◎	○	○
	医療機関への搬送		○		◎	○	
	その他（入院後の対応）	○	◎			○	○
現場対策	消火活動				◎	○	
	交通整理・立ち入り制			◎	○	○	
	現場保存		○	◎	○	○	
	連絡所設置	○	◎	○	○	○	○
	通信・輸送		◎			○	
財産 被害者 救援	財産保護・警備		○	◎		○	
	仮住居の斡旋・提供等	○	◎				○
	生活必需品支給	○	◎				○
	残置財産警備		◎				

◎印は主務機関、○印は協力機関

＜自衛隊航空機事故等応急及び救援活動分担＞

区分	活動内容	市	自衛隊	警察	消防	県
負傷者 救援	救助・救援活動	○	○	○	◎	○
	医療機関への搬送		○		◎	
	その他（入院後の対応）	○	◎			○
現場対策	消火活動				◎	
	交通整理・立ち入り制			◎	○	
	現場保存		○	◎	○	
	連絡所設置	○	◎	○	○	○
	通信・輸送		◎			
財産 被害者 救援	財産保護・警備		○	◎		
	仮住居の斡旋・提供等	○	◎			○
	生活必需品支給	○	◎			○
	残置財産警備		◎			

◎印は主務機関、○印は協力機関

第3項 広域的な応援体制

市長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、又は災害応急対策の実施を要請します。

第4項 自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊機事故を除き、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第3節 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

第1項 搜索、救助・救急活動

- 1 消防機関及び県警察は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施します。
- 2 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- 3 市及び県警察は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行います。
- 4 その他、救助・救急活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第2項 消火活動

- 1 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- 2 警戒区域の設定
 - (1) 市民を考慮した警戒区域の設定
警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

(2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなっています。（災害対策基本法第73条第1項）

(3) 関係機関への報告

市は、避難情報を発令した場合、若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

- 3 その他、消火活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第3項 医療救護活動

- 1 市は、県、一般社団法人厚木医師会及び一般社団法人厚木歯科医師会等に医療救護班等の現地への派遣による負傷者の応急処置を要請します。
- 2 その他、医療救護活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療活動）第2項（医療救護活動）により実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 市及び県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。また、交通規制を実施したときは、直ちに市民等に周知徹底を図ります。
- 2 その他、交通の確保対策については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第11節（緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）第1項（交通の確保対策）、第2項（緊急輸送）により実施します。

第5節 災害広報の実施

第1項 伝達上の留意点

- 1 市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。
- 2 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

第2項 協力体制

情報伝達に当たっては、防災行政無線、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第5部 鉄道災害対策

第1章 災害予防計画

鉄道災害は、市内の鉄道（小田急電鉄(株)）における列車衝突事故等の大規模災害が発生した場合を想定します。

第1節 災害応急対策への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の拡充

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第2項 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

2 消火活動

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

3 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、さらに、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

第3項 鉄道事業者の措置

各鉄道事業者の災害予防対策の基本的事項は、次のとおりとします。

1 保安対策

橋りょう、高架橋、すい道等構造物の点検補修を行うほか、CTC装置（PRC付加）を取り入れ運転保安度の向上を行います。また、踏切道の立体化を推進するとともに、次の保安装置等を装備することにより、事故の未然防止に努めます。

(1) 自動列車停止装置（ATS）

信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、自動的に列車が停止する機能です。

(2) 自動列車制御装置（ATC）

先行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる機能です。

(3) 列車無線装置

走行中の列車と地上で運行管理をしている輸送指令室及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できます。

(4) 障害物検知装置

踏切内に列車の進行を妨げる障害物があると、発光信号により、運転士に危険を知らせます。

2 事故対策訓練の実施

年1回事故想定訓練を実施するほか、車両火災予防運動、全国交通安全運動等各種運動期間中、各職場で防災対策に必要な訓練を実施します。

3 防災広報の充実

災害発生に伴う混乱を防止し輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により随時広報に努めます。

4 体制の整備

鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備します。

第2章 応急活動計画

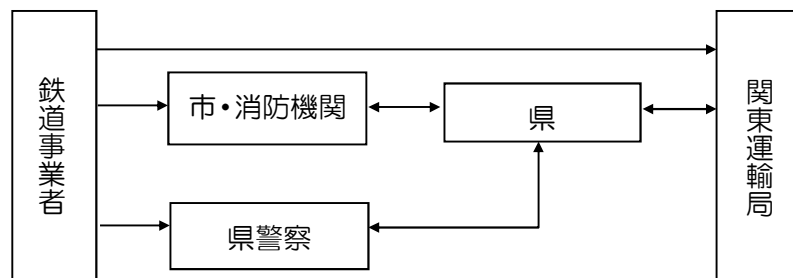
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

1 鉄道事故情報の連絡

鉄道事故発生時の連絡系統は、次のとおりとします。

＜鉄道の事故発生時の連絡系統図＞



2 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

(1) 鉄道事業者は、被災状況を関東運輸局、県警察及び市へ連絡します。

(2) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

(1) 鉄道事業者は、関東運輸局に応急対策等の活動状況を連絡します。

(2) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

4 情報の報告・連絡手段

市及び県、防災関係機関が行う情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

第1項 初動体制

市は、鉄道災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

1 災害対策連絡会

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

(1) 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

(2) 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づき、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

第2項 災害対策本部

市は、大規模な鉄道災害が発生した場合等、市長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

1 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置しますが、その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な鉄道災害が発生し又は鉄道災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、使用できない場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

3 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

第3項 広域的な応援体制

おそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、又は災害応急対策の実施を要請します。

第4項 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

第1項 救助・救急活動

- 1 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先として、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その応急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確に行います。なお、必要により県警察及び消防機関に出動、救援を要請します。
- 2 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- 3 市及び県警察は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。
- 4 その他、救助・救急活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第2項 消火活動

- 1 市は、速やかに鉄道事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- 2 警戒区域の設定
 - (1) 市民を考慮した警戒区域の設定
警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。
 - (2) 設定根拠
原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。
なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなっています。（災害対策基本法第73条第1項）
 - (3) 関係機関への報告
市は、避難情報を発令した場合若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。
- 3 その他、消火活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第3項 医療救護活動

- 1 市は、県、一般社団法人厚木医師会及び一般社団法人厚木歯科医師会等に医療救護班等の現地に派遣による負傷者の応急処置を要請します。
- 2 その他、医療救護活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第2項（医療救護活動）により実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代替輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めます。
- 2 市及び県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。また、交通規制を実施したときは、直ちに市民等に周知徹底を図ります。
- 3 その他、交通の確保対策については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第11節（緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）第1項（交通の確保対策）、第2項（緊急輸送）により実施します。

第5節 災害広報の実施

第1項 伝達上の留意点

- 1 鉄道事業者は、利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努めます。また、社会的影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報します。
- 2 市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。
- 3 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

第2項 協力体制

情報伝達に当たっては、防災行政無線、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第6部 道路災害対策

第1章 災害予防計画

道路災害は、市内の道路における大規模自動車事故や道路構造物の大規模損壊等による災害を想定します。

第1節 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 道路管理者は、道路施設の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。
- (2) 県警察は、道路交通のための情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。

第2節 災害応急対策への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の拡充

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。

また、市は災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第2項 救助・救急、医療救護活動

1 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

2 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、さらに、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

第2章 応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

1 事故情報等の連絡

(1) 市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに県に連絡します。

(2) 県は、国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡します。

2 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

(1) 市は、県に応急対策等の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

4 情報の報告・連絡手段

市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

第1項 初動体制

市は、道路災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

1 災害対策連絡会

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

(1) 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

(2) 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

第2項 災害対策本部

市は、大規模な道路災害が発生した場合等、市長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

1 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置しますが、その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な道路災害が発生し又は道路災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、使用できない場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

3 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

第3項 広域的な応援体制

市長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、又は災害応急対策の実施を要請します。

第4項 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

第1項 救助・救急活動

- 1 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- 2 市及び県警察は、道路災害が交通量の多い道路において発生した場合、その他の被害が拡大するおそれのある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施します。
- 3 その他、救助・救急活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第2項 消火活動

- 1 市は、速やかに道路災害に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- 2 警戒区域の設定
 - (1) 市民を考慮した警戒区域の設定
警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。
 - (2) 設定根拠
原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。
なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなります。（災害対策基本法第73条第1項）
 - (3) 関係機関への報告
市は、避難情報を発令した場合若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。
- 3 その他、消火活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第3項 医療救護活動

- 1 市は、県、一般社団法人厚木医師会及び一般社団法人厚木歯科医師会等に医療救護班等の現地に派遣による負傷者の応急処置を要請します。
- 2 その他、医療救護活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第2項（医療救護活動）により実施します。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 市及び県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。また、交通規制を実施したときは、直ちに市民等に周知徹底を図ります。
- 2 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じます。
- 3 東名高速道路、新東名高速道路、小田原厚木自動車道又は圏央道で、災害が生じた場合は、一般道による迂回路の設置並びに迂回路情報の広報活動を行うとともに、道路管理者との連携を図ります。
- 4 その他、交通の確保対策については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第11節（緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）第1項（交通の確保対策）、第2項（緊急輸送）により実施します。

第5節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。
- 2 消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行います。
- 3 県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、警戒線を設定し、避難誘導活動を行います。

第6節 道路施設・交通安全施設の復旧活動

- 1 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。
- 2 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。
- 3 道路管理者及び県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じます。また、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

第1項 伝達上の留意点

- 1 市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。
- 2 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況、交通規制等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

第2項 協力体制

情報伝達に当たっては、防災行政無線、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第7部 危険物等災害対策

第1章 災害予防計画

危険物等災害は、市内の危険物貯蔵・取扱施設等における火災・爆発等の発生、及び不発弾除去を想定します。安全対策については、関係法令により、規制・指導を行います。

なお、危険物等の定義については、消防法等など関係法令に基づくものとします。

危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	ガス事業法
火薬類	火薬類取締法
毒劇物	毒物及び劇物取締法

第1節 本市における危険物施設の現状

本市における危険物貯蔵、取扱施設の現状は次のとおりです。（令和4年3月31日現在）

施設別	地区別	合計	地区別										構成比 (%)
			厚木	依知	睦合	荻野	小鮎	玉川	南毛利	相川	緑ヶ丘	清川村	
合計		460	41	125	53	30	41	46	62	46	5	11	100
製造所		3	—	2	—	—	1	—	—	—	—	—	0.7
貯蔵所	屋内	97	3	33	6	7	8	11	12	15	2	—	21.1
	屋外タンク	21	—	12	—	—	3	1	3	2	—	—	4.6
	屋内タンク	10	4	2	—	—	—	1	—	2	—	1	2.2
	地下タンク	95	11	26	3	3	5	13	17	12	—	5	20.7
	簡易タンク	8	—	1	—	3	1	2	1	—	—	—	1.7
	移動タンク	44	8	1	25	5	2	—	—	—	—	3	9.6
	屋外	14	—	8	—	—	3	—	3	—	—	—	3.0
取扱所	給油（営業）	38	3	8	5	4	3	1	7	6	—	1	8.3
	給油（自家）	42	1	9	5	5	5	2	7	6	1	1	9.1
	第1種販売	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2
	第2種販売	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	0.2
	一般	86	10	23	8	3	10	15	12	3	2	—	18.7

第1項 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱を行う事業所は、法令で定める技術基準を遵守し、市は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立入検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

第2項 自主保安体制の整備

- 1 市、県及び事業者は、協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備します。
 - (1) 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実
 - (2) 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実
 - (3) 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
 - (4) 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

- 2 都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整えることになっています。

第3項 保安意識の向上、訓練

消防機関及び県、事業者は、協力して教育及び訓練等の充実を図ります。

- (1) 各種講習会、研修会の充実
- (2) 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- (3) 事業所における危険物等の火災、漏洩等を想定した防災訓練の実施
- (4) 移動途上での災害を想定した訓練の充実
- (5) 都市ガス事業者による、消防機関及び地下街等管理者と協力した、地下街等合同防災訓練の充実

第4項 消費者の安全対策

LPGガス（液化石油ガス）及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

第2節 災害応急対策への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の拡充

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第2項 救助・救急、消火、医療救護活動

1 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

2 消火活動

市は、化学消防力の強化を図ります。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織

等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

3 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、さらに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

第3項 危険物等の大量流出時における防除資機材の整備

市及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備します。

第2章 応急活動計画

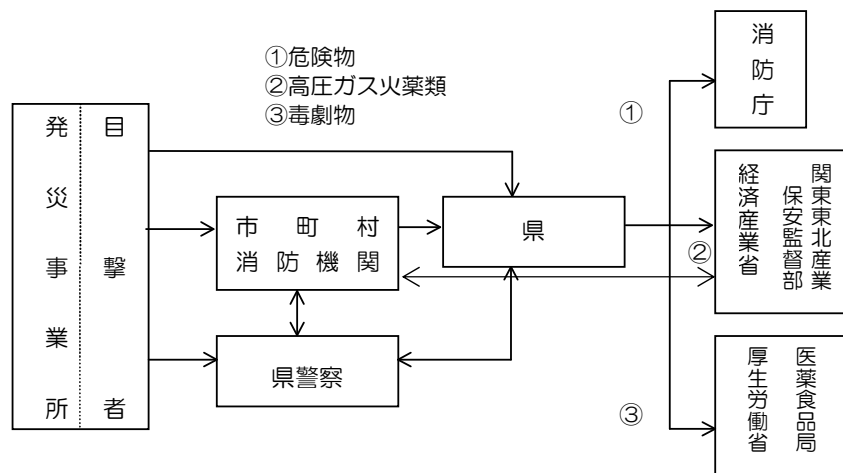
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

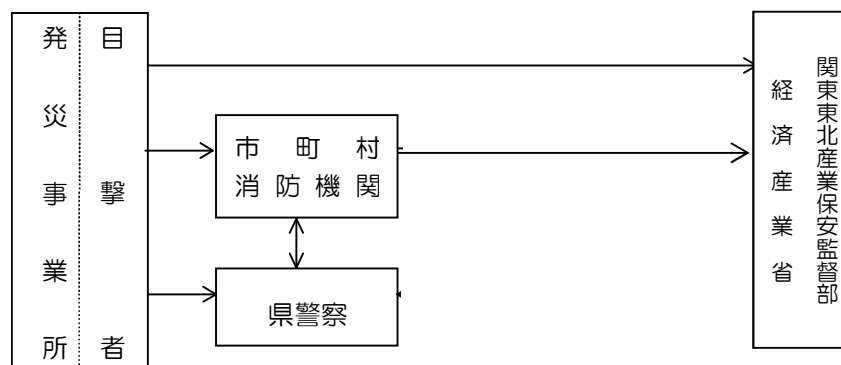
1 危険物等事故情報等の収集・連絡

(1) 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄管庁により定められていますが、原則は次のとおりです。

＜危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図＞



＜都市ガスの事故発生時の連絡系統図＞



(2) 危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに市、県、県警察に連絡します。なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、市及び県警察に連絡します。

2 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

- (1) 関係事業者は、被害状況を市、県、県警察に連絡し（都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、市、県警察に連絡）、市から報告を受けた県は、関係事業者から収集した情報を危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に連絡します。
- (2) 市は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国又は県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 関係事業者は、市又は消防機関に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

4 情報の報告・連絡手段

市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達、若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

第1項 初動体制

市は、危険物等災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

1 災害対策連絡会

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

(1) 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

(2) 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

第2項 災害対策本部

市は、大規模な危険物災害が発生した場合等、市長を本部長とする災害対策本部を設置して、国、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

1 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置しますが、その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な危険物災害が発生し又は危険物災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

3 配備基準

配備区分	配備基準
1号配備	危険物災害が発生し又は発生の危険が予想される時。
2号配備	危険物災害が発生し、更に被害が拡大し又は拡大のおそれがあるとき。
3号配備	危険物災害により大災害が発生し、又は発生が予想され、市内全域に相当の被害が及び、本部の全活動力を必要とする時。

4 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

第3項 広域的な応援体制

市長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、又は災害応急対策の実施を要請します。

第4項 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

第1項 救助・救急活動

- 1 市及び県警察は、その区域内における救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- 2 市及び県警察は、危険物災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。
- 3 その他、救助・救急活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第2項 消火活動

- 1 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定等に基づく県内応援や緊急消防援助隊の応援を要請いたします。
- 2 警戒区域の設定
 - (1) 市民を考慮した警戒区域の設定
警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。
 - (2) 設定根拠
原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。
なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなります。（災害対策基本法第73条第1項）
 - (3) 関係機関への報告
市は、避難情報を発令した場合若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。
- 3 その他、消火活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第3項 医療救護活動

- 1 市は、県、一般社団法人厚木医師会及び一般社団法人厚木歯科医師会等に医療救護班等の現地に派遣による負傷者の応急処置を要請します。
- 2 その他、医療救護活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第2項（医療救護活動）により実施します。

第4節 避難活動

- 1 市長は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じて避難の指示を行います。
- 2 その他、避難活動は、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第6節（避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等）第1項（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）、第2項（避難誘導）により実施します。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 市及び県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。また、交通規制を実施したときは、直ちに市民等に周知徹底を図ります。
- 2 その他、緊急輸送については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第11節（緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）第1項（交通の確保対策）、第2項（緊急輸送）により実施します。

第6節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 市は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行います。
- 2 危険物等が漏洩又は飛散した場合、県警察は、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。
- 3 市は、国及び県の協力により、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

第1項 伝達上の留意点

- 1 市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。
- 2 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

第2項 協力体制

情報伝達に当たっては、防災行政無線、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第8節 各種保安対策

第1項 火薬類の保安

1 活動方針

火薬庫等が火災、水害等により危険な状態となった場合においては、施設の責任者は、応急の措置をとるとともに、知事（県中央地域県政総合センター）、県警察又は消防機関等に直ちに通報するものとします。また、通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡すると同時に、災害防止の緊急措置をとります。

2 応急措置

施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を取り、速やかに次の措置をとります。

- (1) 保管また貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人を付けて、関係者以外の者が近づくことを禁止します。
- (2) 通路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈めます。
- (3) (1)、(2)の措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には防火措置をし、爆発により被害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置を取り、危険区域内の市民等を避難させるための措置をとります。
- (4) 火薬庫が水害等により流出した場合においては、県警察、市及び火薬庫等所有者等関係者相互の連絡を密にして流出等火薬類の早期回収及び付近市民等の危険防止のための措置をとります。

第2項 高圧ガスの保安

1 活動方針

高圧ガス関係の事業所及びその近隣に災害が発生し、危険な状態となった場合において責任者は速やかに応急措置をとるとともに知事（県中央地域県政総合センター）、警察官、消防機関等に通報します。また、通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡すると同時に災害防止の緊急措置をとります。

2 応急措置

施設等の責任者は、現場の消防、警察責任者等に連絡を取り、速やかに次の措置をとります。

- (1) 一切の作業を中止し、設備内の高圧ガスを安全な場所に移し、放水、又は高圧ガスを放出する等適当な措置を講じ、災害防止に努めます。
- (2) 市民の安全を確保するため、危険区域等を定め、必要に応じて、区域内の市民又は従業者に退避するよう警告します。
- (3) 水害に対しては、容器の流出防止のための措置を講じます。また、流出した容器がある場合にはこれによる災害が発生しないよう回収に努め、定められた場所に保管し、二次災害の防止措置を講じます。

第3項 石油類等の保安

1 活動方針

市、県及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災並びに水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡のもとに活動します。

2 応急措置

施設等の管理者は速やかに次の措置をとります。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、危険物の取扱作業の中止、安全な場所への移動、漏洩、浮上及び流出の防止措置をとるとともに、消防機関へ通報します。通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ付近の市民に避難先等を明示して退避するよう指示します。
- (2) 水害に対しては、危険物貯蔵タンク、容器の流出防止のための措置を講じます。また、流出した貯蔵タンク、容器がある場合にはこれによる災害が発生しないよう回収に努め、安全な場所に保管し、二次災害の防止措置を講じます。

第9節 不発弾対策

不発弾が発見された場合は、市、県、県警察、消防及び自衛隊等関係機関が相互に密接に連携して、撤去作業を実施し、住民の生命、身体及び財産を保護します。

第8部 大規模な火事災害対策

第1章 災害予防計画

大規模な火災延焼による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害を想定します。

第1節 安全確保

1 計画的な土地利用と市街地整備の促進

- (1) 市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進します。
- (2) 市は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進します。
- (3) 市は、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図ります。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

市、県及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。

(2) 建築物の防火管理体制

市、県及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

第2節 災害応急対策への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の拡充

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第2項 救助・救急、消火、医療救護活動

1 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

2 消火活動

市は、消防力の整備強化に努めるとともに、県は、これに必要な指導、支援を行います。

(1) 消防組織の強化

市は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

(2) 消防施設等の整備・強化

市は、消防力の整備指針に基づき消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

3 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、さらに、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

第3項 避難誘導

市は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努め、高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

第4項 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

第3節 防災知識の普及及び防災訓練

1 一般家庭に対する指導

市は、一般家庭に対する火災防止の普及に努め、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図ります。

また、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育します。

2 防火管理者等の指導・教育

市は、学校、病院、工場等消防法に規定する防火対象物には、必要に応じ防火管理者を設置するよう指導し、防火管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について十分指導します。

3 予防査察等による指導

市は、不特定多数の者を収容する施設（防火対象物定期点検報告対象施設等）を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をします。また、防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導します。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

1 大規模な火災発生による被害の情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

3 情報の報告・連絡手段

市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

第1項 初動体制

市は、大規模な火事災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

1 災害対策連絡会

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

(1) 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

(2) 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

第2項 災害対策本部

市は、大規模な火事災害が発生した場合等、市長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

1 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置しますが、その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な火事災害が発生し又は火事災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

3 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

第3項 広域的な応援体制

市長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。

第4項 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

第1項 救助・救急活動

- 1 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- 2 市及び県警察は、大規模な火事災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。
- 3 その他、救助・救急活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5

節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第2項 消火活動

1 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定等に基づく県内応援や緊急消防援助隊の応援を要請します。

2 警戒区域の設定

(1) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

(2) 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなります。（災害対策基本法第73条第1項）

(3) 関係機関への報告

市は、避難情報を発令した場合若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

3 その他、消火活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第3項 医療救護活動

1 市は、県、一般社団法人厚木医師会及び一般社団法人厚木歯科医師会等に対し、医療救護班等の現地における負傷者の応急処置を要請します。

2 その他、医療救護活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第2項（医療救護活動）により実施します。

第4節 避難活動

1 避難誘導

- (1) 市及び県警察は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じ避難の指示を行います。
- (2) その他、避難活動は、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第6節（避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等）第1項（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）、第2項（避難誘導）により実施します。

2 要配慮者に対する対策

- (1) 市は、災害発生時に要配慮者が、迅速・的確に避難活動ができるよう、プライバシーの保護等に配慮し支援を行います。
- (2) その他、要配慮者に対する避難活動は、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第7節（要配慮者に対する対策）第1項（避難活動に対する支援）により実施します。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 市及び県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。また、交通規制を実施したときは、直ちに市民等に周知徹底を図ります。
- 2 市は、必要に応じ、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第11節（緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）により、交通の確保対策を実施します。

第6節 災害広報の実施

第1項 伝達上の留意点

- 1 市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。
- 2 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等について、正確かつきめ細かな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

第2項 協力体制

情報伝達に当たっては、防災行政無線、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第9部 林野火災対策

第1章 災害予防計画

林野火災は、市内の林野の焼失等による林野火災が発生した場合を想定します。

第1節 災害応急対策への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の拡充

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第2項 救助・救急、医療救護活動

1 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

2 消火活動

(1) 市は、消防水利及び林野火災用センサー等、可搬式消火ポンプ等の整備に努めます。

(2) 市は、ヘリコプターによる情報収集及び消火活動が円滑に行われるよう、活動拠点の整備と資機材の整備に努めます。

3 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、さらに、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

第3項 避難誘導

市は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努め、高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

第4項 広域応援体制の拡充

市は、林野火災が隣接市町村、隣接都県に及ぶ場合があるため、隣接市町村と協議して、林野火災発生時の広域応援体制の整備を図ります。

第2節 防災活動の促進

1 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県と共同して、関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施します。

2 防災知識の普及・啓発活動

- (1) 市は、林野における火気に関するマナーや林野火災に関する知識を、市民やハイカー、登山者、観光客等に対し、パンフレット等を通じて普及します。
- (2) 県は、林野火災を予防するため、山火事予防の看板を設置するなどの普及・啓発活動を行うとともに、森林保全巡視員によるパトロールを行います。

第2章 応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

1 林野火災発生による被害の情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

3 情報の報告・連絡手段

市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、市防災行政無線、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

第1項 初動体制

市は、林野火災が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

1 災害対策連絡会

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

(1) 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

(2) 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

第2項 災害対策本部

市は、林野火災が発生した場合等、市長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

1 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置しますが、その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な林野火災が発生し又は林野火災による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、使用できない場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

3 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

第3項 広域的な応援体制

市長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、又は災害応急対策の実施を要請します。

第4項 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第5項 林業関係者

林業関係業者は、警察、消防機関等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めます。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

第1項 救助・救急活動

- 1 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- 2 市及び県警察は、林野火災が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。
- 3 その他、救助・救急活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第2項 消火活動

- 1 市は、消防団、林業機関及び林業関係者と連携しながら、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- 2 市民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。
- 3 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づく県内応援の要請、火災偵察及び空中消火活動のため、ヘリコプターの出動要請を行います。
- 4 市は、大規模火災の場合、又は大規模火災のおそれがある場合には、緊急消防援助隊及び自衛隊の出動を要請します。
- 5 警戒区域の設定
 - (1) 市民を考慮した警戒区域の設定
警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。
 - (2) 設定根拠
原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。
なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなっています。（災害対策基本法第73条第1項）
 - (3) 関係機関への報告
市は、避難情報を発令した場合若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。
- 6 その他、消火活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

第3項 医療救護活動

- 1 市は、県、一般社団法人厚木医師会及び一般社団法人厚木歯科医師会等に医療救護班等の現地に派遣による負傷者の応急処置を要請します。
- 2 その他、医療救護活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第2項（医療救護活動）により実施します。

第4節 避難活動

- 1 避難誘導
 - (1) 市及び県警察は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じ避難の指示を行います。
 - (2) その他、避難活動は、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第6節（避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等）第1項（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）、第2項（避難誘導）により実施します。
- 2 要配慮者に対する対策
 - (1) 市は、災害発生時に要配慮者が、迅速かつ的確に避難活動ができるよう、プライバシーの保護等に配慮し支援を行います。
 - (2) その他、要配慮者の避難活動は、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第7節（要配慮者に対する対策）第1項（避難活動に対する支援）により実施します。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 市及び県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。また、交通規制を実施したときは、直ちに市民等に周知徹底を図ります。
- 2 市は、必要に応じ、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第11節（緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動）により、交通の確保対策を実施します。

第6節 災害広報の実施

第1項 伝達上の留意点

- 1 市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。
- 2 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等について、正確かつきめ細かな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

第2項 協力体制

情報伝達に当たっては、防災行政無線、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第7節 二次災害の防止

市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めます。

第10部 火山災害対策

本市は、火山に隣接してはいませんが、市域には富士山や箱根火山等、本市西方諸火山が噴火した時に堆積した火山灰層が確認されています。富士山は、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものになることが想定されます。

一般に噴火で堆積した火山灰と被害の関係は、厚さ数 cm でスリップなどにより一般車両による通行が困難になるといわれており、30cm 以上降灰が堆積すると、降雨時に木造家屋が倒壊する可能性があるとされています。また、降灰後土石流は通常より弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがあり、河川の上流域で多量の降灰があった場合には河道の河床が上昇し、洪水の危険性が高まります。

富士山の火山活動は1707年（宝永4年）の噴火後、300年以上噴火はみられませんが、平成12年10月から平成13年5月にかけて、低周波地震が多発するなど改めて活火山であることが再認識され、火山噴火予知連絡会により、常時観測対象の火山とされています。富士山については、過去に発生した最大規模の噴火（「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定した噴火）を対象とし、本市が影響想定範囲に含まれる富士山及び箱根火山等の本市西方諸火山の噴火による降灰、小さな噴石、降灰後土石流等の発生に加え、三宅島（平成12年[2000年]噴火）から本市まで到達した火山ガスのように、高濃度の火山ガスが市域に到達する場合も併せて想定します。

第1章 災害予防計画

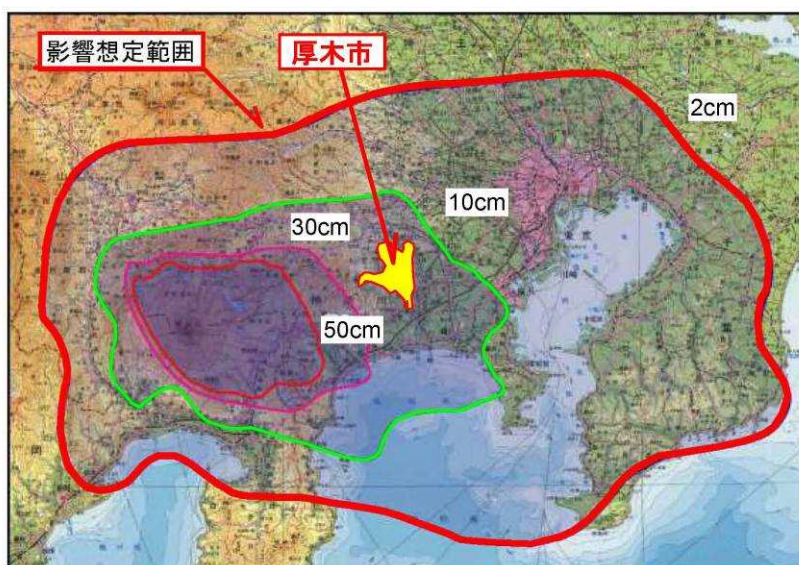
第1節 災害応急対策への備え

第1項 影響想定範囲

1 降灰

一般に噴火で堆積した火山灰と被害の関係は、厚さ数cmでスリップなどにより一般車両による通行が困難になるといわれています。また、30cm以上降灰が堆積すると、降雨時に木造家屋が倒壊する可能性があると考えられています。本市は、降灰堆積深30cmの影響想定範囲に含まれており、避難対象エリアとなっています。

＜降灰可能性マップ＞



出典：「富士山火山広域避難計画」富士山火山防災対策協議会

(平成30年3月)

＜影響想定範囲等＞

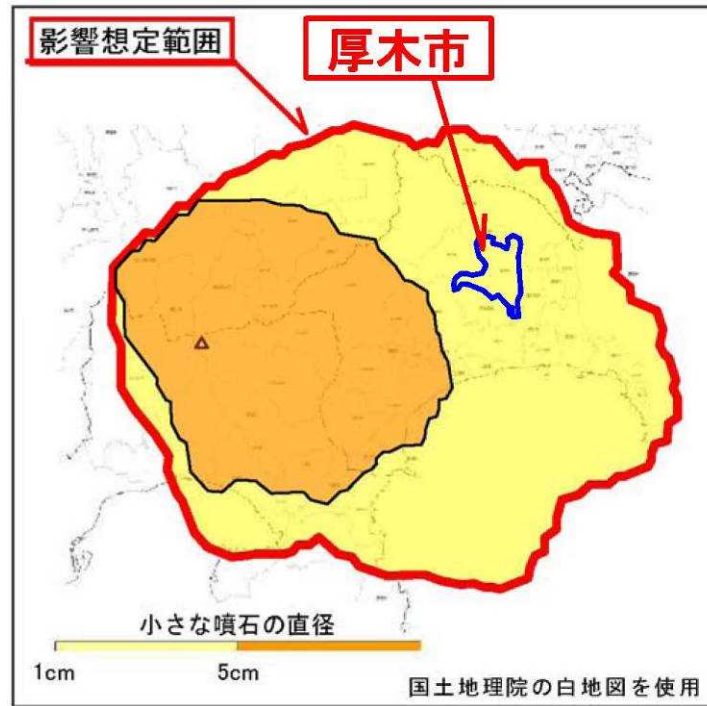
避難対象	説明
影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)
避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲※1,2,3
屋内避難対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲※2

- ※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともあります。
- ※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にします。
- ※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にします。

2 小さな噴石

小さな噴石は、風の影響を受ける小さな岩塊、火山レキ及び密度が低い軽石であり、風の影響を受け火口から10km以上遠方まで流されて降下する場合もあり、身体への影響が考えられます。

＜小さな噴石の影響想定範囲＞



出典：「富士山火山広域避難計画」富士山火山防災対策協議会

(平成30年3月)

＜影響想定範囲＞

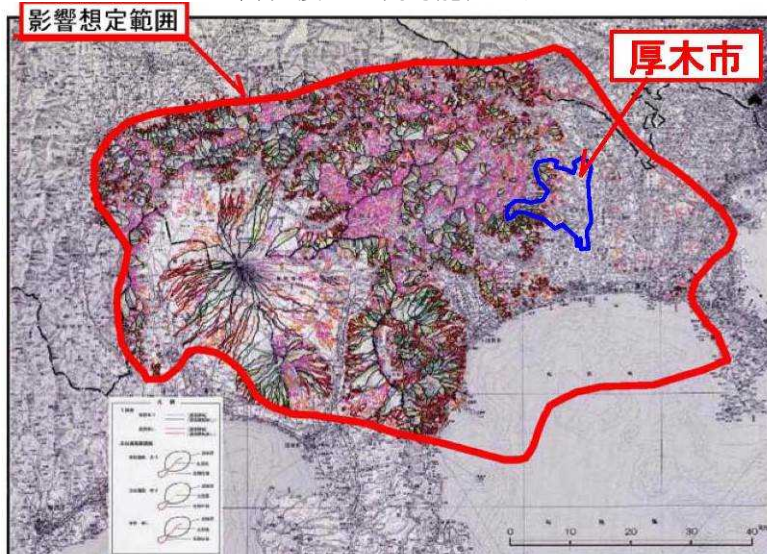
避難対象	説明
影響想定範囲	1 cm 以上の小さな噴石の降下が想定される範囲

小さな噴石は、噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階においては避難対象エリアは設定していません。

3 降灰後土石流

土石流とは、斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象であり、平常時でも降雨等に伴い発生する危険性があります。しかし、降灰による火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、通常より弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがあります。なお、降灰後だけでなく、降灰中や噴火の終息後長期間に渡って起きることや、火山現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意が必要です。

＜降灰後土石流可能性マップ＞



出典：「富士山火山広域避難計画」富士山火山防災対策協議会

(平成30年3月)

(上図は、降灰後土石流の影響想定範囲を示したものです。避難対象エリアについては、市内の土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域を参照してください。)

＜影響想定範囲＞

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

但し、土石流危険区域末端の設定基準が河床勾配3度となっている場合は、火山砂防地域の設定基準である河床勾配2度の範囲まで避難対象エリアに含めます。

なお、噴火により火山灰が1cm以上堆積した場合は、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施されます。この調査結果に基づき、土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報）が関係自治体等に通知されるので、事前に設定した避難対象エリアを速やかに見直すものとします。

第2項 噴火警報等の伝達体制

噴火警報及び噴火予報は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表します。

横浜地方気象台は、発表された情報を速やかに県を通じて市に伝達します。

1 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

なお、活動火山対策特別措置法第21条（火山現象に関する情報の伝達等）に該当する火山現象に関する情報は、「噴火警報」として取り扱います。

(1) 「居住地域」を対象とする場合

噴火警報（居住地域） 略称:「噴火警報」

(2) 「火口から居住地域の近くまで」、あるいは「火口周辺」を対象とする場合

噴火警報（火口周辺） 略称:「火口周辺警報」

2 噴火予報

火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表します。

(注)警報の解除は、噴火予報でお知らせします。

3 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したもので、それぞれのレベルに「火口周辺規制」、「入山規制」、居住地域における「高齢者等避難」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付しています。

富士山や箱根山のように噴火警戒レベルを導入した火山の噴火予報又は噴火警報は、そのレベルとキーワードを付した発表となります。

<富士山の噴火警戒レベル>

種別	予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。
警報	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。 <p>気象庁「富士山の警戒レベル」</p>

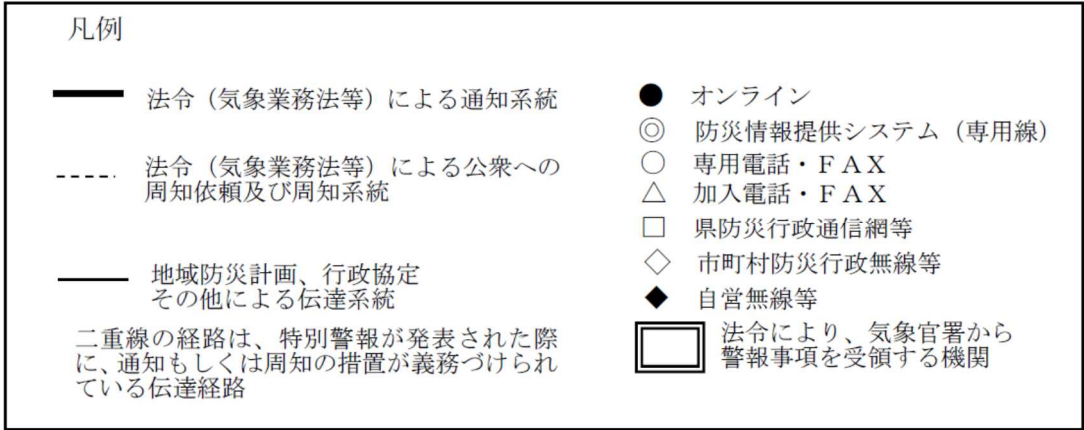
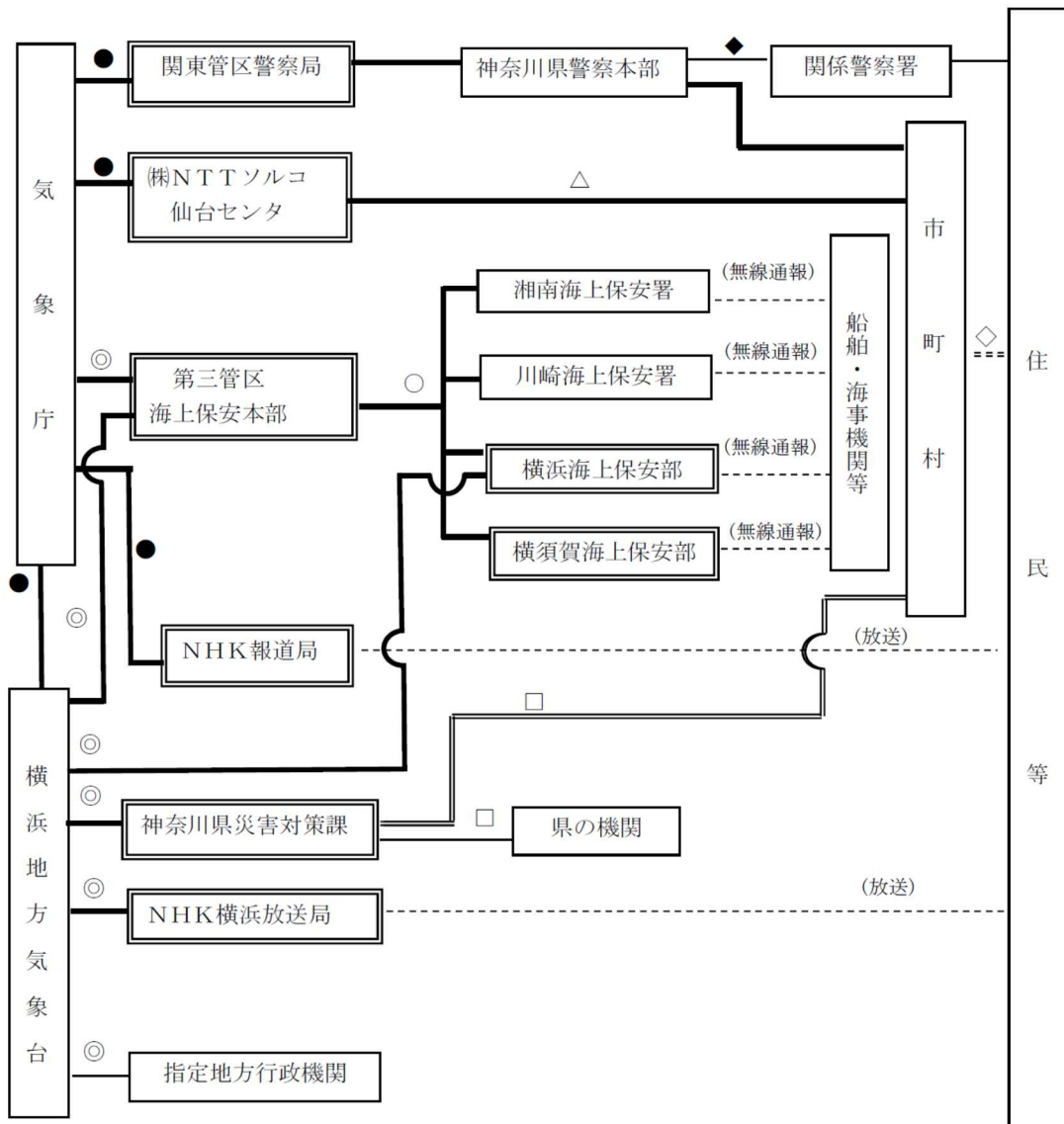
4 降灰予報

区分	目的	内容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> • 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表します。 • 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> • 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 • 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 • 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰予報（速報）を速やかに伝えるため、必要に応じて発表します。 • 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに（5～10分程度*）で発表します。 • 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> • 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。 • 降灰予報（定時）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表します。 • 噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。

※噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

5 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じて適時発表
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項を取りまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時



第3項 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また、市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

2 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

3 被災者支援情報システムの構築等

(1) 市は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供システムを構築します。なお、支援情報は、要配慮者にも配慮した提供方法とするよう努めます。

(2) 市は、市民や指定避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

第4項 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市は、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車等及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

2 消火活動

(1) 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

(2) 市は、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。

3 医療救護活動

市は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、さらに、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

第5項 避難対策

市は、避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努め、要配慮者など自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

大量降灰や小さな噴石が想定されるエリアでの避難誘導は、屋根の荷重に不安のある施設（柱の少ない体育館など）は不適であることや、バス・自家用車等による避難があることを考慮します。

避難時期と避難先については、火山現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを考慮して、次のとおりとします。

避難時期と避難先の考え方

	時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】	時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】
生命への危険性が大きい 【避難対象エリア外へ避難】	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">火口形成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">火砕流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">大きな噴石</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">融雪型火山泥流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">降灰後土石流</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間超)</div>
生命への危険性が相対的に小さい 【避難対象エリア内で避難】	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">降灰</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">小さな噴石</div>

※小さな噴石は、時間的猶予ありとしているが、近隣に退避する建物がない場合は時間的猶予なしとなる。

第6項 降灰等対策

市は、国、県及び防災関係機関と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、市民生活等に及ぼす支障を軽減するため、富士山の火山災害等について、防災対策を検討します。

- (1) 火山灰の除灰の方法や資機材の確保・調達方法及び収集した火山灰の仮置き場等について検討します。
- (2) 降灰による道路の通行障害や、停電などが発生した場合も想定した対策の検討に努めます。
- (3) 市民や事業者等に対し、火山災害（降灰対策等）について正しい理解が進むよう、関連情報の提供や降灰等から身を守るための手段等について普及啓発に努めます。

第7項 防災知識の普及

市民等への防災知識の普及

市は、国及び県と連携して、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。

第2章 応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1項 災害情報の収集・連絡

(1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(3) 情報の報告・連絡手段

市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2節 活動体制の確立

第1項 初動体制

市は、火山災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

(1) 災害対策連絡会

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

ア 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

イ 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

第2項 災害対策本部

市は、大規模な火山災害が発生した場合等、市長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(1) 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置しますが、その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な火山災害が発生し又は火山災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

(3) 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

第3項 広域的な応援体制

市長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、又は災害応急対策の実施を要請します。

第4項 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合は、直接、防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第3節 避難活動

第1項 噴火開始直後の避難計画

噴火開始直後は、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、観測されている火山現象のほかに、可能性のある全ての火山現象に対応する必要があります。この際、各火山現象の避難対象エリアが重複する範囲では、より安全性の高い避難行動を行います。

降灰及び小さな噴石については、どの方向に降灰等があるか特定できるまでは、降灰可能性マップにおいて30cm以上の降灰が想定される範囲では避難準備とし、2cm以上の降灰が想定される範囲（影響想定範囲）及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備とします。

区分	火山現象	範囲	一般住民	避難行動要支援者	観光客・登山者
噴火開始直後	溶岩流等	第1次避難対象エリア【全方位】	避難	避難	避難・入山規制
		第2次避難対象エリア【全方位】	避難	避難	避難・入山規制
		第3次避難対象エリア【必要なライン】	避難	避難	避難・入山規制
		第4次A避難対象エリア【必要なライン】	避難準備	避難	避難・入山規制
	融雪型火山泥流	避難対象エリア【必要な範囲】	避難	避難	避難・入山規制
	降灰	降灰可能性マップにおける30cm以上の降灰が想定される範囲	避難準備	避難準備	避難準備
		影響想定範囲	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備
小さな噴石	影響想定範囲	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備	

※各火山現象の避難対象エリアは重複している範囲がある。本表は、火山現象ごとの対応を記載しており、エリアが重複している範囲については、より安全性の高い避難行動をとるものとする。なお、融雪型火山泥流は、積雪期のみ発生する可能性がある。

※ 溶岩流等、融雪型火山泥流については、本市は影響想定範囲、避難対象エリア外です。

出典：「富士山火山広域避難計画」富士山火山防災対策協議会
(平成30年3月)

第2項 噴火開始後の避難計画

噴火開始後に、火口の位置及び噴火形態が把握され、規模が予測できた後には、降灰、小さな噴石及び降灰後土石流に対しては、状況に応じた避難を行います。

なお、火山現象は複合して発生する可能性があるため、それぞれの火山現象に対応する必要がありますとともに、当該時点で発表されている噴火警戒レベルに基づく対応も必要となります。

第4節 降灰対策及び火山灰処理等

第1項 降灰対策

市は、横浜地方気象台等から降灰に関わる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、住民等へ周知します。

また、あらかじめ、必要となる降灰用資機材、具体的な除灰方法、火山灰の一時仮置き場・最終処分場や、最終処分方法等について検討します。

第2項 火山灰処理

道路、下水道、河川、宅地等の処理は、原則として、所有者又は管理者が実施するものとします。

また、道路については、隣接自治体間にまたがる優先すべき緊急交通路等を調整し、その機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応します。

除去に必要な資機材等を保有していない場合は、必要に応じ協定に基づく調達や国及び県への要請を実施します。

除去した降灰は、市が指定した場所に集積し、市又は収集請負業者等が収集します。

民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とします。また、各家庭から排出された灰の回収は市が実施し、各事業者から排出された灰については、一時仮置き場への搬入までを事業者の責任において実施します。降灰の状況にもよりますが、原則、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第14節（災害廃棄物等の処理対策）第3項（し尿及び生活ごみ等の処理）に準じて実施します。

市長は、除去作業が大規模、広範囲に及び、市内の建設業協会等の応援協力によっても対応が困難な場合、県知事に必要な事項を明らかにして応援派遣の要請を行うものとします。

第3項 降灰除去

降灰除去については、第3部（雪害対策）第2章（応急活動計画）第4節（除雪の実施）に準じて実施します。

第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動

第1項 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

第2項 救助・救急、消火活動

- (1) 市は、事前に定めた災害時の計画により消防活動を実施します。消防の投入に当たっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な運用を図ります。
- (2) 市は、被害状況を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、一般社団法人厚木医師会など関係機関の協力のもと、広域的な救急活動を実施します。また、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行います。
- (3) 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージについて、厚木市消防集団救急事故対応計画に定めます。
- (4) 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織等と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常時消防を補佐し、各種消防活動を行います。
- (5) 市は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部位隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。
- (6) 市は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合は、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。
- (7) 警戒区域の設定
 - ア 市民を考慮した警戒区域の設定
警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。
 - イ 設定根拠
原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。
なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなっています。（災害対策基本法第73条第1項）
 - ウ 関係機関への報告
市は、避難情報を発令した場合若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。
- (8) その他、救助・救急、消火活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動

計画)第6節(救助・救急、消火及び医療救護活動)第1項(救助・救急、消火活動)により実施します。

3 医療救護活動

(1) 市は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、被災者に対する医療活動を実施します。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき県が行います。

(2) その他、医療救護活動については、第2部(風水害対策)第3章(応急活動計画)第5節(救助・救急、消火及び医療救護活動)第2項(医療救護活動)により実施します。

4 被災市町村への応援

市は、被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

なお、火山災害の場合、噴火の形式によって熱傷や呼吸器系への障害が起こる場合や火山礫による裂傷等、負傷の状況も多岐にわたるため、火山災害の状況に係る情報を入手しつつ、応援活動を実施するものとします。

第6節 災害広報の実施

第1項 伝達上の留意点

(1) 市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

(2) 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

第2項 協力体制

情報伝達に当たっては、防災行政無線、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第7節 その他応急対策

市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）により実施します。

- 1 避難情報の発令
- 2 避難所の開設
- 3 避難路の通行確保と避難の誘導
- 4 帰宅困難者への対応
- 5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
- 6 被災者への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動
- 7 その他必要な措置

第11部 その他の災害対策

第1章 放射性物質対策計画

放射性物質対策は、以下の災害を想定します。

- 1 市内にある核原料物質、核燃料物質、放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱事業者、加工事業者、運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という）における事故等による災害
- 2 放射性物質を積載し市内道路を通行する車両事故等により発生する災害
- 3 市外の原子力施設において発生する事故により市内に放射性物質が飛来又は流入する災害
- 4 市外の原子力施設において発生する事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がる
災害原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて文部科学省等の国の機関が実施することになっていますが、ここでは災害発生時の応急対策を中心に必要な事項を定めます。

〔取扱い・取締りに関する法令〕

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機とした空間放射線量等について、より身近な箇所での測定を実施するなど、市民の安全・安心の確保に向けて、体制強化等を図ります。

第1節 災害予防計画

第1項 安全確保

- 1 放射性物質取扱事業所等に対する指導
 - (1) 市は、放射性物資に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者等に対し、次の事項について指導します。
 - ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
 - イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
 - ウ 自主防災体制の強化
 - エ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
 - オ その他必要な事項
 - (2) 県警察は、放射性物質取扱事業所等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬日時、経路、その他必要な事項を指示します。
- 2 安全確保に関する協定等の締結
市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

(1) 消防防災担当職員の教育

市及び県は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他の関係機関と連携して、関係職員に対し次の事項について教育を実施します。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

(2) 市民に対する知識の普及・啓発

ア 市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国、県及びその他関係機関と協力して、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。

イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実を図ります。

ウ 市は、防災意識の普及・啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。

第2項 災害応急対策への備え

1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

(1) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

ア 災害予防措置等の実施

(ア) 放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとします。

(イ) 放射性物質取扱事業者等は、職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、市、県等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

イ 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の緊急時に円滑かつ迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。

(ア) 消防機関、県警察等への通報連絡体制

(イ) 消火、延焼防止の措置

(ウ) 現場周辺への関係者以外立入禁止措置

(エ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制

(オ) 放射線防護資機材の整備

(カ) その他放射線障害の防止のために必要な事項

(2) 市及び県の防災体制の整備

ア 防災体制の整備

(ア) 市及び県は、放射性物質災害対策の迅速かつ的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

(イ) 消防機関は、放射性物質取扱事業所等の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、必要な資機材の確保や消防活動体制の整備に努めます。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

市、消防機関及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

2 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国、県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

3 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

市は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、要配慮者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。

主な広報方法、手段は、次のとおりです。

- ア 放送機関への放送要請による広報
- イ 報道機関を通じた広報
- ウ 防災行政無線による広報
- エ ヘリコプター等による広報
- オ 広報車及び消防車による広報
- カ 自主防災隊を通じた広報
- キ インターネットによる広報

(2) 広報の内容

市、県等が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所・避難方法
- エ 市民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

4 放射能観測の実施

(1) 県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して必要に応じ観測を実施します。

(2) 市は、県及び関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めます。

5 救助・救急、消火及び医療救護活動

市、県及び県警察は、救助・救急、医療活動に必要な、体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材、内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材、救急救助用資機材、医療資機材等の把握・整備に

努めます。また、放射線の被ばく者等に対応するため、あらかじめ被ばく者等を収容する医療機関を把握し、不測の事態に備えます。

6 避難誘導

市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めます。

7 訓練の実施

市、県、県警察及び関係機関は、連携しながら放射性物質に係る事故を想定した訓練の実施を検討します。

8 放射線測定機材の整備

市は、安全な生活環境を確保するため、生活域における放射線量を測定し、安全の確認をすることを目的に放射線測定器の整備を行い、必要時に貸し出しを行える体制を整えます。

9 食材検査の実施

市及び関係機関は、食材の放射性物質測定機器を設置して、学校給食、保育所給食等を受ける児童、生徒、乳幼児の保護者の安心感が得られるよう、定期的に食材の検査を実施します。

【資料編】

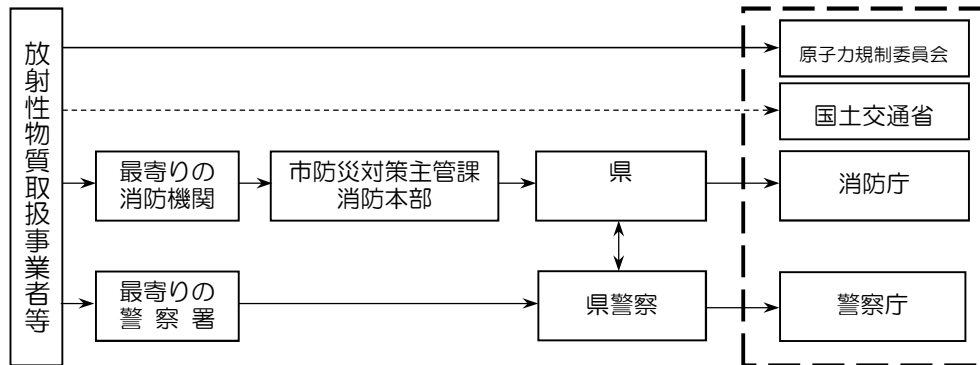
3-11-(1)-1 核燃料物質輸送情報に関する協定書(神奈川県)

第2節 応急活動計画

第1項 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

＜放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図＞



(1) 事故情報等の連絡

ア 放射性物質取扱事業者は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、消防機関及び県警察へ連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）において事故が発生した場合は、国土交通省に連絡します。

イ 市は、消防機関から受けた事故情報を県に連絡します。

(2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱事業者は、被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会に連絡します。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む）における事故の場合は、国土交通省に連絡します。

イ 市は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 放射性物質取扱事業所等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は、国土交通省）及び関係市町村に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。

イ 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(4) 情報の報告・連絡手段

市、県及び防災関係機関が行う情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

(5) 情報の共有化

市は、本市周辺の原子力施設において災害が発生し、緊急事態宣言が行われたときに開催される「原子力災害合同対策協議会」（緊急事態宣言に至らない場合は「現地事故対策連絡会議」）等に職員を派遣し、国及び県、防災関係機関及び事業者との情報の共有化に努めるとともに、応急対策の実施に向け協力体制を確保します。

市は、県外における原子力施設における災害が発生した場合には、国及び県から情報を収集するとともに、防災関係機関との連絡体制の確保に努め、必要な措置が講じられる体制を整えます。

第2項 活動体制の確立

1 初動体制

市は、放射性物質災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

(1) 災害対策連絡会

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害対策連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

ア 構成

災害対策連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

イ 協議事項

災害対策連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づき、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

2 災害対策本部

市は、放射性物質の漏洩等による事故の影響が周辺に及びおそれがある場合、事故の規模、予測される被害等により、災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(1) 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置しますが、その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な放射性物質災害が発生し又は放射性物質災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

(3) 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

3 広域的な応援体制

市長は、災害の状況により知事に対し広域応援の要請を行います。

4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

5 国への専門家の派遣要請等

市長は、災害の状況により広域応援の要請を行います。また、必要に応じ、専門家の助言、指導を得るため、関係省庁に対して、原子力関係者の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請します。

第3項 救助・救急、消火及び医療救護活動等

1 救助・救急活動

- (1) 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (2) 市及び県警察は、放射性物質災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。
- (3) その他、救助・救急活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

2 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに放射性物質災害に伴う火災の発生状況及び放射線量を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (2) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

(3) 警戒区域の設定

ア 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

イ 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動

のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなっています。（災害対策基本法第73条第1項）

ウ 関係機関への報告

市は、屋内退避又は避難の指示をした場合若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

(4) その他、消火活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

3 医療救護活動

(1) 市は、県、一般社団法人厚木医師会及び一般社団法人厚木歯科医師会等に対し、医療救護班等の現地における負傷者の応急処置を要請します。また、市民が被ばくした場合などには、迅速な除染活動や被ばく量の把握などを早期に実施します。

(2) その他、医療救護活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第2項（医療救護活動）により実施します。

第4項 災害広報の実施

1 伝達上の留意点

(1) 市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

(2) 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等について、正確かつきめ細かな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

2 協力体制

情報伝達に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第5項 放射線測定体制の強化

1 県は、必要に応じ国等の専門家の助言、指導を得て、関係機関とともにモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。

2 市は、放射線測定機材の整備に努めます。

3 市及び関係機関は、空气中及び雨水等、水再生センター流入及び処理水の放射線量の測定を行います。

4 市及び関係機関は、飲料水及び食品、農作物等の放射線量の検査を行います。

5 市及び関係機関は、水道水の放射能濃度を測定します。

第6項 汚染飲食物の摂取制限等

市及び関係機関は、飲料水及び飲食物等の汚染状況の調査結果に基づき、国の基準値（又は暫定規制値）を超えた飲食物については、検査結果について国と協議のうえ判断し、必要に応じて汚染飲食物の摂取制限等を行います。

- 1 汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止措置
- 2 汚染飲食物の摂取制限又は禁止措置
- 3 農畜水産物の生産者、集荷機関の責任者等に対して汚染農畜水産物の採取又は漁獲及び出荷の制限等必要な指導
- 4 農畜水産物を取り扱う本市市場の責任者に対し、汚染農畜水産物の売買の制限等必要な措置

第7項 相談体制の確立

市は、市役所及び避難場所のほか、必要と認められる公共施設に臨時相談室を開設します。臨時相談室には、相談業務の実施に必要な関係部局職員のほか、放射線量の人体への影響、健康状態の相談等に対応できる専門家（原子力施設関係者、医療関係者等）を派遣します。

第8項 その他応急対策

市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）により実施します。

- 1 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の指示、避難誘導
- 2 避難所の開設、運営管理
- 3 その他必要な措置

第9項 災害の復旧

- 1 汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質による汚染物を除去します。

- 2 各種制限措置の解除

市、県、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置を解除します。

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則

第2章 地下街等災害対策計画

市内の1000m²以上の床面積を有する地下街等において、火災・ガス爆発及び浸水事故等の災害が発生した場合を想定します。

第1節 災害予防計画

第1項 安全確保

1 地下街等の現状

市における地下街等の現状は次のとおりです。

(令和4年4月現在)

地下街	地下街と一体をなすもの	特定防火対象物の地階 1,000 m ² 以上の床面積を有するもの
無し	無し	27箇所

2 安全な地下街等の形成

地下街等事業者は、火災・ガス爆発等による事故がいつでも起こる可能性があるという認識を持ち、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の管理の徹底、消防用設備等の設置及び管理の徹底など安全な地下街等の形成を図ります。

3 地下街等における防火管理体制

地下街等事業者は、地下街等において、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど防火管理体制の充実を図ります。

第2項 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 市は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。また市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

イ 地下街等事業者は、防災センターと消防機関等、地下街等と地上及び周辺の防火対象物、地下街等事業者との情報連絡体制の整備を図ります。

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市は、平常時から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のための初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

(2) 医療救護活動

市は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努め、さらに、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

3 避難誘導

(1) 市は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努め、高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(2) 地下街等事業者は、緊急時の避難経路の確保及びその周知方法並びに利用者等の避難、誘導のための避難計画を作成します。

4 地下街等事業者、ガス事業者及び市の措置

地下街等事業者、ガス事業者及び市は、地下街等における火災・ガス爆発等による災害の発生を未然に防止するため、次の予防対策を行います。

(1) 施設整備

地下街等事業者とガス事業者は協力して、ガス漏れ等の緊急時に、ガスの漏れを早急に停止するための緊急ガス遮断装置の設置を進めるとともに、路上のガス遮断装置場所には、標識を設置し、駐車させないよう配慮します。

(2) 可燃物及び火気の手扱い制限

地下街等事業者は、地下街等における不燃性材料の使用や店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などの火災安全対策の充実を図ります。

(3) 点検管理

地下街等事業者は、火気使用施設検査員、消防設備検査員等の点検管理組織を整備し、火気使用施設・ガス施設・消防用設備等の点検管理を励行します。

また、地下街等のパトロールを実施し安全点検に努めます。その他工事等による火気使用場所の制限、危険物の搬入制限等火気の管理を徹底します。

(4) 教育、訓練及び広報

ア 教育

(ア) 地下街等事業者は、従業員に対して、火災・ガス爆発等に関する知識や避難誘導など防災上必要な教育を行います。

(イ) ガス事業者は、ガス関係知識の啓発のための講演会等を行うほか、必要に応じて地下街等関係者の行う教育に講師を派遣する等の協力を行います。

イ 訓練

地下街等事業者は、防災訓練を火災予防期間等あらゆる機会を捉えて実施するとともに、総合訓練は、年1回以上、ガス漏洩想定訓練・初期消火訓練等個別訓練は実情に応じて実施し、緊急時の体制を整えます。

なお、訓練を実施するに際し、必要と認める場合は、ガス事業者・消防機関への指導を要請します。これに対して、ガス事業者・消防機関は必要に応じて指導・協力をします。

ウ 広報

- (ア) 地下街等事業者は、構内放送を利用した喫煙の禁止等火災予防に関する広報を行います。
- (イ) 地下街等事業者は、日頃から地下街等の避難口、避難階段、避難設備等消防用設備の設置場所等の広報に努めます。

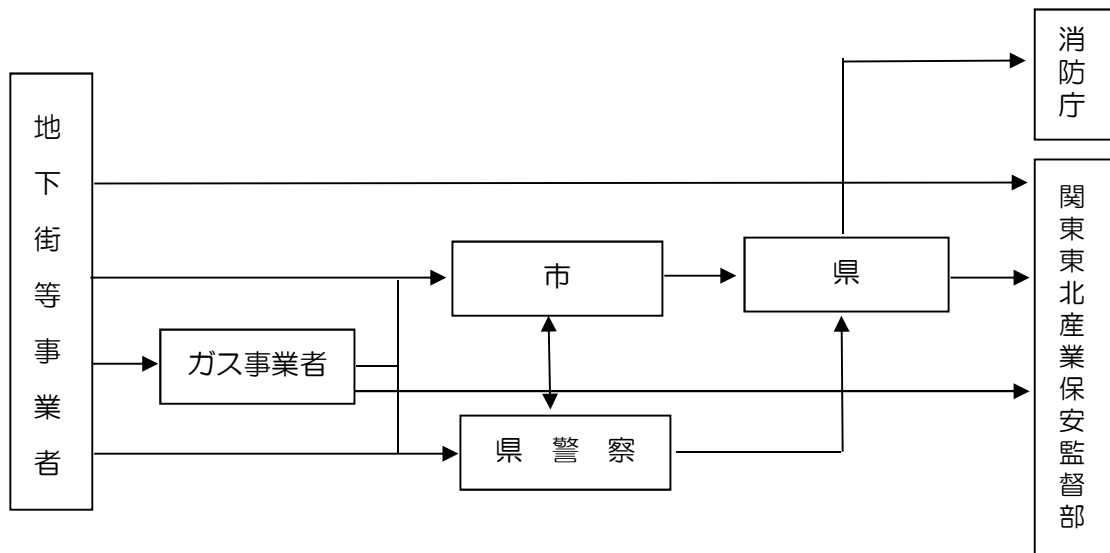
第2節 応急活動計画

第1項 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 地下街等の火災・ガス爆発等事故情報等の連絡

＜地下街等の事故発生時の連絡系統図＞



ア 地下街等において、火災、ガス爆発等事故が発生した場合、地下街等事業者は速やかに関東東北産業保安監督部、県警察及び市に連絡します。

イ 市は、地下街等事業者から受けた事故情報を県及び県警察へ連絡します。

(2) 地下街等の火災、ガス爆発等発生による被害の情報の収集・連絡

ア 地下街等事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、ガス事業者に連絡するとともに、県警察及び市へ連絡します。

イ 市は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(4) 情報の報告・連絡手段

市、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急

対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、市防災行政無線、県防災行政通信網、県災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

第2項 活動体制の確立

1 初動体制

市は、地下街等災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防御、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図ります。

(1) 災害対策連絡会

市は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、連絡会を招集し応急活動の準備を行います。

ア 構成

連絡会は、市長、副市長、教育長、理事及び部長で構成します。

イ 協議事項

連絡会の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行います。

2 災害対策本部

市は、大規模な地下街等災害が発生した場合等、市長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(1) 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の規定により、市長が必要と認めたときに設置しますが、その設置基準はおおむね次のとおりです。

市域及びその周辺地域において、大規模な地下街等が発生し又は地下街等災害による被害が拡大するおそれがあり、市長が本部の設置を必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合を除き、市本庁舎4階大会議室に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合には、ぼうさいの丘公園センター施設に設置します。

(3) 災害対策本部長の代行順位

災害対策本部長は市長としますが、市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。

	1	2	3
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長

3 広域的な応援体制

市長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、又は災害応急対策の実施を要請します。

4 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

ただし、知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。なお、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3項 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

2 救助・救急活動

- (1) 市及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (2) 市及び県警察は、地下街等災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。
- (3) 地下街等事業者は、放送設備を利用して、地下街全体に正確な情報を伝え、地下街利用者等に対して、混乱防止の万全を図るとともに、救出救助活動に努めます。
- (4) その他、救助・救急活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

3 消火活動

- (1) 市は、速やかに地下街等における火災等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づく県内応援や緊急消防援助隊の応援を要請します。
- (3) 地下街等事業者は、ガス爆発等による火災の初期消火等災害防御態勢に努めるとともに、消防機関に協力します。
- (4) 警戒区域の設定
 - ア 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定します。また、警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することがないように留意します。

イ 設定根拠

原則として、市民保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法によって行います。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとなっています。（災害対策基本法第73条第1項）

ウ 関係機関への報告

市は、避難情報を発令した場合若しくは警戒区域を設定した場合には、関係機関にその旨を報告します。

- (5) その他、消火活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第1項（救助・救急、消火活動）により実施します。

4 医療救護活動

- (1) 市は、県、一般社団法人厚木医師会及び一般社団法人厚木歯科医師会等に医療救護班等の現地に派遣による負傷者の応急処置を要請します。
- (2) その他、医療救護活動については、第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）第5節（救助・救急、消火及び医療救護活動）第2項（医療救護活動）により実施します。

第4項 災害広報の実施

1 伝達上の留意点

- (1) 市、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。
- (2) 市は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行います。

2 協力体制

情報伝達に当たっては、防災行政無線、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第5項 その他応急対策

市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を第2部（風水害対策）第3章（応急活動計画）により実施します。

- 1 避難情報の発令
- 2 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

【資料編】

2-3-(1)-1 厚木市災害対策本部条例

2-3-(1)-2 厚木市災害対策本部条例施行規則